

## 平成 27 年第 3 回設楽町議会定例会（第 1 日）会議録

平成 27 年 9 月 1 日午前 9 時 00 分、第 3 回設楽町議会定例会（第 1 日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 今泉吉人	2 河野 清	3 金田敏行
4 夏目忠昭	5 金田文子	6 高森陽一郎
7 熊谷 勝	8 伊藤 武	9 山口伸彦
10 田中邦利	11 松下好延	12 土屋 浩

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	佐々木孝
教育長	後藤義男		
総務課長	原田和久	出納室長	鈴木正吾
企画ダム対策課長	鈴木伸勝	津具総合支所長	佐々木一夫
生活課長	氏原哲哉	産業課長	澤田周蔵
保健福祉センター所長	滝本光男	建設課長	原田直幸
町民課長	佐々木輝	財政課長	大須賀宏明
教育課長	原田利一		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 鈴木浩典

5 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

1 今泉吉人議員

(1) ゴミステーションに指定袋以外の袋並びに現物のままの状態不法投棄されているゴミの処理は。

(2) 休耕田等に生えた草を長期間放置した状態が基で、獣、害虫等が住みつき、作物等に被害を及ぼしているが、これらの対策で行政指導等対策方法は。

(3) クリーンますの清掃方法の悩みを解決する方法は。

2 金田敏行議員

(1) 設楽町役場主催行事の日程調整（重複）について

- 3 夏目忠昭議員  
(1) 社会福祉法人「田口宝保育園」園舎建設支援方針について
  - 4 田中邦利議員  
(1) 国保料の負担軽減について  
(2) 介護保険制度の現状打開について
  - 5 河野清議員  
(1) 町移送サービス事業について
  - 6 金田文子議員  
(1) 地域の将来ビジョンづくりについて、各地区の将来目標づくりをするためのマネジメントはどのようにするのか。  
(2) 定住可能性が高い移住者支援について問う。  
① トマト栽培新規就農者に定住実績がある。産地を維持していくために、就農者の募集、定住支援をどう充実していくのか。  
② 地域おこし協力隊員の定住化の方策はどうか。  
(3) 高齢者を中心とした「居場所づくり」の取り組みを継続するのか。
  - 7 高森陽一郎議員  
(1) 「地方創生」を「持続可能な地域再生」につなげてゆくためのインフラ整備について  
① 保育園、小学校等の教育関連インフラの統廃合をどう考えているのか。  
② 重度障害児の保育及び小学校教育の保証はいかに。  
③ 地域主権を確実なものとする知と絆の拠点としての公民館的施設の充実が名倉地区に欠けている事への認識はいかがか。
- 日程第6 発議第2号  
設楽町議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第7 発議第3号  
設楽町議会傍聴規則の一部を改正する規則
- 日程第8 報告第9号  
平成年度健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第9 議案第61号  
財産の取得について
- 日程第10 議案第62号  
北設広域事務組合規約の変更について
- 日程第11 議案第63号  
北設楽郡設楽町と豊川市との間の「緑の分権改革」推進事業及びICTふるさと元気事業に係る事務の委託を廃止する協議について
- 日程第12 議案第64号  
設楽町個人情報保護条例及び設楽町情報審査会条例の一部を改正する条例について

- 日程第 13 議案第 65 号  
設楽町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 66 号  
平成 27 年度設楽町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 15 議案第 67 号  
平成 27 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 16 議案第 68 号  
平成 27 年度設楽町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 17 議案第 69 号  
平成 27 年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 18 議案第 70 号  
平成 27 年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 19 議案第 71 号  
平成 27 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 20 議案第 72 号  
平成 27 年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 21 認定第 1 号  
平成 26 年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 認定第 2 号  
平成 26 年度設楽町国民健康保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 23 認定第 3 号  
平成 26 年度設楽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 24 認定第 4 号  
平成 26 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 25 認定第 5 号  
平成 26 年度設楽町簡易水道等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 26 認定第 6 号  
平成 26 年度設楽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 27 認定第 7 号  
平成 26 年度設楽町町営バス特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 28 認定第 8 号  
平成 26 年度設楽町つぐ診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 29 認定第 9 号  
平成 26 年度設楽町情報ネットワーク特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 30 認定第 10 号  
平成 26 年度設楽町田口財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 31 認定第 11 号  
平成 26 年度設楽町段嶺財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 32 認定第 12 号  
平成 26 年度設楽町名倉財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 33 認定第 13 号  
平成 26 年度設楽町津具財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 34 認定第 14 号  
平成 26 年度設楽町神田平山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

## 会 議 録

開会 午前 9 時 00 分

議長 おはようございます。会議の冒頭ではありますが、議員の皆さんには今議会とましーなの議会ということで、御協力をありがとうございました。そして横山町長をはじめ、執行部の皆さんにもご配慮いただきました。どうもありがとうございました。それではただいまの出席議員は 12 名全員です。定足数に達していますので、平成 27 年第 3 回設楽町議会定例会（第 1 日）を開会します。これから本日の会議を開きます。本定例会の議会運営並びに本日の議事日程を議会運営委員長より報告を願います。

8 伊藤 おはようございます。平成 27 年第 3 回定例会第 1 日の運営について、8 月 26 日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。日程第 1、日程第 2 は従来どおりです。日程第 3、諸般の報告は議長より報告があります。日程第 4、行政報告は町長より報告があります。日程第 5、一般質問は、本日 7 名が一般質問を行います。質問は受付順で、質問時間は答弁を含めて 50 分以内です。本日提案されている案件は、町長提出 27 件、議長提出 2 件です。日程第 6、発議第 2 号から順次 1 件ごとに上程します。日程第 12、議案第 64 号と日程第 13、議案第 65 号は一括上程、日程第 14、議案第 66 号から日程第 20、議案第 72 号までの 7 議案も一括上程します。日程第 21、認定第 1 号から日程第 34、認定第 14 号までの 14 議案は決算です。一括上程し、決算特別委員会を設置して審議することになります。以上です。

議長 ただいま議会運営委員長から報告がありました日程で議事を進めてまいりますので、よろしく願いをいたします。

---

議長 日程第 1 「会議録署名議員の指名について」を、行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、5 番金田文子君、6 番高森陽一郎君を指名します。よろしく願いをします。

---

議長 日程第2「会期の決定について」を、議題とします。本定例会の会期は、本日から9月15日までの15日間としたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。会期は15日間と決定をしました。

---

議長 日程第3「諸般の報告」を行います。議長として、例月出納検査結果、議員派遣、陳情書の取り扱いについて報告をします。始めに、監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査結果について、平成27年度の5月分、6月分、7月分の結果報告が出ています。事務局で得保管をしていますので、必要な方は閲覧をお願いします。次に議員派遣の件について、会議規則第129条第1項のただし書きの規定により、議員派遣を別紙のとおり報告をいたします。次に陳情書の取り扱いについて、お手元の議事日程にとじ込みで配付したとおり、陳情書5件を受理しています。議会運営委員会にお諮りした結果、陳情第7号から第10号までは文教厚生委員会付託、第11号は議長預かりに決定をしました。以上で、諸般の報告を終わります。

---

議長 日程第4「行政報告」を行います。町長から、行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長 おはようございます。9月議会定例会の開催にあたりまして、議員全員の皆様方に御参集をいただきまして、誠にありがとうございます。今年は猛暑の日々が続いておりました。大変厳しい毎日でありましたけれども、最近はこの暑さも少しずつ遠のいてきており、朝夕はずいぶん過ごしやすくなったというふうに感じているこの頃でございます。しかしながら、8月下旬から不安定な気候の様相を呈しておりまして、今日もこうした雨の日ということで、最近はずっとこうした状況が続いております。今後、またさらに台風の襲来による災害等が危惧されるわけでありまして、また引き続いて一方では厳しい残暑の日もあるのではないかとこのように予想されます。お互いに防災意識も高め、今日も防災の日というような、そういう期日になっておりますけれども、お互いそうしたことへの認識を新たにしながら、また一方ではお互いに健康に留意をしまいたいとも思っております。

それでは、行政報告をさせていただきます。まず第1点目は、8月29日、30日に開催をいたしました3つの「合併10周年記念事業」についてであります。8月29日の土曜日、「笑いと音楽で設楽町を未来につなげよう」と題しまして、ミュージックフェスティバルを開催いたしました。当日は、雨の中での準備でありましたが、イベント開始時には、空も明るくなってきて、約1,200名のお客さ

んを迎えて、無事、終えることができました。また、音楽の他にも防災めしコンテストや飲食又は音楽にちなんだブースの出店もありまして、それぞれが趣向を凝らした特産品等を販売していただき、皆様方のご協力をいただいたことに感謝をいたすところでございます。そして、同日のイベント会場におきましては、防災について楽しく学び、防災意識を高め、災害時に役立てるため、町内6自主防災会、約90名の出店によりまして、初めての「防災めしコンテスト」を開催いたしました。各自主防災会は、保存食を食材とするメニュー、またこれにそれぞれ特色を出して考えていただき、制限時間内に調理をして、「調理時間」また「手軽さ・実用性」そして「アイデア」さらには「おいしさ」、こうしたものを競いあうということで、一般入場者100名の皆さんの審査によって投票や審査委員の審査により、結果、「清崎区自主防災会」が見事優勝をされました。次に、29日から30日にかけて実施をいたしました「富士登山」につきましましては、21歳の若者から85歳の高齢者まで、スタッフを含め46名が参加していただきました。当日は、7合目半の山小屋までは天候にも恵まれましたが、深夜の山頂を目指して出発した後、8合目で強風と大雨によりまして、これ以上の強行は危険というふうに判断し、誠に残念ではありましたが、午前5時頃には5合目まで下山し、全員怪我もなく無事帰ることができました。

第2点目は、設楽ダム関連予算要望についてであります。先日、7月30日に下流5市の首長と共に設楽ダムに関する予算要望に行ってまいりました。直接太田国土交通大臣にお会いをさせていただきまして、今後の設楽ダム関連予算の増額について要望したところですが、下流の市町の首長さんは早期建設にむけての予算要望でありますけれども、私といたしましても、水源町として、特にダムに協力している町民の姿勢を申し上げるとともに、日常生活の利便性向上に繋げるため「付け替え道路」の整備進捗を図り、これを早期に完成するため、直結予算としてこの増額措置を要望してまいりました。当日は太田大臣も、そのことはよく理解をしていただき、予算増額に努めていくという言葉をしていただきました。

第3点目ですが、イタリアミラノ万博の視察についてであります。私は8月1日から7日にかけて愛知県町村会のメンバーとして、イタリアミラノ万博を視察してまいりました。現地では愛知県のレセプションに参加をいたしまして、大村知事と共に日本の愛知のPRをしてきたところでして、こうしたことを契機として、日本の食文化、また風土等が広く知れ渡ることに期待をするところであります。

第4点目でございますが、東三河広域連合議会についてであります。8月10日、11日にかけて初の東三河広域連合議会定例会が開会されまして、一般質問のほか、議案が上程され、これに対する質問への答弁、また議案について審議をしていただいた結果、全案可決がされました。こうして、東三河にとって「広域連合」というような新たな地域連携の自治組織による行政運営が進められていく第一歩となったわけでございますが、今後こうしたことを契機として、我々の地域

東三河全体への行政の活性化を図ってまいりたいと考えております。

第5点目でございますが、愛知県消防操法大会についてであります。8月8日でありましたが、愛知県消防操法大会が豊川市で開催がされまして、我が設楽町消防団清嶺分団が北設楽郡の代表として出場いたしまして、見事優良賞、結果第3位であります。この栄誉に輝きました。長い間厳しい練習に耐えて頑張った選手の皆さんを始め、御協力をいただいた御家族、そして議会の皆さん、さらには地元住民の皆さんなど、多くの方々に応援、御声援をいただきまして、こうした選手が立派な成績を残すことができました。本当に心から感謝するところであります。

第6点目でございますが、消防の筒先盗難についてであります。すでに行政無線の放送等で御存知だとは思いますが、消火栓ボックスの筒先やホースの盗難被害が県内各地で報告がされ、消防団では7月から8月に全部の消火栓ボックス内を点検した結果、国道257号・県道沿いを中心に、筒先53本、ハンドル10本、ホース8本、こうした被害を確認しております。被害額は約780千円の見込みであります。また、町及び商工会が設置をいたしました防犯カメラの映像を設楽署と確認したところ、各所において不審車両の映像が映っておりました。現在、この画像をデータとして設楽警察署に提出をいたしまして、調査をしていただいているところでございます。現時点の対応といたしましては、行政無線を通して住民に周知を図るわけではありますが、これとともに、消火栓ボックス内の筒先は、8月26日までにすべて撤収をいたしました。各分団の判断で近くの民家ですとか、また消防団員、支援団員、そして詰所等で保管をしております。今後、速やかに筒先等を補充し、警察署、消防団と連携しながらより適正な管理について努めてまいりたいと考えております。

最後に、ゆるキャラグランプリ2015への応援、投票についてであります。本日もこうして我々のゆるキャラ「とましーなちゃん」を全国にPRするため、こうした議会の皆さん方にもお力をいただいているわけでありまして、昨年度に続きまして、「ゆるキャラグランプリ2015」にエントリーをしております。8月17日から11月16日まで、1人1日1回という投票スタイルで、パソコン、またスマホ等で投票をしていただくという形であります。こうして「とましーなちゃん」を、さらに「設楽町」を全国の多くの方々を知っていただくには、こうして皆さん方の応援が欠かせませんので、投票への御協力をよろしくお願いをいたします。以上、近況について御報告させていただきました。

本日は、7名の議員により「一般質問」に続きまして、財政状況に関する報告1件、財産の取得1件、広域事務組合規約の変更1件、事務委託を廃止する協議1件のほか、条例改正2件、一般会計・特別会計の補正予算7件、平成26年度歳入歳出決算認定14件について上程をさせていただきました。慎重審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。なお、教育委員の任命に係る同意議案につきましては、最終日に追加上程させていただきたいと思っております。

すので、よろしく願いをいたします。以上、議会定例会開会に先立ちまして、行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

---

議長 日程第5「一般質問」を行います。質問は、受付順とし、質問時間は答弁を含めて50分以内としますので御協力をお願いします。はじめに1番今泉吉人君の質問を許します。

1 今泉 1番今泉です。皆さんおはようございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に基づき一般質問を始めさせていただきます。なお質問の要旨が1部重複していますが御了承くださいますようお願い申し上げます。では件名1「不法投棄」ゴミステーションが泣いています。その対策は。で質問します。設楽町には、生ごみ等の処理で、ゴミステーションを各地域に設置されていますが、町民の大多数はゴミを分別して指定袋に入れて投函しています。これは日頃から町が、中田クリーンセンターの要望を受け、町無線放送で広報した賜物と信じています。ところが、ある町民から、「ゴミを分別しなく、他の袋や現物のまま置いていく。たまらん。中田さんは持って行ってくれない。」と苦情を受けました。その都度、近くの町民が自分たちが買った指定袋を使用し、分別されていないゴミを仕分けてゴミステーションへ指定日に投函していると聞いています。これらの行為は明らかに、不法投棄と思慮されます。ゴミステーションが泣いています。町民がこのような不法投棄をすることはまず考えられなく、通りすがりの不心得者が勝手に投棄していると思われれます。町として何か、よい対策はないでしょうか。そこで質問ですが、1、ゴミステーションに、「不法投棄は処罰されます」または「禁止されます」との看板の設置ができないでしょうか。町民が分別し使ったゴミ袋や手袋の補てんはできないですか。これは課長さんをお願いします。町長さんに聞きます。一部重複しますが、今や全国の自治体、クリーン作戦で地域が一体となり環境美化を推進するため設置されていますが、当設楽町においても鳥獣など危害防止の観点から鉄柵の柵を使用したゴミステーションを使用しています。ところがこれを愚用する悪質な不法投棄をする不心得者が見受けられます。防止策として不法投棄禁止看板などを設け、通り客に広報し、投棄したものには厳しい罰則が課せられる旨を告知すれば、不法投棄が少しでも減少すると思われれます。またゴミの仕分けなどで携わってくれた町民の方へ指定袋など損失補填を町が行い、今後の町民意識の高揚に役立てる方策をお伺いしたい。本来ならば、区長管理の地域であるのが筋ですが、その管理責任と不法投棄があった場合、処理方法を誰がするか、町長に聞きたい。

続きまして2点目。作物等を破壊する獣、害虫の棲み処は「長期間の草刈放棄」「条例制定」は。設楽町管内も高齢者、転出者が増え休耕田、畑等が草などで覆われて草刈りができない町民が増えています。農作業をしている町民の悩みは、作物を作っても、ハクビシン、アライグマ、カメムシなどに荒らされなんともな

らない。関係法令を作り行政指導をしてほしい要望が多数あります。自己責任を感じている町民は、自ら草刈りをやったりして近所迷惑にならないように気を付けたりしています。また、シルバー人材センター等に草刈等の依頼をしている町民もいますが、これも限度があります。国民年金者、低所得者にあつては生活問題で、何回も草刈りを頼むことができないことはおわかりになると思います。草刈りは年に1回では駄目だ。少なくとも年2回以上とされています。草を長期間放置すると絶好の獣たちの棲み処なることは誰でもご存知だと思われま。生産者はこれらの獣たちの被害を受け、死活問題とも言われる始末です。そこで質問ですが、1、放置されている休耕田等の草刈りに関係法令を作り行政指導、命令等が出来る方策はないでしょうか。2番目、高齢者等低所得者に対する補助金の交付はできないですか。これはシルバーに頼む場合ですね。3番目、猟友会の皆さんに獣たちを捕獲依頼して助成金を出せないでしょうか。今だいたい決まっていますが、金額を上げることはできないですか。これが課長さん。それで町長さんに聞きます。耕作放棄地は、周りの環境にさまざまな悪影響を与えるおそれがあり、農地の原形を失い、周辺地域の営農環境を壊します。特に病害虫、鳥獣被害の発生、雑草の繁茂、用水路施設の管理への支障等、また地域中心となっている農業を担う経営者への農地集積の阻害要因とも言われています。農林水産省は平成28年度からTPPを見据え、農地集積を目指し、税制改正を要領に盛り込み、耕作放棄地の固定資産税を2倍とする政府方針を決めたようです。この機会を利用し、設楽町の政府方針を町民に広報し、必要であったら耕作放棄地の発生抑制の解消に向けた取り決めを促進するため、条例制定の方針を掲げてほしいと存じますが、町長に考えをお伺いしたい。

続いて3点目いきます。クリーンますの清掃に関する補助金並びに費用は。津具名倉地区は下水道等の関係で各戸に1基のクリーンますを設置されていますが、今、これが問題になっています。高齢者（75歳以上）1人暮らしのご家庭では大変です。クリーンますの清掃は、少なくとも1か月に1回は清掃をしないとクリーンますが油などでドロドロになると聞いています。このクリーンますの構造も高低差があり、特にお年寄りが体調不良等で清掃する場合、浅いのは比較的簡単にできますが、深いのは大変苦勞していることを聞いています。この実態をご存知ですか。もう掃除は嫌だ。ほかとく。足腰が悪くてできないとぼやいています。これらの清掃をしないと油などの匂いが台所まで届き嫌な思いをしていますので、足腰の悪いお年寄りは痛みなどに堪えて、仕方がなくやっています。しかし、何らかの理由で清掃ができなくなると本管まで届く配管が詰まり配管工事をやり直ししなければなりません。そこでこれらの問題で質問します。1、一般家庭で「クリーンます」と「合併層」を比べると毎月の使用料の相違はいくらですか。2番目、クリーンますの清掃を業者に頼むといくらかかりますか。3番目、足腰の悪い高齢者がクリーンますの清掃を業者に頼んだ場合、補助金は出せませんか。4、クリーンます以外の方式はありませんか。これが課長。町長に伺いま

す。一部重複しますが、冒頭でお話しした地区は、農業集落排水の一般家庭で、クリーンますと合併槽を使用しており、使用料に相違があります。また怪我、病気、長期で入院等にわたり家を留守になっている家庭にも使用料が徴収されています。これらの理由がある世帯は申し出により、免除の方向で対処できなんでしょうか。また体調不良の方や高齢者において清掃業者に頼む方もいますが、国民年金者、低所得者は経済的な不安が大きいのし上がってきます。設楽町も町場のように手間がかからない公共ますのような、排水は本管直送ができるようならその方向で検討ができないでしょうか。町長の見解をお聞きしたい。以上です。

議長 今泉吉人さん、第2質問をここでされたということで、主旨は違っておりませんので、許可はいたしました。できることでしたら通告のほうにもし載せていただければ幸いです。

生活課長 それでは最初の質問のほうに答えさせていただきます。不法投棄ゴミステーションが泣いている。その対策は。ということでございます。質問の内容からいたしますと、分別可能な一般ゴミの問題ということで答えさせていただきます。まずゴミステーションの設置については、地区の要望により設置しております。過去に国道、県道に設置したところに、同じような事例がございました。地区の方々と運搬する広域事務組合との同意により、位置を移動したことにより解消したということがございました。看板についてですが、「不法投棄」とは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によりますと、「産業廃棄物、一般廃棄物、特別廃棄物の区分に関係なく、指定場所以外に放置された廃棄物はすべて不法投棄になり・・・」とございます。ですからゴミステーションに「不法投棄は処罰されます」との明記には問題があると思われ。問題はですね、地区の住民でない人が分別をせず、指定の袋を使用しないで置いていくことにあるのではないのでしょうか。町といたしまして、通りすがりの人など地区の住民でない人が置くのを阻止する内容の看板を問題のあるところについて、区長さんと協議をしながら設置し、また最初に申しあげましたように、ゴミボックスの位置の移動も考えつつ、2通りの方法から対応いたします。

2点目ですが、ゴミ袋、手袋の補填は、そういうところ今までやっておりませんが、ゴミ袋については、皆様がボランティアとして行っておられますので、区長さんの名前で要望していただければ、支給できます。よろしくお願ひします。

2問目については産業課のほうから願ひします。

産業課長 私からは、鳥獣被害対策の強化に関する質問について御答弁申し上げます。まず1つ目と2つ目の草刈りに関する条例制定と補助金の交付でございます。全国で野生鳥獣による被害が大きな社会問題になっており、議員の御指摘のとおり設楽町でもその被害は極めて深刻です。鳥獣被害の原因としては、狩猟者の減少は耕作放棄地の増加による生息地の拡大などが挙げられますが、人による無意識の餌付けやそれによる鳥獣の人慣れもあります。また民家近くに野生鳥獣があらわれることにより、人への危害や車との接触事故も問題となっております。対策

としましては、まずは地域の皆さんで、今地域で何がおこっているのか。「野生鳥獣の隠れ家となる藪や耕作放棄地がないか。」「田畑に放置されている野菜や果物はないか。」「山林と農地・集落の間の見通しをよくしているか。」などを話し合っていたいただき、地域の皆さんが地域活動の一環として取り組むことが好ましいのではないかと考えております。そこで荒廃した耕作放棄地を再生利用するため、各地域が自らの問題としてとらえ実施する農地の再生利用の活動についてなにか支援がないかということでございましたら、国の交付金事業の活用等を御提案させていただくことができます。したがって現時点におきましては、条例制定による制度化とか草刈りに対する支援は考えておりません。

次に有害鳥獣捕獲に対する支援でございます。有害鳥獣被害対策の取り組みといたしましては、有害鳥獣の侵入防止の電気柵やわな購入などの支援、国の鳥獣被害防止対策事業を活用した自力施工侵入防止策の支援、国の交付金を活用した有害鳥獣捕獲の取り組みを直接支援、また狩猟免許取得・更新に対する支援などの取り組みを進めております。こうした対策による平成26年度の成果といたしましては、イノシシ493頭、ニホンジカ258頭、タヌキ64頭、ハクビシン20頭など、合計で993の個体を捕獲しており、これは平成25年度の約1.9倍の実績となっております。この有害鳥獣捕獲の活動に対しましては、平成26年度は報償費・奨励金をあわせまして15,346,400円を捕獲された御本人にそれぞれの捕獲頭数に応じてお支払いしました。またカモシカ対策事業としまして猟友会に委託しております。今年度におきましても、昨年度を大きく上回る予算で有害鳥獣被害対策に取り組んでいるところでございます。なお報償費・奨励金につきましては、国の実施要領にあわせて有害鳥獣を捕獲した個人へお支払いすることとしております。以上でございます。

生活課長 最初に質問の3番目のですね、クリーンますの清掃に関する補助金並びに費用はということで答えさせていただきます。1点目の一般家庭でクリーンますと合併槽を比べると毎月の使用料はいくらですかという質問ですが、クリーンますと集合処理、合併槽という個別処理なんですけども、使用料は変わっておりません。一緒です。ただし合併浄化槽の方については、ブロワの電気代を使用料から払われておりますので引いております。内容は津具地区の場合ですと、基本料金が1,500円、使用人数、世帯員ですけど、×400円に消費税ということになります。たとえば4人世帯であれば、(1,500円基本料+4人×400円)×1.08消費税で3,780となります。

2点目のクリーンますの清掃を業者に頼むといくらかかりますかということなんですけども、業者の方に聞いたところですね、1回で4,000円から4,500円ということでございました。

3点目のですね、足腰の悪い高齢者がクリーンますの清掃で業者に頼んだ場合、補助金は出ませんかということなんですけども、個人のものでございます。今のところ補助金は考えておりません。

4点目のクリーンます以外の新方式はありませんかということなのですが、油脂類を除去するますの方式は、この方式のほかに見あたらないということでございます。以上です。

町長 今御質問をいただいたことにつきましては、事務局のほうで答えをさせていただいたことにつきるわけでありませけれども、その中で特別町長個人としての考えはどうかという御質問かということだと思います。そうした中で答えさせていただきますけれども、特別今の答弁以外に答弁を考へてはおりませけれども、今御指摘になられたことについては、私としての考へを申し上げさせていただきますが、まずゴミの問題でございますが、通常皆さんが決められたところに決められた方式でゴミを出しているということなのです。これは御承知のように、町民皆同じ条件というか、郡内同じ広域事務組合で運営しておりますので、その方式に基づいて、指定ゴミに基づいて、分別をして出すと。これ基本でありますし、このことはすでに町民の方々には概ね浸透されておると思っております。したがってそれを守らずに出されるゴミというのは、御指摘されておりますけれども、おそらく外部、特に道路沿いにあるゴミステーションで、通りがかりの人が、ここはゴミを捨てる場所だなという認識を持って、そこに入れていくのではないかと、そういうようなことを考へるわけですが、じゃあそれをどうとめるか。それは指摘されたように、これは不法投棄ですよという認識では、町民の人たちは思っていないと思います。それはなぜかという、今申し上げたように決められた形で、決められたルールに基づいて出しているというのが、皆さん認識してみえるので、それを不法投棄だというように、町民側からしてみるとそうは受け止められないというように思うわけです。したがって外から来た人が、ここに入れていくことが、我々の地域のためのゴミ収集ボックスであって、外からの人たちが通りがかりに置いていくものではありませんという認識を持っていただくような看板の設置、そういった意味合いのものを少し理解ができやすいように設置するのであれば、そういう必要があるかなと思います。したがって申し上げたように、全箇所につけるかという、往来のない所では、それはおそらくないじゃないかと。往来のあるところがそういう可能性があるので、そうしたところへの対応策として、地区の区長さん方また地域の方々との集まりの中で、そういう決めを作って、公的な形で町が準備をしますけれども、どうでしょうというような話を、させていただきながらそういう対応を図る必要があるかなというように思います。したがって今後そういうことへの協議をする中で、対応を図ってもらいたいと思います。

それから耕作放棄地であります、非常に大きな問題になってきておりますし、なぜかという御指摘いただいたように、ほんとに高齢者世帯、農地を確保してみえる方々の中で、高齢化が進んで草刈りもやることがままならん。シルバーにもお願いをできる範囲はお願いをして、やっていただける方もおみえになる。しかも増えてきておるわけですが、設楽町に在住していない、農地だけは、昔とい

うか以前は先祖が持っておったけれども、今は管理する人がどこか外へ出てみえる。そうしたところの土地というのは、草刈りもやらないってところがだんだん増えてきている。そういうことが言えるのかなというように思います。そこをどういうふうに町が対応するかということになるとですね、ここはやはり地主さんというか、農地を保有されてみえる方にこういう状況ですので管理をよろしくお願いできませんかというような案内を差し上げたり、紹介をさせてもらうとか、そういう努力をこれからはしていく必要があるかなと。個別に要請をするということも考えの一つには入れなければいけないかなと思います。それと同時にやはり一方では、地域に生活してみえる人たちが、地域全員でやれるところは皆さん今やっただけだということのは現状だと思っております。でそういう中で、その対象になる耕作放棄地の草を刈ってあげたくても、自分の権利で手を出すことができないなという心配もされるということにも思います。そういうことがあって、それは区長さん方、地域の人たちがこういう状況だということをもう一度把握してもらった上で、報告してもらおう中で、申し上げたように、地権者の方にまた案内を出すとか、協力を求めるとか、そういう方法を得るかなと思います。それとさらに将来、耕作放棄地の利用方法、今名倉地区ではたとえば企業さん、関谷酒造さんが自家米で酒米を作りながら、それを酒の原料として利用されるということで、放棄地というか、利用しなくなってきた農地を借り上げていただいて、そこで農地班の方が直接入っていただいて耕作をしていただいている。そんな現状がありますけれども、できればそういったような、先々を大きくとらえて利用できるような企業というか、団体グループというか、そういうような使用用途を高めてもらえるような方法というものを町としても模索というか、そういう人たちに手を挙げてもらえるような体制というものを作り上げていただく必要があるかなというように思います。いずれにいたしましても耕作放棄地を中心とした草刈りですとか管理、そういったものは大きな問題、課題となっていておきますので、そうしたことも含めて新たな方法について検討をしていく必要があるかというように思っております。

それからクリーンますの運用ですが、これは施設構造上、どうしても配水管に排出する以前の、家庭内にあるクリーンますで油ですとか、障害になるような残飯、そういったものをそこで取り除くための施設としてクリーンますをつけてあるわけです。それを取っ払って、仮にストレートで配水管に出そうとすると、今度は配水管のほうが詰まったり、弊害がおきるということですので、構造上、どうしてもこのクリーンますは必要だというふうに理解しております。それを管理していくのに、高齢化が進んだから管理ができないという視点についてはですね、これは非常に難しいことなのですが、みんなで見守る態勢の中で、お年寄りの家だけそういったことができないで、隣の人が手を貸してあげるからやるかねという、そんな体制ができればすばらしいことだとは思いますが、なかなかこれも難しい話かと、こういうように思います。しかし今現在の家庭にある個人とし

ての施設ですので、これはやはりいろいろな条件、そういったことが大変なこと  
も理解はしますけれども、今現状ではやはり各家庭でがんばって管理をしていた  
だく。これが今現在ではその方針しかないかなと思っております。また新しくク  
リーンますに頼らない方法があるかということでもありますけれども、技術上、今  
担当のほうで申し上げたように、今のところはそれに変わるものはないというこ  
とですので、私はそれ以上のいいアイデアというものが浮かんでこないわけですが、  
もしそういうことが方策としてあるとするならば、研究をしていかなければい  
けないと思っております。

- 1 今泉 今ゴミステーションのことで御回答をいただきましたが、先ほどこれは不法  
投棄にはならないようなことを言われましたが、私が司法当局のほうで確認をい  
たしました。とりあえずは生ゴミ等をそういうところへ入れるものは、罰則とし  
てないのです。これは。事実。だけども、地元の人たちはおそらくこんなことを  
する人はないと思いますが、通り客等がぼんぼん、ぼんぼん、たぶん置いていき  
ます。これは。それはやっぱし目撃者がなければその人たちは処分することはで  
きない。たとえ見つかった場合でも、1回目は警告、2回以上すればそこで初め  
て処罰ができるという凡例があるそうです。これからもそのようなことが発生す  
るおそれがありますので、先ほど言われたみたいにゴミの使った袋、そういうも  
のを全部各区長さんが持っていて、それでやってくれるということはありがたい  
ことだと思います。以上のことがありますので、ゴミステーションの中にもそう  
いうものを入れていけば、そういう不法投棄にはなりますよという司法当局の回  
答です。どうでしょうか。このへん。

生活課長 私の調べたところによりますと、先ほど申し上げたとおりです。指定され  
たところに捨てる場合はですね、不法投棄とはならないということでありました  
ので、ボックスの中に生ゴミを入れても、不法投棄とは考えにくいと思います。

- 1 今泉 一応そういうことで、ゴミステーションのことについては、司法当局のほう  
がそうなりますのでそのようなことを伝えてくださいということでは言われました。  
以上です。

次にクリーンますを質問をしたいのですが、今、津具と名倉のほうクリーンま  
すをやっているのですが、同じ地域で2件家を持った方いますね。たとえばおじ  
いさんおばあさんと住んでいて、おじいさんおばあさんが亡くなって、そこに御  
主人とお嫁さんがいた場合で、たとえばお嫁さんが出たいという人がいます。そ  
ういうときに同じ地区の住宅に転出した場合、古い家屋のほうにも同じクリーン  
ますをつけていると、両方お金を取られちゃうことになるのですが、これはど  
ういうことですか。

生活課長 クリーンますが2つついていますので、当然2軒分の使用料となります。

- 1 今泉 1か月か2か月、たとえば長期で出かけた場合ですね、家を留守にした場合、  
そういう場合は一時停止という申し出で役場のほうで使用料を停止するというこ  
とはできないでしょうか。

生活課長 休止という考えでございますけど、確か都市部のほうではあると聞いております。都市部のほうは山間地域と違い、水道と排水が一体しておりますので、というのは水道を使用する水だけが下水に流れておりますので、山間地域の場合は水道水として利用するのは、沢水とか、井戸水とかを利用する場合があります。仮に、水道を止めたとしても、集落排水には流れていきます。また水道を止めることもございませんから、不透明なところが出てきます。またもう1つ、都市部と違い人口が少ないものですから、維持管理にかかる基礎的経費についてはということといただいておりますので、今のところ休止はという考えはまだやっております。以上です。

1 今泉 以上ありがとうございます。以上で質問を終わります。

議長 これで今泉吉人君の質問を終わります。

---

議長 次に3番金田敏行君の質問を許します。

3 金田 議長のお許しをいただきましたので通告に従い質問させていただきます。大きく1点、詳細で3点ほど質問をさせていただきます。「設楽町役場主催行事の日程調整（重複）について」を質問いたします。設楽町役場内には、出納室を省いて10の課および支所そしてセンターがありそれぞれの所管で工夫を凝らしているいろいろな行事やイベント等を毎年行って好評を得ています。この事に関しては、各課の企画運営に対して評価し相当の意味で御苦勞様と申し上げたいと思います。特に本年は、旧設楽町と津具村との合併10周年ということで、平年の行事に加え各種記念行事が数多く計画されていて、その行事に対して多くの町民がある行事、この行事と楽しみにしているようで大変良いことと思われまふ。しかしながら、せつかくの行事が他の行事と重なり合いどちらか一方の行事に参加できなくなり、泣く泣く諦めなければならないことが以前より多くあり町民からの苦言を今回も数多く耳にします。毎月、毎月定期的で開催するような行事ならば、今回は諦めて次回の開催時に参加することができても、本年度のような10周年記念行事となれば、当然今回が最初で最後の行事になるのでしょうかから、なおさら諦めることができなくなり残念がる、そして悔しがる多くの住民がいるのは当然のことと思いますが執行部のお皆さんのお考えはいかがでしょうか。特に、先日の8月29日土曜日から30日日曜日に開催された10周年記念行事の富士山登山などは、おそらくこれが最初で最後の企画になるのではないのでしょうか。それなのに29日にはふれあい広場でミュージックフェスティバルや防災めしコンテスト等があり、また名倉地区では、小学校の行事があるやに聞いています。これではせつかく企画した行事に多くの町民の参加が得られないのは残念ながら当然のことと思われまふが、執行部の皆さんの考えはいかがでしょうか。まさか主催者側は、開催日の重複企画の総合参加者数、または集客集が多ければ成功と思っているわけではないと思いますが、いかがでしょうか。町執行部も定期的に課長会議を

開催し、縦横の密な連絡体制を取っていると思われませんが、その課長会議の内容では各種行事の催事内容の日程や内容の打ち合わせはどのようなことを行っているのかお聞きします。そこで以下の3つほど質問いたします。8月29日土曜日、30日日曜日に開催された富士山登山とミュージックフェスティバル&防災めしコンテスト等の本年度の合併10周年記念大イベントをなぜこの2日間に重複してまで開催しなければならなかったそのわけをお聞きします。2つ目に、定例の課長会議では、各課の主催する各行事やイベントなどの催事内容や日程について縦横の連絡が密にしっかりできているのか。会議の内容はどのような議題を主に行っているのか、各種イベントの企画内容等の打ち合わせはどのように議題にあがっているのかをお聞きします。3つ目に、各種事業やイベントの参加者数は、集客人数をその都度把握しているのは、当然の事と思いますが、その結果を踏まえ今後の各課の行事やイベントの実施時期・催事内容にどのように活用しているのかをお聞きしまして、私の1回目の質問とさせていただきます。

教育課長 最初に教育委員会のほうから8月29日、30日に行いました富士登山をどうしても実施しなければならなかった理由はという問いにお答えさせていただきます。今回の合併10周年記念富士登山は、当初、日帰りで行う計画をしておりました。しかしながら参加者の安全の確保を最優先に考えたとき、1泊2日の行程となりました。教育委員会では、事前の確認ということで今年1月に山小屋の予約状況を確認させていただきました。富士登山は御存知のとおり、通常7月初旬から8月20日くらいまでがハイシーズンとなっておりますけれども、1月の時点でこのハイシーズンの山小屋はすでに満杯状況でありました。今回実施した8月29日土曜日から30日日曜日のみが空いておりました。ハイシーズンの後であり、雷も心配されましたが、今回無事に終了することができました。先ほど町長が行政報告にありましたように、大雨と強風により8合目から引き返してはきましたけれども、参加者の感想を聞きますと、「こんな体験はめったにできる体験ではなかった。非常によかった」という感想をいただいております。今年は8月29日、30日以外に実施する日はありませんでしたので、重複をやむを得ずと判断し、富士登山を実施させていただいたところであります。教育委員会からは以上です。

総務課長 それでは8月29日、30日件につきましては、教育課長が申したとおりであります。29日の総務課所管の防災飯コンテストにつきましては、多くの町民が集うイベントとの相乗効果を考え、防災飯を通して、防災について学び、広く防災意識を高める機会として、積極的に音楽イベントに日程を合わせて実施いたしましたところであります。このように複数の事業を一体的に実施したほうがより大きな相乗効果が得られるという視点も必要でありまして、今後日程を調整する上での判断材料の1要素でもあると考えています。しかしながら今回のように大きなイベントが、結果的に重複することは避けなければなりませんので、次年度以降は各種事業が多く町の参加で円滑に実施できますよう、翌年の2月頃に各課室に対しまして新年度事業の日程照会を行うとともに、町内各地域の主要事業も

考慮しつつ、課長会議で調整してまいります。そして重複する日程につきましては、できる限り速やかに事前調整を行い、まとめ次第、ホームページや新年度当初の区長会において、主な事業の年度スケジュールを町民に周知してまいりたいと考えています。

2点目の課長会議における綿密な連絡体制についてであります。議員が申されるとおり、課長会議は執行部と各課長、また課長相互の連絡調整を緊密かつ円滑にするとともに、その時期の情勢や情報をそれぞれ課長等が共有して認識する場として、定例的に開催することは目的の第一でありまして、現在月2回程度開催しています。そこで御質問の会議内容についてであります。毎回実施しているのは、町長からの近況報告や執行部、三役の当該月及び翌月の日程調整のほか、総務課からの連絡・通知事項、情報提供や、各課室からの依頼、連絡事項等について共通認識を図るとともに、町政運営において重要な事項を協議しています。そして、職員全体に対しましては、それぞれの課長からの説明のほか、改めてwebの「掲示板」を通して、町長の挨拶を始め課長会議の主な内容について周知しています。無論、課長会議は、幹部職員が集い、町の重要な政策課題について協議するという重要な場でありますので、今後とも、課長会議が連絡調整の場としての役割のみならず、より一層課題や具体的な施策について協議し、町政に反映する機能を果たさなければならないものと認識しています。さきほどの御質問のイベント等のことにつきましては、それぞれの課から情報提供があり、課長会議の中で意見を述べあいながら考えているところであります。

3点目の「事業参加者数を今後の対応に活用しているか」についてであります。まず、諸々の行事や事業の参加者数を役場全体で総合的にまとめてはませんが、行事等を実施した各担当及び各課では参加者数は常に把握し、事前の想定・目標数値との比較・検討は行い、今後の課題は整理しています。職員は、事業を企画・立案し、実行する場合は、明確な目的及び目標を定め、諸々の問題点を整理のうえ具体的な計画を町民等に周知し、実施しています。また、事業終了後は参加者数のみならず、実施内容の具体的な問題点・課題、事業効果等について評価し、改善点等を明らかにしながら、新たに手を加えながら実施することは当然のことと考えています。ただ単に漫然と前例踏襲的に実施したのでは、求める事業効果を得ることはできません。したがって、いわゆる「PDCA」サイクルを効果的に運用する中、職員は常に問題意識を持って事業効果の高まりや改善に努めることが、事業を継続的かつ円滑に進めることにつながるとともに、住民に対してもニーズに即した事務事業を提供できるものと思っております。以上であります。

3 金田 総務課長、ちょっと勘違いされていると思うのですが、私はミュージックフェスタと防災めしコンテストを一緒にやったのが悪いと言っているのではないのです。それと富士山登山を一緒にしたからということを行っているのですけど。同じ会場でやるぶんだったら、それは重複とは言わないし、大変僕は有効効果の

あるものだと思いますので、それは勘違いしないでください。そっちは別に悪いとは思っていません。

教育課長にお願いします。先ほどですね、大変富士山登山がすばらしい企画で感動しましたという参加者の意見が聞かれたと言われました。先ほど町長の話で46名の総参加者があったと聞きますが、実際に役場職員をぬいた一般参加者は何名でしたか。

教育課長 37名でした。

3金田 37名が多いか少ないかは、これから町の職員の皆さんの反省材料として考えていただきたいと思うのです。実際、私の耳にはかなり富士山登山はめったに登れるものではないものですので、町としてもだいぶ前だったと思いますが、何年前だかにいっぺん富士山登山をやったことがあったと思います。その時の参加者の人数はちょっと把握しておりませんが、ですから富士山登山登りたくても機会がないという方が大変おられます。今回は残念ながら悪天候のために8合目までで帰って来られたわけでございます。それは仕方のないことだと思いますし、安全第一が当然のことだと思いますので、私はそれについては何も言いません。ただこの富士山登山で、正直言って、教育委員会は当初60名の募集人数だったと思うのです。ですからこの60人というのは役場職員を含めてなのか。それとも一般参加者のみの募集の人数だったのか。お考えはどちらでしたか。

教育課長 一般募集60名でした。

3金田 そういうことになりますと、やっぱりはっきり言って想定よりかなり少なかったと、そう言わざるを得ないと思いますが、課長の判断はいかがでしょうか。

教育課長 募集60名、総勢80名で挙げる予定でありました。ただし私バスに乗って行って思いました。23名、1人座席1つずつ確保でき、荷物も置いて、ゆったり行けたということはよかったのですが、目標に対して約6割ちょっとですね、少なかったかなということは思っております。

3金田 富士山登山といいますと、かなりの高額予算を組むわけですが、今聞かれますと、1月から山小屋を確認する等々かなり以前からの準備がされていたことは、職員の皆さん大変御苦労さまでしたと言わざるを得ないのですけれども、やはりイベントというのは大変難しいものです。私も個人的ではありますが、いろいろなイベント等を企画しております。やはりいつも参加人数とか催事内容等をいろいろ考えておるのですけれども、なかなか人数あるいは予算等の関係でできないことが多々あるかと思っております。その御苦労は本当にわかつております。ですから今回のイベント、参加者が少なかったのは仕方ないとしても、仕方ないという言い方はないのですけれども、反省材料の1つとして、また次のイベントを考えていただきたいと考えております。

次にミュージックフェスティバルですけれども、先ほど集客数が1200名と聞きましたけれども、私もちらっとだけ見に行きましたけれども、その時にはあまりいなかったのですけれども、朝昼晩、特に晩のぼんちさん等がおられるころ、

あのころが一番ピークだったのでしょいかね。ちょっと時間的にいつ頃が一番多かったのか、もしわかっていれば教えていただきたいのですけれども。

企画ダム対策課長 私、スタートから最後までずっと会場を確認しておりました。1番ピークの所は防災めしの券を配るところから約1時間くらいでございました。出演者のプログラムの中身によって、一度家に帰ってまた音楽のほうとお笑いのほうと分けてこようという方も中にはおられました。その1番ピークと回転のあたりを考慮して約1200人という数を集計したということでもあります。

3金田 昨年もミュージックフェスタやったわけですが、もしわかれば今年の集客人数わかったら教えてください。

企画ダム対策課長 昨年は初めてということもございまして、昨年の結果を見ますと約800という報告をしております。

3金田 ということは、今年は防災めしを同時に企画したと、あるいはぼんちさんのこともあったかもしれませんが、そちらもやったということで、5割アップという成功のもとに行われたという判断でよろしいでしょうか。

企画ダム対策課長 防災めしというのが非常に大きな要因、それから吉本の有名人が出ているということが増えた理由だと思っております。

3金田 この防災めしですが、私どちよんぼしまして、できたら参加したかったなと思っていたのですけれども、ちょっと私どもの連絡不徹底で我が区のほうは参加できなかったのが残念でした。これは今から言うのも何ですが、来年から以後も企画として考えておられるのか、おられないのか。通告にはありませんがもしわかったら教えていただきたいのですが。

総務課長 今回6団体でしたので、当初はもう少し期待をしていたところですが、このように難しく考えるのではなく、少しずつ楽しく防災をとらえていくことも必要ですので、町の中にさらに広がりを持っていきたいと思っておりますので、今現時点での私の考え方は、10周年が終わりますが、来年もぜひやっていきたいと考えています。

3金田 わかりました。来年はわれわれも何とかして参加したいと考えております。そして最後のまとめに入りたいと思うのですけれども、先ほどの教育課長が言われました、この富士山登山は「大変感動しました」「よかった」と言う参加者が大勢おったと言われました。今回は天候不良により残念ながら8合目によって引き返すことになりました。参加者の目的である登頂記念あるいはご来光、これを見ることができなかったのは結果として大変残念でありました。参加者の中ではもうすでに「もう来年リベンジしようね」と誓い合う人も多くおられたとお聞きします。当初から重複行事のために参加できなかった方も多くおられると聞きます。通告にはありませんが、町としてこの富士山登山、もし、来年以後も、同じ内容とは言いませんが、お考えがあるか、ないか。お願いします。

議長 通告にはありませんが、答えられれば教えてください。

教育課長 議員御存知のとおり、とことんふるさとウォークで今年は御在所岳を回っ

て富士山をやり、また今後1か所くらいやる予定でおります。毎年こうした身近な登山をやっていって、10周年ということで大きく富士山をやりました。参加者の中にはおっしゃるとおり「また来たいね」という声も多く、「ご来光見たかったね」と、満月と雲海は十分見られたのですが、ご来光は見られなかったということで、「来たいね」という声は重々聞いておるわけですが、なかなかやっぱり大きな行事ってことになりますので、今後予算を策定する過程において会議で十分相談しながら計画を立てていきたいと思っております。

3 金田 最後に総務課長にお伺いします。課長会議、定例的にだいたい月2回程度という開催日程だと答弁を受けましたけれども、確かに2回が町長はじめ大変皆さんご多忙ですから、週1回というのは大変無理かもしれませんが、やはりこういう連絡体制、縦横の連絡がしっかりしていないと、一方ではやる、一方では知らないという人、職員もおるわけです。実際に。でありますので、職員に聞くと「うちは担当課でないのだからそんなこと知らないよ」と、そこまで言っちゃ職員もおります。だからそうではなくて、大勢の職員がおりますから、その中で隅の末端まで一部始終まで徹底しろというのは、なかなか難しい話ではありますけれども、やっぱり課長会議、先ほどのPDCAの話ではないですけれども、繰り返し繰り返しやることによって、連絡体制というのは密になってくると思います。また民間会社だったら、当然どこの会社もやるのが当たり前であって、週1回くらいはどこの会社でもやっていると思います。ですから極端なことを言えば、多忙な町長が不在な時でも副町長代理で取りまとめ役をするような数多く増やしていただいでですね、密な連絡体制をとっていただきたいと思っております。それを最後の質問として、課長の答弁をお願いいたします。

総務課長 このごろ月2回であります。以前はですね、3回、多いときには4回くらいやったときもあります。なかなか町長も非常に日程がとれないこともありますが、先ほど言ったように細かな、職員全体に周知するようなものは、当然ながら課長会議も通しますが、webの掲示板で、随時それぞれの担当課のほうから記事をアップして、全職員に周知しています。そういう点では事務的なことでありますので、そこで何とか対応をしていますが、課長会議はやはり全部の課長と三役が揃っての場ですので、町長がいないで課長会議を行うというのはなかなか現実的でないと思っています。しかし緊急の課題であったり、重要な事項については、今でも日常的に、それぞれの課長が町長、それから副町長、教育長を尋ねて、個別に協議することは日々行っていますので、全員が認識しなければならないのは、やはり課長会議を通しますが、個別なことについては、随時行っています。それぞれの内容について、各課に持ち帰って職員に説明していただくのはそれぞれの課長の責務でありますので、全体の課長会議を有効に使う、なおかつ職員同士のコミュニケーションの中で職員全体に周知してまいりたいと思っています。

3 金田 これで私の質問を終わります。

議長 3番金田敏行君にお願いをいたします。通告にしたがってというルールであり

ますので、通告に従って今後お願いしたいと思います。

お諮りをします。休憩をとりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 10時30分まで休憩としたいと思います。

午前10時26分休憩

午前10時32分再開

議長 時刻は守っていただくようお願いいたします。次に4番夏目忠昭君の質問を許します。

4 夏目 それでは議長のお許しを受けましたので、通告に基づき登壇のほうから1回目の質問をさせていただきます。私のほうからは、社会福祉法人田口宝保育園園舎建設支援方針についてお伺いいたします。平成24年9月議会で「田口宝保育園の耐震化について」一般質問させていただきましたが、翌25年度予算にて、4分の3の高額な町補助金の交付がなされましたことに対しまして、まず感謝いたします。その後、宝保育園と町との協議検討結果、平成28年度建設で設楽町総合計画の後期実施計画に計上されましたが、宝保育園側の事情により建設年を平成29年度に変更せざるを得ない事態となっています。その背景には、宝保育園側の建設への強い想いはあるものの、事務、技術面のノウハウ等の蓄積がなされていないことが考えられます。私立保育園ゆえの状況が思慮されますので、設楽町としての建設支援方針等について質問いたします。1つ、宝保育園園舎の建設に伴う事務、技術面での宝保育園側のノウハウ、経験不足が心配されますが、設楽町としての積極的な助言・支援体制をお聞きいたします。特に、担当者だけではなく、課長、課長補佐等を含めた人的支援体制をお聞きします。2、園舎建設期間中の仮園舎は、旧田口児童館を検討されているようですが、この施設は、耐震化が困難として廃止された施設です。宝保育園園舎が建設されるたとえ1年数か月程度の園舎としましても、乳幼児、子どもが入る施設でございますので、震災はいつおこるかわかりません。仮園舎として施設提供するならば、耐震補強や保育園としての施設整備が内容的に必要と考えられますが、町の考えをお聞きします。3番目、現時点での財政支援をお聞きします。国県補助金と宝保育園準備金を差し引いた残額の、町としての支援方針をお聞きします。以上で第1回目の本壇における質問を終わります。

町民課長 それでは御質問の助言・支援体制についてお答えします。田口宝保育園の建設にあたっては、園舎の建設は今後の児童福祉のための施設整備として重要な事業と考えていますので、町として必要な助言、指導をしていきたいと考えています。園舎の建設は、社会福祉法人が事業主体で建設し、国からの交付金と町からの補助金を受けて建設することになると考えています。国、町の補助を受けるためには、それに必要な手続き、書類が必要となりますので、社会福祉法人が手続きを行うこととなります。また、国の交付金は町を経由することになると考えていますので、円滑に事業が進むように町として指導、助言をしてまいります。

事業主体とそれを補助する町という立場ですので、それを踏まえた支援となります。次に仮園舎として旧田口児童館を使用することについてお答えします。旧児童館を仮園舎として使用する場合は、必要な整備は使用する方が行っていただくものと考えております。仮園舎整備工事については、国の補助対象となりますので、園舎建築工事と同じく、その費用について町が補助をする考えでおります。町としては旧児童館の今後の利用計画がなく、将来は解体することになると考えていますので、耐震化などの投資をすることは考えていません。財政支援についてお答えします。国の補助は基準交付額の55%です。国の交付金を受けた残りの額については、町がどれだけ補助するかについては、今後、田口宝保育園の建設の概要や事業費がある程度わかった段階で検討する考えです。検討にあたっては、平成25年度に耐震診断費の補助を4分の3の補助率で行いましたので、これが参考になると考えております。以上です。

4 夏目 要するに助言と支援体制につきましては、今、佐々木町民課長さんから御説明がありましたが、要するに事務方の答弁でございますので、このへん町長にお聞きします。宝保育園、常日頃、建設やなんかに関わっておれば、建設に関わる設計だとか、事務の経費だとかそういうことについては、ノウハウは蓄積されませんが、30年、40年に1回という今回の機会についてですね、園側としては専門的な職員がおるわけではないし、またそういう入札だとかそういうようなものについても、またノウハウはございません。したがって、このへんのところはですね、確かに課長が申しましたように、使用者要するに建設する側とそれからそれを補助する立場というところは十分に理解されますが、ここのところの事前の指導が、プロポーザルや何かで将来概算設計をした場合に、この金額に影響する場合は相当考えられます。したがって事前に、園側のほうが建設検討委員会なり理事会で検討する場合に、園側のほうから要請があればですね、町側のほうの職員、課長、課長補佐、主査等を含めた、担当者を含めた、そういうところまで行っていただいて、なるべくきめ細やかな指導、または助言がなされることを、私は望んでおるわけですし、またそういうものがはじめて共通の認識として、園側と町の方が持たれた場合に、よりよい園舎の建設につながると、こういうふうと考えておりますが、そのような人的の支援、要するに先ほど言われたような相談があればというようなところではございますが、もう少し積極的に町の施設を建設するようなことと一緒にような体制で、園側のほうの指導、助言をお願いしたいと思いますが、そのへん町長いかがでしょうか。

町長 宝保育園建設にむけて現在までにいろいろ協議を進めていただいております。そうした中で、今御質問があったように、宝保育園も新しく園舎建設という、そういう状況になってきたというのは、もう近年、今までなかったかというふうに思っております。今現在の園舎を建設する段階から、現在に至るまでの間、おそらくそういった実績もないし、新しい施設を作るということについては、いろいろそういった過去の実績とか経験というのも、当然必

要になってくるであろうと思います。そういう中であって、設楽町としては、まずこの宝保育園の存在そのものをやっぱり重視をせざるを得ないというふうに考えています。本来で、民営の保育園が仮になかったとすれば、これは当然行政、町がこの地域にこうした施設を講じていくということは、当然やらなければならないことだろうというふうに思っておりますし、それよりも以前から、宝保育園を建設当初造り上げたときの、この地域の子どもたちを預かり、そして親御さんに代わって、時の福田寺の住職さんがやはりそういった地域のためにも、そうした位置づけを講じていくという必要性を独自で考えられるなかで、ああした形のものでできあがって、現在に至ってきているという、そういう歴史があるということも承知をしております。そういう中でありますので、新しくこれから施設を建設するについて、御指摘またご依頼というか要望していただいております、課長、課長補佐の職員を配置して、相当中へ入って、いろいろな助言等をいただきたいという話でありますので、私は今、夏目議員が申し上げられたように、保育園の中で、理事会なり、建設委員会なりがきつと立ち上がってみえると思うのです。その話の中へ、やっぱり情報交換という形で、我々先ほどもう1つの質問の中に、町の補助体制はいかがかという御質問がされております。そうとう大きな町費を、助成をしなければならないという思いの中で、これを進めるにあたっては当然町の職員も、皆さんの思い入れ、また建設委員会の中の状況、そういったものをよく把握をさせていただく中で、責任を持った助成をする必要があるかと思っております。そういう意味からすれば、今申し上げられておるように、うちの職員が定期的に検討委員会の中に加わって、状況がどうなのか、そして設楽町がどういう財源確保をして、どうやって保育園建設のための費用を捻出する必要があるのか、そういう裏付けをきちっと把握するためにも、そうした会のような検討委員会等の情報を聞く中で、町としての判断をしていかなければいけないだろうと思っております。従いまして、今言われるように、我々は外から見ておって申請があつたら補助金を交付するだけではなくて、その必要性等をきちっと把握整理するためにも、そうしたところへの参加をしていく必要があると考えております。

- 4 夏目 ただいま町長より相当積極的な助言並びに支援体制について御答弁いただきました。これは感謝申し上げます。そこでもう1つ、園舎につきましては、宝保育園側、もともと財源が相当用意されているわけではなくて、今まで私立保育園として運営してきたなかで、要するに保母さんなり園長さんなりの給料を、相当これをカットしながら、それだけの準備金を用意してきたと。このように私は聞いております。従いまして営利企業ではないものですから、十分なる準備金を持ち合わせていないというのが実態でございます。その額を今言うのははばかられますので、ここでは言いませんが、相当なる努力をしながら内部準備金を用意してきたという経緯だけは、町の方に御報告申し上げます。で、その準備金を使いながら今度は園舎を建てるということになりますと、先ほど町長が支援体制の

上で御答弁いただいたように、もともとこの私立保育園がなければ、公的な機関である町が、公的な園舎を建てることになると思いますので、そこらのところの特殊の事情を勘案していただきながら、園舎を建てる場合の財政援助を、先ほど、町民課長さんは耐震化の時には4分の3、これを参考にするというような御答弁でございましたが、ただこれは耐震化とはまた別の話で、園舎を建てるとなると、相当な金額になります。たとえばの場合に、現在、名倉保育園定員30名が建てる場合、210,000千円ほどの予算がされております。今度は宝保育園のほうは40名定員となりますと、それより当然に建設費用は重なってくるということになります。それ故に、準備金のことも考えて、当初は木材の園舎を想定しておりましたが、国庫補助金なり、町の補助金の関係もあって今現在理事会等で検討をされておりますが、やはり園側も、園児が使用をする場合には鉄筋コンクリート又は鉄骨造りではなくて、木材をふんだんに使った清嶺保育園なり名倉保育園なりと一緒に園舎を建てたいという強い思いはございます。ただそうかと言って宝保育園側の園舎のほうの準備金が相当潤沢にあるわけではないものですから、そこらのところ私は考慮しながら、今回このような質問をさせてもらったわけですが、3番目の現時点での財政支援につきましては、これは先ほど町民課長申しましたように、これからプロポーザルをして、プロポーザルに行くのかそれとも入札になるかわかりませんが、そういうようなことで、業者を決めて概算設計した段階で、その総額がわかったところから国の55%補助金をもらってその残額について、町との話し合いを軌道に乗せていくということになるかと思いますが、できるなら木造園舎で児童又は保母さん方、又は宝保育園側が使いやすい園舎を建てていただきたいと、私も思っておりますし、園側もやはり子ども又は乳幼児のための使いやすい施設を建てたいという強い強い思いがございますので、そこらへんにつきまして、あくまで耐震化の4分の3は考慮されますが、たとえば1つ試算をしますと、名倉保育園が210,000千円とした場合にでは40名定員でどういうふうになるかということになりますと、210,000千円を上回って250,000千円くらいは想定されるかと思えます。55%、こうしますと、だいたい1億何某の補助金がつきますが、あと宝保育園の準備金を差し引きますと、だいたい60,000千円から70,000千円くらいは不足するのではないかな。これについて町の補助金が足されまして、町の補助金が全部出てくれれば、過疎債あたりで70%の充当で元利償還金対応年数でみていただくと、こういうふうになりますが、その財源についての概算は固まったときに、町と園側との話し合いで決まっていたくものと思っておりますが、当面、4分の3以上、要するに園側のほうの準備金が不足されておりますので、残りのほうについて、町の方で補助をいただいて、それを全面的に過疎債なりなんりの対象にして、建てていただくという思いを私はもっていただきたいなと思って、今の段階で確定的な答を求めるわけではございませんが、そういうようなものについて、町の方の姿勢をちょっとお聞きします。

町長 今、夏目議員がいろいろ財源の内訳、試算をしていただきました。専門的な国庫補助事業を受けるための、専門的な部分のそういったシビアな細かい数字等がこれから必要になってくると思います。これから将来に向けて、園児の数ですとか、収容される規模、そういったものを計画的に入れることによって、園舎全体の建設費も含めて決定がされてくるのだらうと思っております。それとまだ若干今の施設の中に、当時の補助制度に基づいた施設が存在をしておりますので、その扱いをどうするか。さらには、今のあるところへ建て替えようということで、仮園舎を元児童館云々という話もありましたけれども、いずれにしてもあそこへ建てようとする、建設するときの機能的なハンディというののがかなり大きくあるのではないかと。たとえば大型車両が入れない。資材もあそこへ運搬するのにどうするか。そうすることをもろもろに考えていくと、かなりの必要的な経費、雑費というか、我々が建設する、通常平場でストレートに建設するよりも、非常にかかる部分があるのではないかとということも予測されますけれども、そういったことも含める中で、最終的に建てようとする施設の構造ですとか、規模、それにまつわる建設費、そういったものを把握する中で、妥当性というものをきちっと整理をする中で、そこをできあがった段階でこれを交付していくということになるかと思っております。そのためには先ほどの申し上げたように、建設委員会なり理事会なり、運営される保育園側の人たちの思いと計画、それが町の考えと一致していくかどうか。さらにそれを認めていただくには議会の皆さん方の承認ももらわなければいけない。そうしたことを全体的に踏まえる中で、建設費等についても、協力また助成、そしてそういったところへの建設に向けた全体的な計画について、町は対応をしてまいりたいと、このように思っております。

4 夏目 大変力強いご回答をいただきました。要するに町長、今言われたみたいに、現在のところに建てるとなると、相当坂道、急な登坂道路を通りますし、重機や何かも入りづらい。そうしますと、そういうことも勘案しますと、国庫補助金の対象外経費が相当増えてくるだらうと、私も心配しております。が、そういうようなものについても、また園側の建設委員会なり理事会なりの検討委員会の中に町の職員が入っていただいて、ご助言をいただき、そしてそういうような補助対象外経費が増えた場合でも、町の方の強力な補助体制の下で、建設を前向きに強力に進めてほしいと、こういうふうに思っておりますので、よろしく願います。

それから2番目の仮園舎の件ですが、これは先ほど町民課長言われたとおり、使用する側のほうで、国庫補助金を使ってやる方がいいだろうということですし、それから1年弱くらいのところでは、耐震化はちょっと無理だらうと、このへんの答弁も想定されています。ただ、とは言うものの1年弱おったとしても乳幼児が入ったり、又は3歳未満児なり、そういう小さなお子様もおりますので、そういうような子どもが入ったところで、いつ震災が起きるかわからない。多少の耐震強化は必要になってくると思います。ただそれが国庫補助の対象になるかなら

ないかはまた別としまして、こういうようなところまで、要するに仮園舎を整備する場合に、町の方がこの仮園舎を、宝園側が補強する経費並びに園舎として利用する場合に、多少は中をいじくらないと児童又は保母さん方が使いにくいかと思しますので、そういうような改築費用というようなものが想定されますが、こういうようなところにつきましても、先ほど言った耐震化補助の4分の3の補助、こういうところからもう少し強力に一步踏み出して、町単独の補助のほうもいただけるかどうかということをお聞きします。以上です。

町長 仮園舎の耐震化については、やはりもともとというか、現在現園している児童館の利用を保育園側で、宝保育園側でなんとかあれを仮園舎として利用させてもらえる考えを、活かさないかというお話があったのかなというように思います。正式な話はありませんけれども、もしそういう状況の中にあって、仮として利用されるのであれば、その部分は協力をしなければいけないなと思います。で、その段階で、耐震の工事をやるということになるとですね、実は取り壊そうと思っておる施設でありまして、耐震化を図って、その後さらに継続して使っていくという用途、何かなければ耐震化にするというひとつ大きな町としての、存在施設というか、それを継続する意味合いも少し違うところにあるのかなというように思います。しかし、今、保育園側で仮として利用したいということであれば、その部分は協力できますけれども、耐震化というところまでは町は考えてはおりません。

4 夏目 私のほうのちょっと説明不足で申し訳ございませんでした。耐震補強、耐震化ではなくて、耐震補強を多少なりしておかないと、いつ震災がおきるかわからないものですから、現在の旧児童館のままでは少し心許ない。したがって耐震補強をする。または園舎として使用する場合に、使いやすいように内部改築をする。こういうようなものについて、町のほうの、これはおそらく国庫補助金のほうの対象にはなるけれども、相当補助対象外経費が増えるだろうということは想定されますので、そういうようなものについて、町の方の強力なる御支援をお願いしたいと、こういうふうに思っております。そのへんを最後、1回だけお聞きしまして、私の質問は終わります。

町長 耐震補強部分またリニューアルというか、内装の補修部分については、まだ今後どれくらいかかるかということも試算、そういったものを考えなければいけないとは思いますが、対応できうらということであればその範囲として検討をする余地はあるかなとは思いますが、今それをやりますということは、まだ申し上げることはできません。

4 夏目 ありがとうございます。どちらにしましてもまず数字が上がってこないことには検討が前に1歩も進みませんので、園側のほうで理事会なり、建設委員会なり立ち上げて、そして町の指導をもらいながら、プロポーザルになるのか、入札になるのか、そこらの段階で、また概算設計の予算が出るかと思しますので、その折には、そういうような助言、人的な支援体制、そして仮園舎なり、それから

木造園舎を建設する場合の、町側の強力なる支援をお願いしまして、私の質問を  
終わりいたします。ありがとうございました。

議長 これでは夏目忠昭君の質問を終わります。

---

議長 次に10番田中邦利君の質問を許します。

10 田中 先の定例議会に続きまして、今回も国保料の負担軽減問題につきまして質問  
をしますので、よろしく申し上げます。私は6月議会で、国保加入者の過大な保  
険料負担について「生活できない。命をつなげない。」などの声を紹介して、国保  
は社会保障であり、医療費の高騰を機械的に国保加入者に押し付けるやり方は間  
違っており、その負担軽減を図るということは公的責任であり、国保行政の重要  
な課題であることを申し上げました。そして、国保料滞納世帯が30世帯に及び、  
保険料が高すぎて、払いたくても払えない事態が進行していること、保険料が加  
入者の負担能力を超えるものになりつつあることを指摘しました。実際、国保は  
被用者保険などの保険よりも、今被用者とは言いませんので協会健保とか組合健  
保ですが、どの保険よりも所得に対する保険料が高く、加入者の負担能力を超え  
るものになっています。26年度国保会計決算でみますと、保険料の一人当たり調  
停額は約60千円弱、後期高齢者支援分を合わせますと84千円で、平均所得に対  
する保険料負担率は12.7%と計算結果が出ました。全国平均を超えるものになっ  
ています。平均所得の1割にもおよぶ高額な保険料の軽減を図り、被用者保険な  
みの保険料支払いになるよう要求するものです。そこでまず第1に、国の国保会  
計への財政支援について関連することについてお尋ねします。国は、市町村国保  
の財政基盤の強化のために、昨年度から低所得者向けの保険料軽減措置の拡充を  
始めており、今年度からは1700億円、平成30年度から3400億円のお金を投入し  
財政支援をすると聞いています。1700億円の財政支援拡充によって、被保険者一  
人当たり年額5千円の財政改善効果、イコール保険料負担軽減が体现できるはず  
である、と政府は言っています。そこでまず、この財政支援を国のめざすとおり、  
町の国保料の加入者の負担軽減に結びつける考えはないかお尋ねします。また  
1700億円のうち、設楽町への配分金はいくらになるのでしょうか。また財政支援を  
政府の言うとおりに、保険料引き下げに使ったとすると、どの程度の引き下げにな  
るのでしょうか。財政支援は今年度の保険料にまだ反映されていないように思わ  
れますが、どうでしょうか。以上の3点についてもお尋ねをします。

次に、子供の均等割りについてお尋ねをします。御案内のように国保料は所得  
割、資産割、均等割、平等割から構成されています。このうち均等割りの保険料  
額は均等割り額に世帯加入員数、被保険者数であります。を掛けて計算されま  
す。例えば平成27年度で言えば、一人当たり均等割り額は28,800円でしたから  
2人なら57,600円。4人家族なら115,200円になります。この大変な負担額であ  
りますが、この被保険者数の中に、子供がいればその人数も含まれるわけです。

子供が増えるほど保険料が上がっていく、この均等割りの仕組みは子育て支援に逆行するのではないかと思いますがいかがでしょうか。さらに、一人当たり均等割り額 28,800 円は、後期高齢者支援分も含めてですが、後期支援分の均等割り額にも子供人数分を含めた計算がされているのは驚きであります。生まれたばかりの赤ちゃんから医療費の無料化の助成を受ける 18 歳までの子供までもが後期高齢者医療保険の支援をする被保険者数にカウントされるというまったく納得できない事態が起きているわけです。こうした矛盾を解決するために、18 歳未満の子供については均等割りの対象としないよう、あるいはそこまでいかなくても減免するよう、公費による、いわゆる町費による、軽減措置をとるべきであると考えます。そうした措置がとれないかお尋ねをするものであります。子供の均等割りについては、地方 3 団体と厚労省が今後検討することで合意していると聞きます。町としても国にこの点の制度改正を強く要請する考えはないか、お尋ねをします。

次に介護保険制度の現状打開について質問します。今、介護保険をめぐる状況は決して安心できるものではないということは、皆さん御存知のとおりであります。第 1 に、家族の介護負担は依然として高く、家族の介護のために仕事をやめる人はあとをたちませんし、介護心中や介護殺人などの悲しい事件が日本のどこかでいつも起きています。第 2 に、行き場のない要介護者、介護難民が増え続けています。特別養護老人ホームの入所待機者は入所基準が原則要介護 3 以上となった今日においても増え続け、ショートステイや老人保健施設を転々とするなどの事態も起こっています。一方で、介護施設の職員が慢性的な人材不足で、募集しても介護職員が集まらない、施設を開設しても一部しかオープンできないなどの事態も生じています。この介護人材不足は、将来にわたってさらに深刻で、全国レベルで 10 年後には 37 万 3 千人が不足するといわれています。団塊世代が後期高齢者になる 10 年後、一人暮らしや老夫婦だけの世帯が急増することから、介護の需要は今後ますます増えるでしょう。しかし、現状の介護保険は、不安いっぱいな状況にあり、立て直しが求められるものであります。年金でも入れる特別養護老人ホームがほしいなどの声に応えるためにも、町として大きな課題であります、従来の課題であります地域密着型の小規模老人ホームなどの施設確保やその施設運営のためのマンパワーの確保など介護人材不足解決のための施策が必要であります。そうした取り組みは今設楽町においてどのような状況にあるか、進んでいるか、お尋ねをして、第 1 回目の質問を終わります。

町民課長 それでは財政支援 1700 億円を国保料負担軽減につなげる考えはないかという御質問にお答えいたします。今年度の国民健康保険への財政支援の拡充は、低所得者の方の数に応じた財政支援を 1700 億円拡充するもので、被保険者 1 人あたり 5000 円の軽減・抑制の効果があります。1700 億円のうち設楽町への拡充分の配分は 3,875,000 円と試算をいたしました。拡充分は保険料の算定に全て反映しましたので被保険者 1 人あたりでは、2700 円の保険料の軽減・抑制となっています。次に子どもの均等割保険料の軽減措置についてお答えをいたします。国民

健康保険は国民健康保険被保険者の皆様の保険料によって支えられており、子どもの国民健康保険料について、1人あたり年28,800円をいただいています。世帯の状況によりますが、7割、5割、2割の軽減を行って保険料に反映しています。子育て支援は医療費無料化で行っており、国民健康保険被保険者の子どものみならず、住民である子どもの医療費の自己負担分を町で負担しています。引き続き保険料の適正な賦課と子ども医療費の無料化を行っていきます。また、平成30年度からは、自治体の責めによらない要因による医療費の増や負担への対応として、さらに公費の支援が拡充される予定となっております。したがって、現時点で国に対する要請は考えておりません。

次に小規模老人ホームや介護人材不足の解決についての施策についてお答えします。高齢者施策は、高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画に基づいて進めています。介護施設の充実は、計画の中で今後の検討課題としていますが、具体的な整備計画はありません。小規模老人ホームについては、施設を建設して運営していただけるような方とお話しをさせていただいても、難しいというお答えがあります。その理由は現在ある施設で介護の人材が不足しているため、人材の確保が難しいと伺っています。今後、町としては介護の人材を育てるための研修や資格取得について、助成を行う制度をつくり、介護の有資格者の確保に努めてまいりたいと考えております。有資格者がふえることで、人数の確保と介護の質の向上に繋がるものと考えております。以上です。

10 田中 1700億円のうち、設楽町の配分額は3,870,000円であると、1人当たり2700円ほど保険料が軽減されたということですが、これ予算書でもきちっとしているのでしょうか。

町民課長 予算段階では反映しておりません。今回運営委員会におきまして、国保の保険料を決定させていただきました。その算定の中に盛り込みましたので、現在、賦課しております保険料については、これが加味されたものとなっております。

10 田中 そうすると8月に保険料額の決定通知が来ておりますが、その段階では、もう加味されて賦課されているというふうに理解してよろしいでしょうか。

町民課長 そのとおりであります。

10 田中 国の負担軽減の支援分が設楽町の国保加入の方にも、恩恵が受けられるように、担当課のほうで、国保運営協議会において、その分だけ国保料を下げたというふうに理解をしておきます。

次に子どもの医療費についてであります。ここで私、特に聞きたいのは、たとえば保育料で言いますと、1人目は全額徴収しますが、2人同時に通っている場合、保育園に、2人目から半額になります。それから3人目になると無料になるのです。で、これはおかしいのだけど、しかしそれは設楽町の将来のことを考えたり、子どもさんが少なくて将来が本当に危ぶまれるという状況や、あるいはですね、そういうことで、子育てに対する経済的な支援をしないと、少子化がどんどん進んでいってしまうという理由からですね、そういう減免している制度にな

っているのですね。それで国保料について、子どもまでですね、均等割という形で保険料を負担させるというのは、おかしいのではないかと。この国保会計上というか、そういう点ではおかしくないかもしれませんが、子育て支援からしたらね、子どもに、もちろん子どもさんだってお医者さんに行きますよ、行くけども、子育て支援の考え方からいえば、医療費無料化になっていますから、それでは一方で保険料は負担してもらおうということはおかしいのではないかと。特に、後期高齢者75歳以上の保険に対しても、子どもの分が加算される。赤ちゃんが75歳以上のお年寄りの方の心配をして保険料を出すと、こういう仕組みになっていますよ。明らかにこれはね、私はおかしいというか、納得できないのですが、そこらへんは課長さん、どう思われますか。

町民課長 今言われるように、均等割につきましては、そのような制度上お金をいただく以上はそのような結果となります。ですが、今、先ほど言われました4つの分類に応じまして、均等割、所得割などいただいております。その制度上で、ここに割り振られておる賦課でございますので、現在の制度上はやむを得ないと思っております。

10 田中 制度上やむを得ないというのは、私もそうなのです。そういう認識ですよ。ただこれ子育て支援からいったらおかしいと。こんなものは、ずっと制度として守っていくべきものでない。一刻も早く改善しなければいけないと思いませんか、お尋ねしているのです。

町民課長 ですが、国保の被保険者の皆様、子どものみならず、お年寄り低所得者の方、いろいろおみえになります。そのことを踏まえますと、ある部分を軽減いたしました部分は、他にしわ寄せがいく。若しくは一般会計から充当する、そういう形になりますので、十分検討した上で慎重に対応する必要があると思っております。

10 田中 もちろん他の子どもの均等割を無くしたら、他にしわ寄せがいくということは、今の会計上から、可能性としてはあることなのですが、だから私は公費負担、つまり一般会計からの投入を求めていますし、また国のほうも、これはおかしいということはもう気がついておって、直していかなければいけないとなっているのです。それは課長も御存知のとおりだと思います。で、そのことはやはり、要請していただきたいと思います。

もう1点質問しますが、人頭税という税金がありますよね。これは担税能力とは無関係に、国民一人ひとりに、一律に同額を課税する税金のことです。古代から近世まで広く行われた原始的租税形態の1つだと、こういっているのですが、代表的な悪税だと、こういう解説を読みました。これは通告にありませんが、財政課長、どうですか。そのとおりかどうか、教えてください。

財政課長 今現在、そのような税金の仕組みといいますと、町県民税でいう均等割、あと法人税でいう法人均等割になるかと思っておりますけど、均等割の概念というのは、一定の行政サービスを受ける上で皆さんに負担していただくものでありますので、ちょっと人頭税というのとは意味合いが違うかもしれませんが、均等割という形

で残っているのかなとは思いますが。以上です。

10 田中 私、人頭税ということでお聞きしているのですが、代表的な悪税だということでもあります。聞くまでもなかったわけですが。それで、これは子育て支援に逆行すると思うし、これはなんというか、子どもの均等割、これは正さなければいけないと思うのですが、町長、そこらの感想をお尋ねしたいのですが。

町長 いろいろ住民側の負担ということを考えますと、総合的に今言われるように、高いからやはりそこ軽減措置を図れと。その軽減措置を図るためには、それに代わる財源の確保というのはどこからか必要になるわけです。トータルで考えると、それだけの財源というか、それだけの保険制度等に基づいて、子育て支援もそうなのですが、そういったものの受益を受けようとする、自分の負担を少なくして、サービスをきちっと大きく受けたいと、そういうための制度を国の決められた制度だからそれに従うのではなくて、そこをクッションになって町なり地方自治体がそういった制度に対応ができるような方法というものを考えないかと、こういう話になろうかと思えます。やはりそこは、私、今言われる国保料もそうですが、子育て支援もそう、介護保険も、高齢者保険もそうなんです、総合的に今お話になられることを、すべて皆さんの要望どおり、希望どおりにやれば、それは望ましい話だというふうに、私はそう理解はします。しかし今申し上げたように、そういう社会保障制度にかかるもの全体をとらえたときに、じゃあそれをどこで捻出してフォローするか。それはやはり、また行き着くところは住民、町民それぞれの負担に、どこかでかかってくる。だからそういうものの全体系を捉えたときの、1つの制度上の中で運営をするということについては、やむを得ないと、私はあまり言いたくはないのですが、やはり今の社会現状の中で、それぞれの立場で、それぞれの応分の負担、その応分というのに差がある。特に所得の少ない人が、応分と言われると、負担が多いじゃないか。その軽減を図れという部分をどういうふうに自治体が独自でやれるか。そこをやっぱり真剣に考える必要があるかと、今思えます。しかしそこがやはり町全体の財政の中で、そこへ充当する部分というのを、他のものを削ってでもそこへ入れるとかそういう方法というものを、これからは真剣に考える中で、我々町財政全体を見定めるところでの調整、整理を図る、そうしたことをやっていく必要があるかと思えますけれども、今、現在、総合的に判断すると、今に制度を継続せざるを得ないなと思っております。しかし理念としては、そういうことは理解をしたいと思っております。

10 田中 私の言うこと、町長は理解してはいただいております。たぶん町長が心配をしておるのは、全額やると大変な額になるぞということをお考えだと思っております。実はやっている自治体がありまして、愛知県でいうと一宮市がやっている。負担軽減。ただ全部ではないです。一部です。それは何でやっているかという、国にこういう制度を改めてもらいたいといっている意味でやっているみたいです。地方公共三団体、都道府県知事会とか町村長会とか市長会とか、そ

こが1兆円よこせと。そうすれば他の保険並みの負担でみんなが医療保険に入れるのだと、こういう、国保についての要求をしているのですね。厚労省も地方の言うことはそうだなというふうにだんだん傾いてきているのです。ですからここで、うちは財政捻出が大変だよという議論に留まらずに、町長から力強く、これはやっぱり、こういうことがあってはならないのだと。望ましくないと。だから国に私も一生懸命要請しますと、こういうふうに答えていただくと、非常にいいのではないかなと思います。もし、追加答弁がありましたらお願いしたいと。

もう1点はですね、先ほどの、今度は介護保険の施設とマンパワーの関係です。少しよくわからないのですが、もう少しこれまでの経過とか、到達点とか、具体的にもう少し御説明いただけないかと思います。以上です。

町民課長 まず介護施設が必要だということは、計画の中で載っておりまして、それは検討課題ということになっております。ただ具体的な方法等についてはまだ決まっておりません。まず介護施設を建設運営していくためには、それなりのノウハウ、そういう方が実施するのが妥当な考えであります。そういうことができるであろう方々にそういうものができませんかというようなお話をさせていただいたという経緯がございます。その中でお話が出てまいりますのが、まず現在持っておる施設であっても運営が大変である。その原因は人材が不足しておる。ですので、夜勤が多くなるとか、いろいろな職員の負担が大変であるというようなことがあります。そのような状態で新たな施設を作った場合に、はたして人材が確保できて、それが運営していけるだろうかというような懸念があるように伺っております。そこで先ほど申し上げましたのは、町としてそういう介護のできる資格、想定していますのは、介護の級でいいますと2級ヘルパーの資格でございますけれども、そういう資格を取得するために、それを助成していく構造、それを人材の確保につなげていきたいと考えております。以上です。

10 田中 町長、あと何かありましたらお願いしたいのですが。そのマンパワー確保でどこへ補助をしていくのですか。

町民課長 現在想定しておりますのは、人に対してでございます。人が資格を取得しましたその受講料ですとか、そういうものに対して、助成するという制度を作りたいと考えております。

町長 先ほどの負担軽減等への姿勢という、国に対する要望、要請をという姿勢、その考えについてですが、町としても、総合的に負担になるやっぱり被保険者たちの、また子育て支援だとか、いろいろなところへそういう費用がかかってくるというものへの負担軽減につながるような国としての施策というものを、やはりよく理解をして、また見直しとかそういった前向きな姿勢で国としても取り組んでもらえるように、町としてもそうした姿勢を、これから姿勢でもって対応をしていこうという考えは持っております。

それと介護施設についてですが、今担当課長が現状を申し上げさせていただきました。私、実は2期目、選挙に出させていただいたときに、待機している施設

に入れぬお年寄りの人々を少しでもそうしたところへ配置ができていけるような態勢を作りたいということをお願いしております。しかしこれを実際進めようとしたときに、先ほどのお話があったように、箱を作って、施設は完備したけど、それでみなさんここに入ってくださいねっていうところまでやったときに、その介護に携わっている人、言えばそういう人たちの確保ができない。いないということです。特に今現状の施設でも、公募して募集をかけるのですが、やはり不足をしていて、そこが難儀だよ。既存の施設であってもその職員の方々は、やはりこの地域では確保できないから、自分たちのエリアから連れてきて、そこで対応してもらっていると、それが現状なわけです。ですので、まず箱を作ったり、地域の人たちがボランティアでもいいでやりたいのだという人たちの意欲はものすごく理解するし、ありがたいと思うわけですが、やはり専従というか、それを職としてそこで携わってもらえる人、有資格者の方ももちろんいるわけですが、そうした人々をやっぴり育成とか、養成していかないと、いくら箱を作っても機能をしないというのが、私気がつきましたし、そういうところがやっぴり今一番の課題だと思っています。で、課長が申し上げたように、ヘルパー養成講座的なもの、先日あるお医者さんとお話をさせてもらった折にも、そこを町長、育てるっていうところを、視点を行政でなんとか造り上げる必要があると思います。私もそうは思っています。それをクリアするのは、やっぴり人材を確保し、育てていくということが、まずは急務だろうと。ですので、課長が申し上げたように、そういう場面を作っていきたい。作るためには、一定の資格者を作るための講座、講習、そうするとそういうのを実践でやる研修ですとか、そういったところの準備、用意をする協力をする体制は、いつでもしますよとってくれる医療関係の皆さんもみえますので、そうした方々とも協力をしていただきながら、そうした部分をこれから充実していきたいなど、こういうことを今考えるところでございます。以上です。

10 田中 以上で終わります。

議長 これにて田中邦利君の質問を終わります。

---

議長 次に2番河野清君の質問を許します。

2 河野 私は町の移送サービス事業について質問させていただきます。本年6月から移送サービスが大きく変更されました。それは利用者住民に大幅な負担を強いるものであります。3か月を経過し、さまざまな苦情が聞こえてきております。当初から大幅な負担増に疑問が出ていましたが、とりあえずこれで実施し、半年ごとに状況報告、見直しを行うとのことでした。そこで少しでも利用者住民にとって負担の軽い、利便性のよい見直しが行われることを願って質問をさせていただきます。始めに高齢者のバス利用について目撃したエピソードを話させていただきます。以前ニューヨークを訪ねた折、市バス、地下鉄を利用して市内を移動し

ておりました。その市バスを利用していた時の出来事です。ある停留所で身体の不自由なご老人を乗せることになりました。市バスの運転手は何事かを呟きドアを開け、サイドブレーキを掛けエンジンを止めました。そして中央の乗降口に行き、座席のスペースを確保し、お年寄りを介助して乗車させ席に着かせたのであります。そして運転席に戻り、ドアを閉めエンジンを駆け発車しました。この間5～6分でしたが乗客はごくあたりまえの如く黙って待っておりました。そんな風景に1回だけじゃなく、滞在中2～3度出会いました。こういう事があたりまえの如く行われているのに私はカルチャーショックを覚えたものです。残念ながら日本でそのような風景を見たことはこれまでありません。私はニューヨークにおいて高齢者、障害者の介助、移送サービスのあり方、コモンセンスを見た想いでおります。そこで我が設楽町における高齢者、障害者のための移送サービスについて考えてみたいと思います。この6月から町移送サービス制度が大幅に変わりました。これまで無料であった身体の不自由なお年寄りの移送サービスが大幅な負担増になったのであります。自分で移動できる人たちにはなんら困らない変更ではありますが、低所得の独居老人、他に足のない高齢者にとっては死活問題となっております。慎ましくとも心優しい高齢者住民は、それでも無料では申し訳ないと有料化に応じました。しかし村内で2～300円までならとの思いは、結果は500円となり、2時間をオーバーするとさらに500円加算されます。シルバータクシーで津具―役場間を往復すると4000円、津具―東栄病院間は6000円、津具―新城市民病院間は10000円となり、しかも相乗りが不可となり、一人で負担するとなると新城まで行くのにいろいろあれば1万円以上かかることとなります。こんな負担を年金暮らしの独居老人に課していいのでしょうか。自分で運転できない低所得者にそんな負担を課すことは、そしてこれからの高齢者予備軍である我々にとっても深刻な問題です。だれもがやがては年を取り運転もできなくなるでしょう。収入もなく資産もない年金暮らしのお年寄りにはあまりに重い負担です。これではだれもが安心して暮らせる町づくりにはなりません。お年寄りが元気で明るく安心して暮らしていける町にこそ若い人たちも希望を見出して、移り住みたくなくなるのではないのでしょうか。そこで以下のことについて質問いたします。設楽町における6月以前とそれ以後の福祉移送サービスの登録人数、利用状況、その変化について答弁してください。平成27年5月末まで利用者負担が無料であったのが、6月からいきなり高額な負担となりましたが、なぜ有料となったのか、その訳を答弁してください。6月以前は相乗りが可能で、役場で相乗りの調整もしてくれていたと聞いております。なぜシルバーのタクシーは相乗りが不可となったのか答弁してください。料金が高すぎます。見直しが必要だと思います。津具から田口の医院に行くのに往復4000円、東栄病院まで6000円、新城市民病院まで10000円、これではほとんどの対象町民、年金生活者は相乗りのできないシルバーのタクシーを利用することができません。ますますシルバーのタクシーの利用は減っていくでしょう。このような高額な負担を課す市町村が他にないので

しょうか。ちなみに隣の豊根村でのがんばらマイカーの往復の料金ですが、村内1000円、津具2000円、新城4000円、豊橋6000円で、往復ですね、目的地が医療機関の場合は、その料金の8割前後の助成があると、あとから戻ってくると聞いております。これなら安定的に利用が可能かなと思います。次に6月以前の移送サービス無料の間の年間経費が4,839千円、平成26年度でありました。今回のサービス変更は何をどれだけ削減するために行われたのか答弁してください。シルバータクシーの場合1か月前の予約でなければならぬ理由は为什么呢。10日前くらいで受け付けてくれないかという希望があります。次に、町営バスの本数をきめ細かく設定してもらいたい。名倉の方で10時台に1本あると助かるとおっしゃっている方がおりました。たとえば名倉小学校前8時16分発田口行き8時41分着に乗りますと、帰りは12時30分発までありません。用事を済ませても3時間ほど田口で待たねばならないということです。この点について答弁ください。高齢者、障害者に優しい低床型バスの導入を考えてほしい。杖や補助車を頼りにしている高齢者には、今の段差でも乗り降りは大変困難だと言っております。今後ノンステップバスのような導入の考えはありませんか。答弁ください。運転手の介助教育をしてほしい。特にバスは健常者だけを乗せているのではないことの自覚を持ち、乗り降りが困難な方の乗降介助の心くばりの指導がほしいと思っておりますが、いかがでしょうか。最後に世に誇れる町の移送サービス実現に向けて高齢者、障害者の移送サービスはどうあるべきか、その基本姿勢、方針について答弁を求めて、1回目の質問を終わります。

町民課長 それでは6月より前と後の移送サービスの利用状況と変化について申し上げます。移送サービスは、まだ2か月分の実績しかありませんので、昨年6月7月と今年6月7月の実績を申し上げます。移送サービスのシルバー人材センター委託の分で6月は26年が利用47回、利用者36人に対し、27年は利用27回、利用者19人です。7月は26年が利用54回、利用者40人に対し、27年は利用39回、利用者20人です。タクシーに委託しているものは、26年度の実績はありませんので、27年だけですが、6月は利用52回、利用者数19人、7月が利用63回、利用者17人です。また会員数は26年51名、27年87名です。なぜ有料となったのかについて、お答えします。移送サービスは、元々有料で行っていましたが、道路運送法の改正により、有料で移送するためには、資格者の確保などをしなければ有料の運行ができなくなりました。その時点では改正に対応できなかったのですが、無料であれば運行が可能でしたので、無料で運行することとして運行してきましたが、無料であるため、利用者や回数の制限をして運行してきました。そのため、以前から移送サービスの制度の変更は必要であると考えて検討してきました。昨年度の介護保険事業計画策定委員会で移送サービスの拡充について提案があり、見直し案を提示して、決定し、公共交通活性化協議会の承認を得て、今回の変更をしたものです。この変更により移送サービスは、無料から有料となりました。しかし、変更によって利用先は県内と浜松市になり、回数の

制限、利用先の制限はなくなりました。また、タクシーの利用については、時間の制限はなく利用可能となりました。なぜシルバー人材センターの車は相乗りが不可なのかについて、お答えします。町が行っている福祉移送サービスは道路運送法の市町村運営有償運送の市町村福祉運送で、ドア・ツー・ドアの個別運送と定められているため利用者の相乗りができません。ただし介助者が必要な場合に同乗することは認められています。タクシーは乗り合いですので、相乗りが可能です。次に料金の高すぎる件についてお答えします。町が送迎サービスを行うためには、道路運送法の自家用旅客運送者としての登録が必要で、有償サービスの料金も国のガイドラインに沿った内容で公共交通活性化協議会にもその目安の料金を示して承認された料金となっています。福祉有償運送の料金はタクシーなどの事業者の料金の2分の1程度を目安とすることになっており、ほかの民間事業者がある場合にその営業を圧迫することのないように配慮されているものと思っています。次にサービスの変更は何を削るためかについてお答えします。何かを削るために変更したのではありません。先ほど申し上げたように、以前から移送サービスの制度の変更は必要であると考えて検討してきました。介護保険事業計画策定委員会の決定と、公共交通活性化協議会の承認を得て、今回の変更をしたものです。予約が1か月前でなければならぬ理由は何かについて、お答えします。委託先のシルバー人材センターの運転手の確保をするために1か月前の予約をお願いしています。運転手の心配りについて、お答えします。運転手の方は高齢者、障害者の方の乗降などについて介助など心配りをしていると思っておりますが、今後とも指導をしてまいります。次に高齢者、障害者のための移送サービスについての基本姿勢について、お答えします。高齢者、障害者の方の中には、自動車などの交通手段を持たず、また、公共交通を利用することが難しい方がいますので、そのような方は、買い物、通院など日常生活を送るためには移動することが困難ですので、そのような必要な移動を支援することは、町として行うサービスであると考えて、福祉運送の移送サービスを行っています。福祉送迎サービスは行政だけでなく、NPO、社会福祉法人が担うこともできますので、現在のサービスはタクシー事業者への補助制度をつくって行っていますが、ほかの事業者や団体によるサービスが広がれば、それを町として支援することも行う考えでいます。以上です。

生活課長 生活課からバスについてお答えしたいと思います。まずは町営バスの本数の件でございます。稲武線の定期便の増便についてですが、利用者数、町外路線との乗り継ぎ時刻との関連によって、時刻表を編成しております。現在、10時台の増便の要望については、具体的にしっかり伺ってございません。しかし、皆様の要望に応じて、定期便の増便ではなく、今後予約バス方式での検討をしたいと思っております。その次の、高齢者に優しい低床型のバスということなのですが、去年購入いたしました稲武線を例にとりますと、低床型のバスにした場合は、52名の定員が30名に座席数が減ります。現在、利用者数が30人を超す事例がござ

います。その場合ですと、立ち席が発生します。山間地域を運行しているため、立って乗るのは、危険が伴い傷害等を起こす可能性があります。また、他の路線については、冬季等の道路事情により4輪駆動車が必要でございます。低床型バスについては、4輪駆動車はございませんので、このような理由から今導入をしておりません。現在は、乗降については、ステップが出たり、また車高が下がったり上がったりという装備の調整により、高齢者、子どもに配慮をして運行をしております。あとは運転手に対しての心配りということなのですが、バスについては、今構造上、車いすの利用はできません。乗降に苦勞されている利用者の介助については、手押し車の乗降などやった事例がございます。現在、最大限の努力をしております。今後も同様に、運転手に指導してまいりますので、よろしく願いいたします。以上です。

2 河野 事情はお聞きしました。ただ、それぞれで、たとえば料金がタクシーの2分の1で設定されているということで現在の金額になっていると思いますが、それすらが、一般的な常識的にも、とても我々が将来利用できるかということ、大変それは負担が重いというのが感想であります。それで、この導入以前は年間の町の負担が4,830千円という町の経費で、無料でできていたものが、それが0になったのでしょうが、これだけの負担料金になっているということは、その見直しが必要ではないかということですので、もう一度そのへんどのようにお考えか。

6か月ごとに見直す予定があると思いますが、その点も含めてお答えください。

議長 議員の皆さんにお願いをします。12時を過ぎても続けますし、12時の時報の後に防災訓練があるそうです。実施をしていただきたいと思っております。

町民課長 まず金額についてお答えします。金額については先ほど申し上げたとおりでございますし、計画策定委員会、活性化協議会等の審査を経てそのようになっておりますので、高いというお話は従来から聞いてはおりますが、そのように進めてまいりたいと思っております。見直しについて6か月という期間を設定してはいないと承知しておりますが、高齢者まちづくり会議の中で報告をし、その中で御意見をいただきながら、その御意見を踏まえて変更すべき点は変更すると当初から決まっておりますので、それはそのような手続きで進めてまいります。それと予算4,000千円の件でございます。4,000千円の件は、これは決して0になっておりません。利用者のご負担をいただいても、町はそれ以上の負担をしておりますので、そこは0になったということではございません。以上です。

2 河野 ノンステップバスの件ですけれども、なかなか土地柄というか導入が難しいというお話でしたが、であるならば、それはあくまでも今後検討をしていただきたいのです。新たな導入において検討をしていただきたいのですが、やっぱり乗降におけるそういう不自由な方の乗降については、マニュアルとして、いったん車を止めて、で、介助に運転手があたるようにしていただきたいと思っております。その点についてお答え願いたいのですが。そんなに回数が多いとは思いませんので、1日に何回あるかわかりませんが、そういう指導をしていただきたいということ

です。

生活課長 現況なのですが、今4路線運行しております。ここ2年くらい聞いたところによりますと、稲武線での事例がございまして、シルバーカーの乗降を上げたり下げたりしたという事例がありました。またあと、かなり不自由な方は乗ってこられないという現況でございまして、今後そういうようなことがあるようでしたら、検討してまいりたいと思っております。以上です。

2 河野 最後に町長にこういったシルバーの対象の移送サービスについての今後のあり方、現状をてらして、どのようにお考えかをお聞きしたいと思います。

町長 やっぱり町民の足の確保ということで、対象はやはり高齢者、そしてまた運転ができない人、そして思うように自分の目的が達成できないという不自由な方々に対してですね、やはり町が率先してそういう対応をしていくのは、町としては当然これからも充実して図っていかねばいけないと思っております。それにかかるための費用の面ですとか、それから負担の軽減というものも状況のなかで、やはり検討を加えながら、応分の負担というか、ある一定の負担はやはり持つていかねばならないですが、言われるように負担が大きいがためにどうしても不自由だ、そこはなんとかならないかということについては、また検討をしていく段階であればこれを進めていきたいなと思っております。以上です。

2 河野 この今回の質問の主旨というのは、あくまでも利用者にやさしい移送サービスの実現であり、またそういった住民の安心に暮らせるというまちづくりの一助にもなることであり、そういう中で新たな移住者もあると考えておりますので、よろしく今後も進めていただきたいと思っております。以上で質問を終わります。

議長 これで河野清君の質問を終わります。お諮りをします。休憩をとりたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 13時まで休憩としたいと思います。

休憩 午後12時00分

再開 午後1時00分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に5番金田文子君の質問を許します。

5 金田 私は、今一番ホットと言いますか、一番関心の深いと言いますか、地方創生についての質問をいたします。持続可能な設楽町であるために、今、現在からのまちづくりにもっとも深い関心を寄せており、3点の質問を通告しています。毎回お願いすることで恐縮ですが、時間が限られていますので、わかりやすく、簡潔な答弁をお願いいたします。8月には、お隣の豊根村はじめ全国各地から、小規模自治体が総合戦略を発表し始めています。公表されているものの一部を閲覧しました。何年もかけて、段取りよく準備を重ねてきたことがよくわかります。そして、住民の能力、やる気をうまく引き出してきたところでは、住民と職員が一体となって学び、様々のプロジェクトが、企画が既に動き出しています。将来像を共有し、いろいろな立場の人々がそれぞれのミッション、使命と言いますか、

明確に持って動いています。地域の実態を踏まえ、住民主体で、足りないところは外の力、いわゆるよそ者の力も借りて、という経営理念がしっかりしているようでした。さて1点目は、正念場を迎えている総合戦略策定についてです。総合戦略及び総合計画づくりの作業が、我が設楽町でも名古屋大学との連携でワーキングチームを組織して進められているところです。その一つの部会で地区民の将来ビジョンづくりについて検討されるようです。これまでは、地域づくり支援事業で行政区ごとの地域づくりをするという方針で進めてきましたが、地区単位の計画へ移行しようとしています。ところが、町民の多くにこの方針や方法が理解されていない現状です。町民の皆さんこそが、住みよい地域にと願ってこられました。何をどうしたらよいのか、行き詰っているという実態もあります。地区住民が知恵を出し合って将来目標づくりをすることのイメージをわかりやすく伝えなければなりません。各地区の将来目標づくり、実施計画づくりのためのマネージメントはどのようにするのかわかりやすく示していただきたいと考えます。そこで、以下をお尋ねします。地区の範囲はどのようですか。地区住民が知恵を出し合う場の設定及びファシリテートは誰がするのですか。そこではどんな組織づくりを目指していくのですか。知恵を出すための基礎知識及び地区の実態データ等の情報を提供する準備はありますか。モデル地区で先行実施することですが、モデル地区の実践過程を他の地区が共有できる方法を講じますか。移住促進が重要施策になると予想されますが、移住世帯の住まい確保策として、個人住宅の賃貸流通促進策などの予定はありますか。まちづくりにもっぱら従事する部署をつくる考えはありますか。

続いて2点目です。2点目は、定住可能性が高い移住者支援について伺います。昨年度、委員会質問において、定住支援、つまり外から入ってこようとする就農を希望される方への情報の提供がホームページ見てもわからないというようなことをお尋ねし、改善していただくという答弁をいただきました。今回も調べてみますと、確かに改善されていました。ホームページのトップページのところで、就農とか就農支援とかいうキーワードを入れてみますと、すぐにキーワード農地というところが開かれます。そしてそのキーワードの指示に従って農地のところを検索していきますと、新しいさらに前回に手の加わった就農支援の取り組みが書かれております。これは関係の皆さんのご努力の結果だと思って、この点にはまず感謝させていただきます。それから直接担当してくださった職員の方の労苦が多くの方には共有されていないと思いますので、ぜひ産業課長さんはそのような職員の仕事ぶりについても共有できるように、役所内で共有できるようにしてあげていただきたいと思います。では本題に入ります。現在トマト栽培は設楽町を代表する産業になっています。新規就農しても努力次第で生計が立つ仕事だと栽培農家から聞いています。20年程前からトマト栽培新規就農者に定住実績があります。生産者の構成比に占める移住者の割合は高くなっています。またもともとの地元生産者の高齢化も進んでおり、産地を維持していくためには、さらに新

規就農者の募集、定住支援を充実させていくことが必要と考えています。そのために充実策について具体的なことをお尋ねします。新規就農者の募集はしていますか。新規就農者の研修受け入れを受けてくださる登録農家数はどれほどありますか。就農林者向け住宅に2年間住める支援がありますが、それ以降の住まい確保策はありますか。就農のための農地の紹介、農地賃貸流通促進策を講じていますか。続いて定住可能性の高い人として、地域おこし協力隊員のことについて聞きます。地域おこし協力隊員は地域に必要な人材として町が招いた人材です。任期満了後に定住して町の戦力になっていただきたいと住民は考えます。設楽町では、定住実績はまだありません。隊員は、地域に密着した活動をして、住民との信頼関係を高めてきているので、コミュニティへ溶け込みやすく、定住可能性が高いと期待できます。地域おこし協力隊員の定住促進策はありますか。

では最後に3点目です。高齢者自身による健康づくり、運動器機能の廃用症候群ロコモ予防の取り組みは全町に広がり、高齢者人口に対する参加率は、全国トップレベルで、設楽町のまちづくり施策の成功例になっています。さらに認知症予防への関心も高まっています。高齢の当事者は、一部壮年の方々も含まれていますが、自分のことだけでなく、近隣の方にも目を配り配慮した生活をしようとしています。過日、前年になります。保健福祉センターの事業で「居場所づくり」を考えるセミナーが開催され、元気な人がいつまでも元気で過ごせるための活動拠点の必要性を学ぶこととなりました。「地域の居場所づくり」、最近はコミュニティカフェと呼ぶことも多いですが、居場所づくりの取り組みは全国的に綿々と続けられ、地域の人々が集い、楽しい時間・空間を生み出す拠点になっています。地域の中にゆるいつながりをつくる「居場所づくり」は、ここ現在に至って大変な広がりを見せていることから、住民ニーズに合うものという評価を受けています。設楽町でも、次の段階として、「居場所づくり」の手法を学び、実際の場合を生み出す方をフォローアップする時期ではないでしょうか。今のままで一部の方の知識習得の文化講座だったのか、PDCAサイクルで言えばPDで止まったままで、事業の目的は達成できたのだろうか。はなはだ疑問が残ることになります。言葉は悪いかもしれませんが、あえて言うなら、前年の事業は、税金のムダ使いとなってしまいます。よって、事業の目的が達成されることを願って、質問します。PDCAサイクルのC・Aにあたる事業展開を町民課、保健福祉センター等の連携で実施するのでしょうか。当事者から居場所について空き店舗の活用を提案した場合、空き店舗活用促進策の準備はあるのでしょうか。以上、1回目の質問とさせていただきます。

企画ダム対策課長 それではまず地域の将来ビジョンについてということで、まず1つ目の地区の範囲はどのようかというところからお答えをさせていただきます。まず全体的に説明をさせていただきます。これまで、地方創生総合戦略の策定委員会を7月4日に、総合戦略企画員部会5部会を7月下旬から鋭意開催をしております。現在2回目の各部会が終了し、10月6日の第2回目の策定委員会に向け

て、検討を進めている最中であります。その地区の範囲はどのようなかということであります。5部会の1つ、「集落計画づくり部会」で、町内小学校区を4集落に分け、集落の課題の掘り起こし、集落間連携の方法、さらに移住定住施策の大きな要件となる空き家確保対策など、集落の維持、活性化を盛り上げていくような集落組織の支援を進めていきます。2つ目の地区住民が知恵を出し合う場の設定及びファシリテートするのは誰か。そこではどんな地域づくりを目指していくのか。という問いでございます。これまでの地域づくりの組織では、役場主導であったり、行政区長の充て職であったり、NPOなど任意団体であることが多くありました。今回は集落活動の気運醸成を盛り上げていくことを主旨として人選をし、集落で計画づくりを進めていくことを目標としております。集落での検討会を進める折には、協力協定をいたしました名古屋大学の高野先生を始め、精力的に参加をしていただき、集落活動に関しての知識経験を生かしてアドバイスをいただいております。3つ目の知恵を出すための基礎知識、地区の実態データなど情報提供する準備はあるか。と、その下のモデル地区の実践過程を他の地区と共有できる方法を講じるか。この2つの問いに併せて答をさせていただきます。現在、清嶺地区を皮切りに、組織づくりのノウハウを参考にしながら、順次他の集落へ広げていく予定であります。この間、集落計画づくり部会の中で、各集落の情報共有を図っていきます。集落計画づくりで大切なことは、集落自らが考え、行動することであるため、町と名古屋大学で連携サポートしていきます。将来的には、現在ある地域づくり支援交付金制度を発展させ、集落整備のための財源とさせるなど、このような集落活動を支援するために財政支援や人的支援その他情報提供などサポートする必要があると考えております。5つ目の移住施策の住まい確保策として、個人住宅の賃貸流通促進対策、いわゆる国土交通省のDIY事業など行う予定はあるかという問いでございます。空き家提供施策として、個人住宅の賃貸流通の新しい制度で借り主が修繕を進めるという方法が認められております。移住促進の空き家対策としては、個人住宅の賃貸制度を始め、買い取り型や新築建て売り型、新築賃貸型など方法はあります。この1つの有効な選択肢として、検討をしてまいります。DIY型の空き家活用では、単にリフォームの補助だけではなく、修理技術の習得の場とか、大工さんを講師として提供をする必要があると考えられますので、これらの提供も視野に入れて進めていかなければなりません。また、空き家対策の補助制度として、リフォーム費用の補助金とか、片付け費用の補助金など財源措置を検討していきたいと考えております。それから6つ目のまちづくりに専従する部署をつくる考えはあるかということでございます。現在企画ダム対策課の中に、まちづくり推進室を設けておりますが、こういった事業が始まっていきますと、さらに拡充させる必要があると考えております。企画ダム対策課からは、まずはここまでです。

産業課長 私からは金田議員のご質問の内、新規就農者の受入支援の充実に関するご質問についてご答弁申しあげます。まず、募集でございます。新規就農者、もち

ろん大歓迎でございます。新規就農者の受入体制の整備を図り、支援することを産業課の目標と掲げておりまして取り組んでおります。募集につきましては、先ほど議員がおっしゃったように、町ホームページに掲載して募集しているほか、近隣市町村が連携して組織している協議会や愛知県が主催する就農相談会などに参加して募集をしております。今現在、設楽町内で就農を検討される方1名と面談を行っております。最終的な意向を確認する段階でございます。研修先につきましては、現在3名が津具地内の3軒の農家さんで研修しております。直接、個人の農家さんで研修を行っておりますが、今後は、幅広く研修先を紹介できるよう、JA又はJAのトマト部会を研修先として、そこから、農家さんに案内していくような体制とするよう、今調整をしているところでございます。2年後の住まいの確保策につきましては、空き家や一般の町営住宅を確保できますよう、研修先の農家さんを始めとする地域の皆さん、JA北設営農センター、役場を含めまして全面的に支援してまいります。農地につきましても、円滑に経営がスタートできるよう、研修先の農家さんを始めとする地域の皆さん、JA北設営農センター、役場を含めて全面的に支援してまいります。現在のところ、研修生1名の方がこのような御支援のもと農地のほうの確保ができて、そこに施設整備ができるような段階になっております。産業課からは以上でございます。

企画ダム対策課長 その2つ目の地域おこし協力隊員の定住促進策はあるかという問いでございます。現在、地域おこし協力隊の導入は平成25年度から始まり、これまでで通算4名の隊員が着任し、現在は2人が活動しております。すでに退任した2名のうち、1名は任期半ばの退任でありましたが、現在も活動拠点であった道の駅アグリステーションなぐらに従業員として勤務するなど、退任後も地域振興に励んでおります。また、もう一人の隊員は現役の大学生であったため、現在復学をし、就職活動にも励んでおりますが、こちらの隊員も学生ボランティアとして田峯区を中心に定期的に設楽町へ訪れて活動しております。金田議員ご指摘のように任期満了に伴う定住者はありませんが、退任後も何らかの形で地域振興に携わっていただいております。協力隊員は自分自身が希望をして選んだ町であります。また町が積極的に獲得へ動いた人材なだけに、将来に向けた定住に大きな期待をかけているのも事実であります。現在2名の隊員につきましても、任期満了後に定住したいという意向は持っておりますが、継続的な仕事と住居の確保という課題があります。いずれにしましても、町はみなさんの協力を得ながら隊員の継続的な定住ができるよう努めていきたいと考えております。以上です。

町民課長 高齢者の居場所づくりについてお答えします。平成26年度愛知県自殺対策緊急強化基金市町村等事業におきまして「こころのケア講座」を2回開催し、延べ38の方が参加しました。第1回目の講座では、NPO法人「てとりんハウス」代表理事 岩月万季代氏を講師に招き、自身が運営している家族介護者支援センター「てとりんハウス」について、利用者の状況、実際に当支援センターを利用されている方の事例をもとに、支援の難しさ、専門職を巻き込んだ活動について

講演がありました。「てとりんハウス」は、家族介護者を支援するカフェ型の常設拠点として平成26年6月にオープンしました。カフェでは、介護の悩み、困りごとに関する相談を随時受け付けるとともに、店内の情報コーナーでは、デイサービスや入居施設を始めとするさまざまな介護に関する情報を提供しています。暮らしと介護の情報コーナー、介護者・認知症カフェを備えた家族介護者のための総合支援拠点として活動をしています。第2回目のこころのケア講座では、「居場所のできる支援を考える」をテーマに4グループに分かれてワークショップを行いました。公的支援、町民ができること、サービス利用拒否への支援、孤立孤独への支援が必要なケース、足がない、生活支援について意見を出し合いました。4グループのまとめとしては、普段からの声掛け、見守りが大事、横のつながりを作る。お互い様の関係づくり、サロンや地域行事で居場所づくりのキーワードが出ました。2回の講座に38人の方が参加し、熱心に講演を聞き、ワーキングにも参加していただきました。当地域には福祉関係NPO法人もなく、民間業者の方の参入計画ありませんが、平成26年度のまとめにありましたように今後については居場所づくりを考える会として話しあう機会を設けていきたいと考えております。次に空き店舗の活用を提案した場合、空き店舗活用促進策はあるかということについてお答えします。空き店舗を高齢者の居場所として活用したいということだと思いますが、住民の皆さんが高齢者サロンなどの活動を行うための支援は、介護予防活動の補助の支援をしています。その場所は、すでに各地区の集会所などで行っていると思いますが、その場所が空き店舗で行った方がよいということであれば、現行の補助制度の中で可能であると考えています。以上です。

- 5 金田 お答えありがとうございました。お答えいただいたものの中から、再質問をさせていただきます。まず将来ビジョンづくりについての項ですが、地区の範囲と、それからの計画づくりの名前で課長さんがお答えになったことで、ちょっと紛らわしいので、地区の範囲についてですが、各小学校区ごとにというのを基準にすると、名倉と津具地区はわかりやすいのですが、田口小学校校区については、平山、神田も含まれるということになります。それから清嶺小学校と田峯小学校の校区があるとなってしまいますので、先ほど清嶺地区というお言葉も出てきましたので、清嶺と田峯の小学校の校区は1校になるわけ、そういう4つということで、田口地区に平山、神田が含まれるという考え方でよいのかどうかということが1点です。それから2つ目の時に集落で集落計画づくりという言葉が出てきたのですが、この集落とは4地区の、この各地区のことを指しているのだったら、地区計画づくりとかいうように用語の統一をお願いしないと、ちょっとわかりにくいなど。今までの地域づくり支援事業の集落が行政区単位だったこともありますので、両方明確にさせていただきたいということが1つです。それから、これあまりいいことではないのですが、数値でデータを取れるわけではないですが、発言の聞き取りからですが、「誰かがやってくれるわ」とか「役場がやってくれるわ」とか「地域の中の誰かがやってくれるわ」とか、あるいは今までの集落の支援事

業をやってきて、非常に大変だったと、これ以上大変なことはごめんだという後ろ向きな考え方をってしまったような方もあります。その方々が、今度はさらに広い地区、新しい4地区になって皆で参加してやっていくということについて、なかなか積極的な気持ちになれないでいるというのが現状だと思いますので、このへんについてどのようにお考えになり、取り組んで行きたいと思ってるかということをお聞きします。それから知恵を出すための基礎知識とか、データの提供についてですが、これは真剣に仕事づくりとか産業について真剣に考えてらっしゃる方からのお話ですが、数値データ等を町全体で出してもらってもぴんとこない。各集落というか、各地区、せめて各地区の人口動態とか、将来の構成の推計だとか、それから産業構造だとか、そういったもの。それから空き家のことだとか、耕作放棄地だとか、いろいろなことが、さまざま条件あると思いますが、そういうものをもうちょっと、きちんとした細かいものを提供してもらわないと、ぴんとこない人がほとんどです。そういう御意見もありました。わたしもそう思います。皆さんと一緒に考えようよっていうときに、材料が足りないと思っています。それからモデル地区の先行実施についてお願いしておきたいことは、今までやってきた地域づくり支援事業についても、私はまだ議員になって日が浅かったので、質問も言い方が悪くて伝わってなかったかもしれませんが、みんなでどんな成果があったかとか、改善点はどういうことだったかというような、足助地区で行われていたりするような情報共有の場が必要じゃないですかっていうことを申し上げてきましたが、結局そういうことはなかったです。なので、それぞれの地区が、それぞれ0から考えてという形になって、親しい方に少し他の様子を聞いたりというような程度で、整理されるということがなかったので、今回はそういうことがないように、各地区の成果と問題点について、きちっと共有して、無駄なエネルギーを費やさなくてもすむような、そういう情報共有の場を必ず実施していただきたいと考えていますが、この点についてはどうですかということ。それから先ほど、町民課長さんが言ってくださったように、たとえば国交省のD I Y型空き家活用事業のように、貸し主、借り主双方の不安をなるべくぬぐいさるような取り組み方とかを、国がすでに提案をしてくれていますので、ここはもう国以上に、空き家のリスクも高まっていると思いますので、具体的にそういう個人住宅というか、個人空き家についても、特定住宅ではなくて、十分使うのに可能な住宅についての賃貸流通の仕組みとか、制度を作っていく必要があると思いますが、その点は「やります」ということでよろしいかどうか確認します。それから担当職員の仕事は、皆さん御承知のとおり、今後の町の命運を左右する重要かつ膨大な内容の仕事ですので、しかも各課の壁や各地区の範囲を超えて柔軟に飛び回る必要がありますので、まちづくりに専従する部署っていうのはちゃんと作っていただいて、高い技量、技能の職員を養成していただきたいと思いますが、その点についてはいかがですか。今の推進室の人たちは兼務などはしていないのですか。大丈夫でしょうかということを確認させていただきます

す。

それから続いて産業課にお答えいただいたところで、やっぱり就農していただく、あるいは就農のPRを、来てくださってPRしに行く以上は、住宅と農地の確保がないのに、自信を持って担当の方は就農者を呼ぶっていうことができないと思うし、「こうです」と確信を持って答えることができないと思いますので、今3軒の方の所に3人研修に行ってもらってる実態があり、設楽町に確実に就農されるって方が1名出てきたってというのは、非常に喜ばしいことなのですが、制度としてというか、仕組みとして、農協の営農センターとか、それからこのホームページの改善のための、これホームページ改善して下さったところ、リンクがちゃんと貼られていて、これをプリントアウトしますと、設楽町新規就農支援協議会という会が立ち上がっておりますので、そういう方々との連携のもとに制度を作っていただいて、今どんな農地がどれくらいあるのだから。日当たりのよい農地を耕すのに高齢化しちゃって無理になったから、若いあなた達に来てもらってぜひ活用してほしいのだからっていうか、具体的に言えるような蓄積をされるよう願っていますので、そういう住宅及び農地についての賃貸流通促進策を制度化していただけるのかどうかっていうことを、あらためて伺います。それから今名古屋市内とか岡崎などの農業大学校などの人の話を聞きますと、就農を促進するセミナーが開かれて、ここでは若者の参加率が非常に高まっていて、一昔前のリタイア組のパーセンテージをはるかにしのいで、今では20代30代40代が圧倒的多数だっという話を聞きましたので、いろいろな所に出かけて行ってアピールしているとおっしゃっていますが、さらに具体的にどこに出かけて行くかっていうことを詰めていただけるかどうか伺います。地域おこし協力隊員については、お答えいただいたとおりですが、やっぱりまず仕事がなくっちゃしょうがないですが、住居の確保やコミュニティになじんでいくのに苦労するっていうようではないので、受入側、私たち設楽町民とか設楽町行政としての受入側のミッションもきちんと明確にしておく必要があるかと思いますが、その点についてはいかがでしょうかということです。

あとは居場所づくりについては、高齢者の面倒をみる事業所を作るとか、そういう意味だと、みんな重たすぎてやらないと思います。みんなで集まって楽しむような場所、それがたまたま高齢者や介護者であったり、あるいはひとり親世帯の人であったりというようなことでいいと思っています。さまざまな小さな悩みあるいは孤立から生じる困難な状況をくみ取り、追いつめられる前に防ぐよい取り組みだと評価されていますので、何かアクションを起こす契機となる事業にしたいと希望しています。具体的な策をあらためて確認いたします。以上です。

企画ダム対策課長 最初の地域の将来ビジョンについての中、定義で紛らわしくて申し訳なかったですけども、まだこの部会を作るときには発展途上な感じがございましたので、定義はきちっとここでまとめたわけではございません。さら

に言うと、今でも決まっているわけではございませんけれども、現時点でまず田口と神田平山で、いわゆる田口小学校区の1つのエリアとして、いわゆる集落計画づくり部会の1つとなっております。もう1つ清嶺田峯小学校エリアを1つの集落計画づくり部会で範囲としてくくっております。で、ここで集落というか地区というか、という紛らわしい言葉ですけれども、部会の言葉遣いとしては集落ということで使っておりますので、まずはこの4つの集落計画ができると、こういう理解で。そこで地区という言葉を入れると紛らわしくなっておりますので、現在は集落という言葉で統一していく考えですので、その部会の名前に沿って名前を使っていきます。それから3つ目の地域の主体をなす、今まで地域支援づくりをやってこられた方が、ちょっと消極的になったり難しいんじゃないかということで、後ろ向きなところがあるのが心配というところがございます。これまで第1期では、全区に地域づくりの交付金を支出いたしまして、全区でいろいろ活動計画をまとめていただいております。今年から第2期ということで、手上げ方式で自分たちの集落をこうしたいというところで、任意の、任意と言いますか、さらに発展した地域集落の支援をする費用を支出しております。ちょっと将来的にはなりますけれども、この集落計画づくり部会の中で、小学校区という複数の集落、行政区をまとめ上げるような集落計画づくりができていくことを目標にしております。ですので、ここはやはり任期のある行政区長さんというか、そういう方をお願いするのではなく、もちろん区的意思を反映していただいて、集落の計画づくりを盛り上げられるような方、役職にはとらわれないというところで人選と言いますか、集落からの気運の盛り上がりを期待して、私どももサポートをしていく考えであります。4つ目の各地区の人口動態ですとか、産業構造の数字を出せないかということですが、たとえば農林業センサスですとか国勢調査で調査をしておりますけれども、集落で出た資料がないわけではございませんけれども、なかなかその時の施策にぴったり合った数字が出るかというところの不安はございます。探せる限り探しまして、集落の計画づくりのところへ提供をさせていただきますし、ほかのそれに代わるような数値もあれば参考までに提供をしていくという考え方であります。それから5番目の、いわゆる先行型で地区集落の計画づくりを進めていくなかで、情報共有の場がなかったとか、反省の場がなかったのではないかというところがございます。先ほど言いました集落支援みたいなのところの活動が一区切りについてはおりますけれども、大雑把な各地区での実施の内容につきましては、みなさんへお披露目はさせていただいておりますけれども、それがどういう問題があったか、やりきれなかったのか、やりきったのかっていうようなところが具体的にしっかり検証がされてないところもございますので、この集落づくりの中の1つの参考事例として、まずはこの課の中でしっかり検証をして皆さんへ公表ということができれば、参考にさせていただきたいと思っております。それから国土交通省のD I Y型の中古住宅の提供でございます。金田議員がおっしゃるように貸し主の不安、いってみると借り主の

不安も同じくらいあるということでございます。通常の借家ですと大家さんが基本的には修繕をして貸し出すというのが、今までの借家に考え方だったんですけども、貸しやすくというそのハードルを下げるために、借り主が自分の範ちゅうの中で修理ができるということを制度としてできておりますので、そういったところを皆さん、言ってみると家主といいますか、貸し主の方にそういったところを集落でよく説明をしてこの方法をとっていくのが一番だと思いますが、先ほども言いましたように、中古住宅を貸すという方法もありますし、新築住宅を造っていくという手もありますので、その選択肢の1つということで、考えていきたいと思っております。それからまちづくりの部署ということですが、私の範ちゅうから超えますので、ちょっとここは省略をさせていただきます。ちなみにまちづくり推進室といいながら、企画ダム対策課の仕事も兼務しておりますので、現在、非常に多忙な時期を過ごしているというのが実態であります。それから地域おこし協力隊の町の受入側の対応策をしっかりとって面倒をみた方がいいですよという話です。もちろん地域おこし協力隊が定住していただけるというのが、そもそもこの移住定住策の第一歩のような気がしております。ですので、言ってみますと住宅の確保それから任期が終わったあとの職の提供の方法ですとか、課の中であわせて皆さんと相談をしながら定住ができるような土台づくりと言いますか、下地づくりを進めていくというのが課題だと思っております。以上です。

産業課長 2点ほど御質問があったと思っておりますけれども、まず住宅農地の確保で、職員が自信を持ってというような話がございますけれども、住宅につきましては就農支援住宅が建設されたおかげでもちまして、自信を持ってこの入っただけのように募集をしているところでございます。また農地につきましては、先ほど申しましたように適切な農地が研修先の農家さんとかJAさんのおかげで見つかっておりますので、そういった点で上手くいっていると思っております。また具体的なPR先につきましては、農業大学校というお話がございますので、当然そこには行きたいと思っております。また県の農業会議、農業振興基金というようなものがございまして、そちらにまず就職、就農されたいという方が飛び込むというような話も聞いておりますので、そこへは何回か足を運びまして、まっさきに設楽町にお話がくるようなことをしてくれというようなお話をしております。以上でございます。

町民課長 高齢者の居場所づくりの具体的な策についてお答えします。現在具体的な策は持っておりません。先ほど申しましたように26年度の講座を踏まえまして、そのような方々に居場所づくりについて考え、話し合う機会を設け、次へ進めていきたいと思っております。

5 金田 もう1回、町民課長さんに確認します。第2期目にあたる手上げ方式の集落支援の事業です。失礼しました。企画ダム対策課長さんをお願いします。手上げ方式の集落支援に今度移行したということは、その手を上げる母体は、先ほどおっしゃっていた4つの集落のことですか。今までの行政区とかで何か次の段階に

レベルアップして何かやろうという、そういうことは手上げ方式の中には含まれないということですか。それを確認させていただきます。それから制度的に、それは今、単に課長さんに答えていただければいいのですが、最後に、時間も少なくなりました。最後に町長さんに、ちょっと私は、ぱっとその場でまとめるのがへたくそなので、今御答弁聞いていた中に、私が言っていることと届かないことがあるなと思ったことがあるので、つまりですね、受入側に明確なミッションを持っていて、そしてその中の1つには住居とか農地とかの確保がきちんと制度としてされていないと、たまたまその人が来たときに、あったときはいいけど、新しいまた次の人が次々に来ていただいたときに、ないっていうようなことがあって、募集についてもきちんと今回は何名くらい受け入れるとかそういうことが作られていないと、曖昧になってしまい、行き当たりばったりとっては失礼ですが、就農支援住宅に2年住んでおって、いよいよ3年目どこか住まい探さなければというときになってばたばたするみたいなことがあるので、登録するような制度とか、たとえばトマトに限っていえば、日照時間とかそういうこともあると思うので、山間の集落ではだめだと思いますので、どのような農地ができそうとか、そういう、もちろん持ち主さんと交渉したりして細かい詰めは必要なのですが、受入側がちゃんと就農する人たち、あるいは地域おこし協力隊でもそうですが、ここへ来てくれるという人たちをきちんと受け入れるためには、制度的な保証も必要だなと思いましたので、ちょっと詳しく促進策みたいなものはありますかというように賃貸物件の流通促進策みたいなものはありますかということをお尋ねしました。で、この地域ではどうしても、この町ではなかなか民間事業者に任せておくっていうことも難しいことだと思いますので、産業課長さんおっしゃったように、当事者の関係者というか、行政を含めて農協さんとか農家さんとか、そういった方々で累積できるような制度を作っていく必要があるのではないかなと思ってお聞きしています。で、最後に町長さんにお聞きしたいのは、そういう制度的な保証も含めて作っていきますよっていう力強いお言葉と、それから集落ビジョン策定については首長さんがまちづくりに対する理念をわかりやすく説明して、住民の声をくみ取って行動しようって奮い立たせる熱いメッセージを發していただく。それが町人の胸に届くときに町民みんなが動き出すと思いますので、ぜひ今回も町民に対する熱いメッセージをいただけないでしょうかということをお伺いします。以上です。

企画ダム対策課長 先ほどの手上げ方式というのは、地域支援づくりの今年の事業のことを言っておりまして、集落計画づくりという場合には、この手上げ方式ではなくて地元からの盛り上がり、気運情勢を主体として計画づくりを進めていく考え方です。以上です。

町長 町長にということで御質問していただきました。まず農地というか、新しい農業への参入者を募っていく、その基本的な姿勢、また準備、そして制度、そうしたものをきちんとそろえて、わかりやすくこの町で農業に従事をしようとする人

たちの気持ちというか、そういったものに答えられるような、設楽町独自の現状だとかまた状況、条件、そういったものをきちんと整理して、わかりやすくお伝えをしていく、そういったものを聞いていただく中で、この町でそうした従事をしていいなというような気持ちを起こしていただけるような、そういう環境づくりというか、制度づくり、そうしたものについては今後さらに充実化を図っていく必要があるかと思っております。従ってそうしたことへの取り組みも、これから進めていきたいと。今まで以上にわかりやすい制度等の確立もする必要はあるかというようには思っております。それから新しい地方創生計画を作っていくための住民みんなの意識高揚を図るための首長としての姿勢を見せろということでございます。本当に何もしない自治体は消滅していくよという裏腹というか、人口減少の中にそういう危機感を持って、これからまちづくりに望まなければならないという強いそういう私なりの気持ちは持っております。従ってそうした現状を町民の人たちにもきちっと理解をしていただく中で、自らの手で、自らの力で、今後のまちづくりに大きな力を出して行っていただきたい。そのための行政、我々も一緒になって取り組んでいくという、そういう気持ち、また姿勢でもって取り組んでまいりますので、そうしたことも広く伝えてまいりたいと思っております。以上です。

5 金田 時間ですので、これで終わりにしますが、ぜひ町長さんには。

議長 終わってください。

5 金田 はいわかりました。

議長 これで金田文子君の質問を終わります。

---

議長 次に6番高森陽一郎君の質問を許します。

6 高森 失礼します。議長のお許しが出ましたので、通告に従い質問をさせていただきます。その前に前置きですが、どうしてこの質問になったかという事情ですが、実は6月の地域を元気にする会にお招きをいただいたときに、たまたまそのフロアに、これはゆたか福祉会に行ったのですが、4歳くらいの女の子が寝ころんでいたのです。この子そろそろ保育園に行く子だなと思っていたら、そのお母さんが、そこで講演をなさって、今地元の保育園あるいは学校のほうへお願いして、なんとか、私たちは地元で家も建てて仕事もあるので出たくない。なんとかこの地元で教育を受けさせたいって、そういう思いがあるので、なんとか実現してほしいって話を言われたので、私、本当は地域資源の再生可能エネルギーを質問する予定だったのですが、急きょ、この質問になりました。以上です。

それでは始めます。質問事項は1点です。地方創生を持続可能な地域再生につなげてゆくためのインフラ整備についてです。3点ございます。1点、保育園、小学校等の教育関連インフラの統廃合をどう考えているのか。まち、ひと、しごと創生法による総合戦略において、清嶺地区、田口地区、津具地区、名倉地区、

名倉地区は田園交流ゾーンといったような役割指定等の大きな変更や方向性をどう考えておられるのか。ゾーン指定が逆にコンプライアンスとなって、地域のやりたい事を阻害することにならぬように望むが、町当局の見解はいかに。これらの地区にはそれぞれ保育園、小学校の教育インフラがあり、現在その地に住んで地域を支えている人々の努力はもちろんのこと、将来2家族／年間各地区という人口増を最大目標に掲げて将来の戦略を設計するときに、働くお母さんのための保育園の充実と複式、複複式を恐れぬ小学校施設の地域固定、バスで移動させる愚かな統合は絶対にすべきではないと考えるべきだが、考えをお聞かせ願いたい。

2点目、重度障害児の保育及び小学校教育の保証はいかにです。入学適齢期にも拘わらずその重度の障害のために、地元の小学校にその頃受け入れ体制がなくて止む無く設楽町を去った家族が15年前にありました。突然の転居、町外流出にPTAは驚きました。その頃まだ名倉ではゆたか福祉会がキラリントープを建設中で障害者への理解度も低く、たぶん教育委員会にも対応能力がなかったのではないかと考えられます。その児童は現在設楽町にUターンをされて、新築ホームに住んでキラリントープに通所されています。入校を断られ転居を余儀なくされた痛みを抱えて15年後に無事Uターンされた家族がいることを、教育長、あなたの責任ではありませんが、この事実をどう受け止めておられるのか。15年後の今、重度児の入園の申請があるように伝え聞くがどう対処されるつもりか。裏に参考資料があります。ご一読ください。

最後3番目です。地域主権と住民自治を確実なものにする知と絆の拠点としての公民館的施設の充実が、名倉地区に欠けている事への認識はいかがか。地域主権と住民自治を確実なものとするため地区住民の意思疎通と関係をはかるため知と絆の拠点作りが重要な決め手となり自由に住民同士が集える公民館的施設が名倉地区だけに欠けているという不平等がある。平成19年11月26日、第1回旧名倉中学校跡地利用検討委員会が開かれ、平成20年12月16日、第6回をもって答申となったが、その内容は①全部取り壊して工場誘致か福祉施設を誘致、②町営住宅をたくさん建設、③一部取り壊して住宅建設及び起業者用の事務所、NPO事務所、講堂はトタン屋根とし多少の耐震補強をして今までどおり、プラスセレモニーホールとして使用というような3本柱の答申となりそのまま放置されて現在にいたっていると記憶しております。記憶が間違ったらお許しください。昨年9月の町長との対話の会で講堂の取り壊しを既に決定済みという説明であったが、講堂兼公民館として建設され町へ寄付された建物の処分については地区住民の意見と意思をきちんと受け止められる手続きをとるべきと考える。この度の総合戦略の策定時に第3案を叩き台として、地元NPO法人を指定管理者として施設の管理運営を委託するべきと考えるがどうか。一度名倉地区の住民の意見聴取のため第3案を各地区で検討してもらおうアンケートを実施すべきと考えるがいかがか。以上でございます。第1回質問を終わります。

議長 まず最初に、この2つ目の質問で教育長に答弁を求めておりますが、答弁者の

欄に教育長がありません。ありませんが、教育長、可能であれば答弁をお願いしたいと思います。

企画ダム対策課長 それでは高森議員の①の部分、質問の前段部分と、③の部分についてお答えをさせていただきます。まず地区のゾーン指定が地区のやりたいことを阻害するのではないかという心配でございます。地方創生総合戦略の5部会の1つであります、先ほどの「集落計画づくり部会」で、町内小学校区を4集落に分け、集落課題の掘り起こし、集落間連携の方法、さらに移住定住施策の大きな要件となる空き家確保対策など、集落の維持、活性化を盛り上げていくような集落組織の支援を進めているところであります。議員が言われる「ゾーン指定が地域のやりたいことを阻害するのではないか」ということでございますが、今回の地域づくり計画では、まず集落活動の気運醸成を盛り上げるという主旨で進めていきますので、目指すべき目標を1つに特化するものではなく、また方向性を狭めるものにはなっておりませんのでご安心ください。③の旧名倉中学校の関連でございます。これまでの議会答弁、それから平成26年9月の町長の地区別懇談会の中で、そもそも講堂を含めた旧名倉中学校建屋の考え方としまして、耐震改修などの修繕に多額な費用をかけるのには合理性はなく、また跡地利用検討委員会で活用方法について絞りきれなかったことから、将来町として公共的利用が必要な開発可能な事業用地としてこれまでは管理をしてきました。近年の制度としまして、「公共施設等総合管理計画」に盛り込み、平成29年度以降の取り壊しについて国の財源措置が見込まれております。将来的にはこの制度で取り壊し後、地元の意見を反映させた施設整備案が出てきた段階で、活用方法を検討していきたいと考えております。ですので、議員が言われる利用案ですとか、アンケート調査を実施するという考え方はございません。

教育課長 それでは高森議員の最初の質問の後段部分についてと、2番目の質問についてお答えさせていただきます。複式、複複式を恐れぬ小学校施設の地域固定、バスで移動させる愚かな統合は絶対にすべきではないと考えるが、お考えをお聞かせ願いたいについて、お答えさせていただきます。教育委員会としましては、いつも教育長が言うておりますように、2中5小を基本的に維持していく考えであります。今回、教育総合会議の中で人口減少社会の中で「設楽町の学校のあり方」といったものを検討していく組織を設置していくと以前の議会で答弁させていただいております。これが教育委員会の考え方であります。それから2番目の質問の重度障害児の入校を断られ転居を余儀なくされた傷みを抱えて15年後に無事Uターンされた家族がいることを、教育長、あなたの責任ではないが云々ということですが、まず最初にお断りしておきますけれども、入校を断った事実はありません。保育園の年中時に転出しておりまして、就学相談はありませんでした。断るといふそういうことはありませんでした。障害をお持ちの子供たちにとって何が最良なのか、行政もチームを組んで、専門家も交えながら保護者や本人の希望もお聞きしながら、今も過去もこれからも支援を行ってまいります。以

上です。

町民課長 では保育園についてお答えさせていただきます。今年度は名倉保育園を建設中であります。清嶺保育園は建設を終えたばかりであり、津具保育園も平成8年度建築であり、近い将来に田口宝保育園も建築される予定もあります。このように施設が充実している状態で保育園を統合する考えは持っておりません。次に重度障害児の入園、教育についてお答えします。障害者の方の入園や入学については、保護者の方と、相談支援専門員、町民課、保育園、保健センター、教育委員会が入園などについての対応について相談を進めています。また、支援するための会議を開き、サポート体制の確認や情報の共有をしています。既に保育園に体験通園に来ていただいていますし、保護者の方は地元の小学校への通学を希望しておられます。今後はそれに向けて支援を進めていきます。保育園では、保育士を障害児に対応できるように研修を受講しています。小学校では入学に向けて人材の対応ができるようにしてまいります。以上でございます。

教育長 ご配慮ありがとうございました。2番目の資料を読んでどう思われたか、感想を求められております。それ前に、「障害者への理解度も低くてたぶん教育委員会にも対応能力がなかった」というのは、大変心外でございますので、一言だけ申し訳ございませんが言わせていただきます。それでは読ませていただきました。それで議長のお許しを得ましたので、感想を述べさせていただきますけれども、障害の程度とかあるいは学校の設備、人的支援、体制などの詳細について、この豊根村の事例ですね、これについて、事例のこの場合ですね、経緯が不明であるために、軽々な発言は慎みたいと思いますので、その点も御理解をいただいて、あくまでもこの資料からということ御理解を賜りたいと思います。子どもの就学にあたりましては、どこの町村でも就学指導委員会、今は教育支援委員会と呼んでおりますけれども、就学にあたって、特に支援が必要な子どもについてはどのような対応が必要なのかなどを、医師それから支援員、養護教諭、特別支援担当の先生、保育園の保育士さん、民生委員などの方々のそれぞれ情報を共有して適切な就学について議論し、就学に対する意見をまとめる場が御承知のとおりあります。その後、保護者の同意を得て必要な支援を受けるという流れになりますけれども、まずこの豊根の時のこの保護者の意見がどうであったのか、それから議員が動かなければならない理由は何であったのかというのが、若干疑問はありますけれども、単純な感想としては、学校側の受入れにあたって、たとえば施設整備それから先ほど言いましたように人的体制の確保など、大変苦労されたのではないかと思いますし、言葉にできないほどの本人や保護者の努力そしてまた周囲の方々の大きな協力があったことだと思っております。ただこの資料の中にありますように、幸運に恵まれて高校時代を過ごすことができたというふうに、文面だけで拝見しますと、そうなっているのですが、実は「幸運に恵まれて」というのが非常に引っかかりまして、本来ならば、私としましてはですね、結果としてよかったというのはこれNGじゃないかと思うのです。

要は流れに、道筋に沿って行って将来自立できるっていう形が一番ベストなものですから、運がなかったらちょっとっていうのは、私はちょっと違うなというように思いますが、そういう感想でございます。ちなみに、平成25年に出されました文科省の教育局长通知の中で、障害のある児童、生徒等の就学先の決定にあたっての基本的な考え方というのが示されています。で、そこでは「就学先の決定にあたっては、その児童、生徒等がその年齢及び能力に応じかつその特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害のある児童、生徒等が、障害のない児童、生徒とともに教育を受けられるように配慮しつつ、必要な施策を講じること」とあります。私たちは常に子どもの就学にあたっては基本的にこの通知の考え方を尊重しております、現に町内の学校を御覧いただくとそれは一目瞭然でわかると思います。特別に支援を必要とする子どもにとって、保護者の考え方を踏まえまして、どの方法が一番子どもの成長に大きくつながるのか。あるいは影響を与えることができるのか。そしてどの方法が一番子どもにとって幸せなことなのかというのを、視点で判断しておりますし、これからもそうしていく必要があるというふうに考えております。以上、感想でございます。

6 高森 私の言葉足らずで申し訳ございませんでした。名倉から15年前に転出された方は保育園から行かれたので、小学校入学申請はなさってなかったと思います。そこは失礼しました。今、町民課長さんいろいろな人たちがすごく教育に関しては思いやりの深い言葉を言ってくれましたので、私は大満足でございます。このままいけば間違いなく重度、今まで普通は支援と言いますと、知的とかそういう軽度が多かったのですが、この人に関してはかなり重度なので、かろうじて意思の疎通ができるかくらいの、そういうレベルの人を、これからあえて教育委員会が率先して受入れをやらうと言ってくれる、その姿勢、私は、設楽町がこれから福祉関係で伸びていくには絶好のステップじゃないかと思っておりますので、ぜひぜひその方向で障害児受入れに関しては、一般的な人たちの介護力、障害児に対する扱い、そういうマナーをしっかりと日常の教育、学校教育の中で、しっかりと喧伝して、訓練していただく。そういう道を教育委員会また町民課長のほうから率先してやってくれることを願ってやみません。それから3番の名倉地区の地元の人が集まれる場所に関してですが、やはりいろいろな方が、ママ友たちが、ちょっと集まってお話する場所がないとか、子どもをちょっと預けていく津具のああいうプラザとか、田口のそういうのが、皆さんがちょっと気楽に集まれる場所、それから消防団にしても消防クラブみたいな感じでちょっと消防団が集まってできる。あるいはNPOの人たちが事務所を開くのに、そういう何でもないクラブハウスみたいな、そういう施設がまったくないというところで、非常に皆さん集まりにくい状況がありますので、今度は壊される講堂に関しては、私は壊すのが悪いとは言いません。もう危ない施設には施設ですので、しかし壊す以上はきちっとそれに代わるものを想定して、あるいは建設費も含めたそういうものを予算立てしてから壊す。そういうふうなことを一度地元の住民、地域の人た

ちとの、集落との話し合いによって出させていただいて、本当は跡地利用に関しても、町の方で一言アドバイスしていただいて、この地域のこれから永続的なそういう発展を願う施設にしてほしいと一言言ってくだされば、別にそれが工場を造ったり、何か造ったとか、そうじゃなくて、そういうふうな現在風の施設に変身したと思うのですが、そこでちょっと町の方の踏み込みが足りなかった感じでこうなったのではないかと思いますので、ひとつそこは勇猛果敢に地域をある程度誘導するようなことも必要ですので、そういうところでしっかりと、地元名倉だけで言って申し訳ないですけど、特に名倉がそういう面で遅れていますので、そのへの支援をお願いします。最後に、町長からすみませんが一言、今回のこの障害児の3回ありました15年前、13年前、そして今の新しい子と、だいたい私も3人そういうことみていますが、皆さんそれぞれハッピーな人生を送っておられますので、設楽町としては、今後こういう重度を含めた障害児の教育に関してはどういう所見を持っておられるのか。これは通告外ですが、一言感想をお願いします。

町長 今、高森議員の御指摘になってみえるそうした障害を持ってみえる子どもさんの将来の教育、またそういう方たちの見守りというか、これからの将来を、どう我々がサポートできるか。そういったところを行政としてどう考えるかという点でございますが、今までいろいろな状況の中で、そういうことへの行政としての対応策というのは、その都度関係する機関、また地域の人たちはもちろん御父兄の皆さんの意向等をお聞きする中で、それを配慮でき、そして何があっても本人がそういう状況を作り上げていかれることによって、幸せというかその人の人格というものが尊重され認められ、そして幸せに暮らしていける、そういう方針ができるように、町としては重点というか、そういうことに重きをおいて真剣に取り組んでいく中で、より良い方策というものを町としても見出していかなければいけないというように思います。世の中で皆さんがこれでいいのだという位置づけというのは、いろいろ考える方針、方策というものはあるかと思いますが、いずれにしても本人にとって一番幸せな道というものを、やはり確認をする中で、それに沿った対応を図っていくべきであろうと考えております。以上です。

6 高森 感想ありがとうございました。やっぱり設楽町はたくさんの施設を抱えております。これから設楽町がいくべき道は、再生可能エネルギーとそれから障害児また障害者のための、そういう住みやすい町という、そういうキャッチコピーがこれからたぶん出てくると思います。そのときには、きっと今日のこの議会の一般質問が生きる可能性もありますので、皆さんどうぞそれを肝に銘じて、それから議員の各位にもお願い申し上げます。こういう、設楽町には、北設、今、こういう結構重度な方が時々出てきますので、それに関してぜひ皆さんも勇猛果敢に御支援たまわりますようお願いいたします。以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 これでは6番高森陽一郎君の質問を終わります。

遅れてしまいましたが、午後から後藤代表監査委員に出席をしていただいております。御苦労さまでございます。お願いします。

---

議長 日程第6、発議第2号「設楽町議会会議規則の一部を改正する規則」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

8伊藤 発議第2号「設楽町議会会議規則の一部を改正する規則」、設楽町議会会議規則の一部を改正する規則の提案理由を説明します。議会における欠席届の取り扱いに関して、社会情勢を勘案し、議員本人が出産する場合に限りませんが、欠席届についてあらたに規定するものです。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。発議第2号の質疑を行います。質疑はありますか。

5金田 女性議員に対する配慮で大変ありがたいことだと思いますが、質問させていただきます。当議会は今のところ該当者はありませんが、若い配偶者、配偶者の出産時の男性議員について議論にはなりませんでしたが。

8伊藤 先ほど申し上げたとおり、議員本人が出産する場合に限りです。であります。以上です。

2河野 これから若い夫婦の誰かが議会に議員として出てくるといふようなことも、今後は考えられると思うのですが、そういう若い世帯が、妻が出産の場合は当然議員である男子も対応しなければならないといふことは出てくると思うのですが、そういった場合やはり男性議員でも休まなければならないといふことは出てくるのではないかと、私は思います。よって、そういうことも配慮することが必要になってくるのではないかと、私は思います。

8伊藤 今回の発議第2号は、先ほど申し上げたとおり、議員本人が出産する場合に限りですとあります。以上です。

議長 ほかに。

6高森 やっぱり時代が動きますので、ある程度そういう先を予見したようなそういう条文にする必要もありますので、今回はしょうがない、これ婦人議員と限定されているみたいなので、今回これを通して、改めてまた男性を含めた育児の休暇は指定しないといけない。法案を提出すべきであると思います。というのは、私の甥っ子が刈谷で初めて育児休暇を取った男なのです。誰もとらなかった。だけど勇気を持って。だからそういう感じで、やはり育休は議員でも必要ですので、ぜひ。今回はこれで結構だと思います。次に繋げてほしいと思います。ひとつ議長ご配慮をお願いします。

(「暫時休憩」の声あり)

議長 お諮りをします。暫時休憩としたいと思います。

---

休憩 午後2時22分

再開 午後2時30分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

8伊藤 議運で決まったことしか、説明できませんので、この場合は事務局長でいいですか。詳細、細かいこと。だめか。

議長 ほかに。よろしいですか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。発議第2号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を決定することに賛成の方は、御起立を願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第59号は、可決されました。

---

議長 日程第7、発議第3号「設楽町議会傍聴規則の一部を改正する規則」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

8伊藤 発議第3号「設楽町議会傍聴規則の一部を改正する規則」、設楽町議会傍聴規則の一部を改正する規則の提案理由を説明します。議会の傍聴席に持ち込むことを禁止しているもののうち、社会情勢を勘案し、つえについて削除するものです。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。発議第3号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。発議第3号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。発議第3号は、可決されました。

---

議長 日程第8、報告第9号「平成26年度健全化判断比率及び資金不足比率について」を議題とします。本案について、報告の説明を求めます。

副町長 日程第8、報告第9号「平成26年度健全化判断比率及び資金不足比率について」は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、議会に報告をするものでございます。1健全化判断比率でございます。この比率につきましては、いずれの比率も下段括弧に記載してある早期健全化基準を下回り、設楽町の財政が健全であることを示しております。実質赤字比率につきましては、一般会計と

町営バス、診療所、情報ネットワークの特別会計をあわせた4会計の赤字の程度を指標化するものでございますが、いずれの会計も実質収支に赤字はなく、実質赤字比率はございません。連結赤字比率につきましては、一般会計と財産区を除く特別会計が連結対象となりますが、連結実質収支に赤字がないため、連結実質赤字比率はございません。実質公債費比率は一部事務組合などの公債費負担まで含めた設楽町全体の公債費を標準財政規模で除して算出するものでございます。数値が大きいほど公債費の返済危険度が増すこととなります。3か年平均で表しますが、平成24年度から26年度までの平均値は9.6%となっております。前年度が10.9%でございますので、少し改善をしております。将来負担比率につきましては、現在抱えている借入金等の大きさを標準財政規模で除したもので5.6%でございます。昨年度と14.3%でございますので、こちらも大きく改善をしております。資金不足比率につきましては、公営企業の資金不足を料金収入規模と比較して指数化するものでございますが、設楽町で該当するものが簡易水道等特別会計と農業集落排水特別会計になりますが、両会計とも資金収支が黒字であるため、資金不足比率はございません。以上で説明を終わります。

議長 次に、監査委員の御意見を、後藤代表監査委員にお願いをします。

代表監査委員 平成26年度の財政健全化審査及び平成26年度公営企業会計経営健全化審査について意見書により説明します。具体的には地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づいて、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、及び将来負担比率並びに資金不足比率さらにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果です。初めに財政健全化審査についてです。審査の概要として、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼において、平成27年8月4日に実施しました。総合的な意見として、審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。個別意見として、実質赤字比率の早期健全化基準は15.00%ですが、平成26年度の実質赤字額はありません。次に連結実質赤字比率の早期健全化基準は20.00%であるところ、連結実質赤字額もありません。また平成26年度の実質公債費比率は9.6%であり、早期健全化基準の25.00%を下回っています。続いて将来負担比率は5.6%であり、早期健全化基準の350.00%を大幅に下回っています。よって是正改善を要する事項として、指摘すべき事項はありません。

次は公営企業会計経営健全化審査についてです。審査の概要として、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に策定されているかを主眼におき、平成27年8月4日に実施しました。総合的な意見として、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められました。個別意見として、簡易水道等特別会計資金不足比率の経営健全化基準は20.00%ですが、平成26年

度の資金不足額はありません。次に農業集落排水特別会計資金不足比率の経営健全化基準は 20.00%ですが、資金不足もありません。よって是正改善を要する事項として、指摘すべき事項はありません。健全化審査の結果は以上です。

議長 以上、報告の説明と監査委員の審査意見の報告がありました。質疑を行います。質疑はありませんか。

5 金田 健全な財政を保っており、将来負担比率も年々減少しているということで、努力していただいているが大変結構だと思うのですが、決算から学んで次の予算に反映していくという観点から、2点質問いたします。1点はですね、公債費の比率については、0 がいいに決まっていますが、そうとはいかないと思うので、どれくらいの値を目標にされていますか。それから資金不足について、法で決められた計算式によると、資金不足比率はないのですが、現実的には一般会計からの繰り入れというか、特別会計のほうへ繰り入れている。それで赤字は出てないという現実があります。1個はさっき言った公債費の比率をどれくらいを目標にしていってという考え方が出てきているのかということなのです。それからもう1つは、申し述べたような繰り出し、繰り入れ等の実態もありますので、不足する財源の、たとえば臨時財政対策債等の借入等について、なにか決算をして、今後の方針について話し合っている、財政あるいは市町部局で話し合っているようなことがあれば教えてください。

財政課長 まず1点目の実質公債費比率の関係ですが、議員おっしゃるとおり0になればいいのですが、まだこれからのですね、大きな事業がありますし、この制度が22年ですかね、始まってからは、だいたい財政側としては10%を切るということを目指しておりますので、やっとなら達成できたかなという考えでおります。2点目の公営企業とかの繰り入れの関係ですが、やっぱり繰り入れをしないとできないのは事実です。将来的には法適応の公営企業会計のほうに移行するように今準備しておりますので、そうしたらできるだけ独立採算という考え方で、公営企業のほうもできると考えております。以上です。

議長 他にありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。報告第9号は、終わりました。

---

議長 日程第9、議案第61号「財産の取得について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第61号「財産の取得について」、次のとおり財産の取得契約を締結したので、設楽町議会の議決の付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。契約の目的、小型動力ポンプ付積載車購入。契約の方法は指名競争入札。契約金額は7,635,600円。契約の相手方は豊橋市西羽田町5、山佐産工株式会社、代表取締役柘植学。平成27年9月1日提

出、横山光明。小型動力ポンプ付積載車の購入をいたしました。落札者が決定されましたので、仮契約を締結しております。議会の議決を受けまして本契約をしていきたいと思っております。1枚はねていただきますと、入札名その物件名、納入場所、納期と記載がされております。1枚目くっていただきますと、ポンプ付積載車の内訳が記載されております。もう1枚はねていただきますと、入札の執行調書の添付もさせていただきます。議決をいただきまして、契約を結んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第61号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第61号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を決定することに賛成の方は、起立を願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第61号は、可決されました。

---

議長 日程第10、議案第62号「北設広域事務組合理約の変更について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第62号「北設広域事務組合理約の変更について」、地方自治法第286条第1項の規定により、別紙のとおり北設広域事務組合理約を変更することについて議会の議決を求める。平成27年9月1日提出、設楽町長横山光明。説明としまして、地方自治法第290条の規定により、北設広域事務組合理約を変更することによって、関係地方公共団体の議会の議決が必要なためでございます。この規約の変更につきましては、現在設楽町が東栄町それから豊根村の情報ネットワークをあわせまして、設楽町の特別会計で事務を運営させていただいております。これにつきまして、それぞれの3町村と根羽村が加わっておりますけれども、一部事務組合を組織しておりますので、そちらのほうに情報ネットワークの事務を移管したいという内容でございます。1枚はねていただきますと、規約の変更の条文があります。第3条の表の次に1項を加えるということで、設楽町の情報ネットワーク、東栄町の情報ネットワーク及び豊根村の情報ネットワークの維持管理に関する事務。それから、北設情報ネットワークの建設及び更改に関する事務をいれるという内容でございます。それから別表に次の4項を加えるとあります。これにつきましてはそれぞれの町村の負担の割合を決めさせていただくという内容でございます。このなかで維持管理に関する事務の経費のうち、共通的経費、総務管理費のものでございますけれども、それぞれ3町村均等割100%で、3分の1ずつ出していただくという内容でございます。それからその下の欄でござい

ますけれども、維持管理に関する事務に要する経費のうち上記以外のものにつきましては、人口割でそれぞれの負担をいただくという内容でございます。人口割の人数につきましては、前年度の10月1日現在の住民基本台帳の人口ということでございます。それから建設及び更改に関する事務に要する経費のうち関係町村ごとの経費が区分できるもの。これにつきましては当該経費を負担すべき町村がそれぞれ100%負担するという内容でございます。その下の欄ですけれども、建設及び更改に関する事務の要する経費のうち上記以外のもの、明確に区分ができないものがございます。これにつきましては設楽町が48.554%、東栄町が36.984%、豊根村が14.462%という割合でございます。これは当初情報ネットワークを導入するときの負担割合をそのまま引き継ぐという内容でございます。附則としまして、この事務移管につきましては平成28年4月から移管したいと考えておりますので、28年4月1日から施行するという内容でございます。1枚はねていただきますと、新旧対照表が添付してございますので、参考にさせていただければと思います。以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第62号の質疑を行います。質疑はありますか。

9 山口 1つ質問させていただきます。新しく変わりました関係町村ごとの経費が区分できるものについては、当該町村で100%の負担ということですが、これ具体的に、たとえばどういう事項がおきたときに各町村が負担するのですよという、具体例は何かないですか。

副町長 3番目の欄の事務に要する経費のうち関係町村ごとの経費が区分できるものというところに該当するものにつきましては、たとえばケーブルですね、ケーブルとかそれぞれの町村の分配する場所とか、それぞれの町村ごとに明確に区分できる経費につきましては、それぞれの町村が100%持つということでございます。それでたとえばほかで明確に区分できないものについては、サーバーとかの機器については、今NTTの庁舎の中に入っているものは1つでございますので、そういうものは明確に区分できませんので、一番下の欄にありますように設楽町が48.554%、東栄町が36.984%、豊根村が14.462%負担するという内容でございます。

議長 ほかに。

4 夏目 副町長の説明では一番最後のほうの、要するに区分できない経費のうちというものにつきまして、設楽町48.554%、これは先ほど導入するときの、要するにネットワークを導入するときの負担割合と、こういうふうに言われましたが、この導入するときの負担割合、聞いておるだろうと思いますけれども、ちょっと時間が経っておりますので、もう一度。要するにこれは人口だとか、面積とか、そういうものを全部勘案してこういう負担率ができたのか。そのへんを改めてお聞きします。

副町長 導入当時のですね、人口で比率を決めさせていただいております。想定とし

ては、全家庭が入っていただくという形で想定した割合であったかと記憶しております。

4 夏目 そのへんはわかりました。各3町村ごとの加入割合、現在ですね。要するに全部加入することを前提として、この人口割合で比率を決めたのですけれども、現在の割合というものはわかっているのでしょうか。

副町長 すみません。ちょっと時間がかかりました。決算の書類、決算書と26年度の主要成果報告書というものを添付させていただいておりますけれども、主要成果報告書の140ページのほうに、情報ネットワークの加入件数が、それぞれテレビ、衛星放送、それからインターネットという形で区分がされて、記載がされておりますので、そちらのほうをご覧いただきたいと思います。

議長 ほかに。

5 金田 私の受け取りは、これは町の事務から、町がほかの市町村、東栄と豊根から委託されていた事務も、北設広域事務組合へ事務事業、事務がそのまま移管されるので、これが出てきたっていうふうにとったのですが、それでいいですか。中身の検討とか、そういうことがされて出てきたのではないですよ。今までは、津具総合支所の中の職員さんがやっていた仕事を、それを今度は津具総合支所の職員ではなくて、出向される方はあるかもしれませんが、北設事務組合に仕事が移管されるっていうことで出てきたことですよ。

副町長 今おっしゃられたとおりで、それぞれの、東栄町と豊根村の情報ネットワークの事務を設楽町が受けて、特別会計でやっておりましたけれども、来年の4月1日からは、設楽町の情報ネットワークの事務、それから東栄町の情報ネットワークの事務、それから豊根村の情報ネットワークの事務をあわせて北設広域事務組合で行うという形に変えさせていただきたいという内容でございます。

議長 ほかにありませんか。

4 夏目 すみません。先ほど副町長が説明をいただきまして、主要成果報告書の140ページ、加入件数は書いてございますが、そこから勘案しますと、導入当時はその当時の人口であったと。現在、その人口に対して加入率がいくらかによっては、加入率が高ければ当該町村は負担率はそのままでいいし、低ければ相当なる負担になるというふうに僕は今ちょっと計算をしてみたのですけれども、そのへんのその当時の人口に対しての加入比率的なものは把握されておるのでしょうか。

副町長 導入当時につきましては、NTTさんが田口地区は光が入っていましたかね。それから田口地区、津具地区なんかもテレビがしっかり入っていたというよう状況でございました。それでNTTさんも引き上げるというような情報がありまして、北設全家庭が入るといような想定でいろいろな機器の準備をさせていただきました。ですので、その当時の人口割合でやって分担を決めさせていただいたという状況でございます。その後、東栄町も今ADSLが入っている状況ですかね。そういう状況が残っておりまして、それぞれの加入状況が、いろいろ、当初想定した時と変わっておるわけでございますけれども、導入したときの状況が、

全家庭入っていただくということで、全体の施設の整備をさせていただいておりますので、引き続きまして導入当時の負担割合で負担金をいただくというような、事務担当者あるいは副町村長の会の中で決定がされました。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。議案第 62 号を、総務建設委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 62 号を総務建設委員会に付託をします。

---

議長 日程第 11、議案第 63 号「北設楽郡設楽町と豊川市との間の「緑の分権改革」推進事業及び I C T ふるさと元気事業に係る事務の委託を廃止する協議について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 63 号「北設楽郡設楽町と豊川市との間の「緑の分権改革」推進事業及び I C T ふるさと元気事業に係る事務の委託を廃止する協議について」、地方自治法第 252 条の 14 第 2 項の規定に基づき、平成 28 年 3 月 31 日をもって北設楽郡設楽町と豊川市との間の「緑の分権改革」推進事業及び I C T ふるさと元気事業に係る事務の委託を廃止する協議をすることについて、同条第 3 項の規定において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定に基づき議会の議決を求める。平成 27 年 9 月 1 日提出、設楽町長横山光明。説明といたしましては、平成 28 年 3 月 31 日をもって、この豊川市と設楽町で結んでおりましたこの事業に関する協定につきまして、廃止をさせていただきという内容でございます。この規約につきましては、裏面に添付させていただいておりますけれども、平成 22 年当時ですね、この I C T を使ったいろいろな事業を展開させておりましたけれども、この事業が終了いたしましたので、委託を解消するという内容でございます。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第 63 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。議案第 63 号を、総務建設委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 63 号を総務建設委員会に付託をします。

---

議長 日程第 12、議案第 64 号「設楽町個人情報保護条例及び設楽町情報審査会条例の一部を改正する条例について」と日程第 13、議案第 65 号「設楽町手数料条例の一部を改正する条例について」を一括して議題とします。本案について、提案

理由の説明を求めます。

副町長 議案第 64 号「設楽町個人情報保護条例及び設楽町情報審査会条例の一部を改正する条例について」、設楽町個人情報保護条例及び設楽町情報審査会条例の一部を改正する条例を地方自治法第 96 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。平成 27 年 9 月 1 日提出、設楽町長横山光明。説明としまして、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う改正でございます。

議案第 65 号「設楽町手数料条例の一部を改正する条例について」、設楽町手数料条例の一部を改正する条例を地方自治法第 96 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。平成 27 年 9 月 1 日提出、設楽町長横山光明。説明につきましては、64 号と同様でございます。詳細につきましては、担当課長のほうから説明をさせていただきます。

総務課長 それでは 2 つの条例の一部改正について説明をさせていただきます。まず基本的なことを先に述べさせていただいて、それから逐条について説明させていただきます。御存知のように今度の個人番号につきましては、当然ながら個人情報に該当し、個人情報保護条例の規定が適応されますが、番号法では個人番号をその内容に含む特定個人情報、それと情報提供等記録、これは情報を照会したり提供したりする記録であります。それについて従来の個人情報を保護条例の中に含めながら、より厳格な保護措置を講じるために、今回、個人情報保護条例の中に規定して保護してまいるということが、この条例の改正の主な主旨であります。したがって番号法の趣旨を踏まえて、個人番号を含む特定個人情報の取り扱いに係る規定を追加するため、条例を改正するものであります。なお設楽町情報審査会条例につきましても、今回の改正主旨と関連することから、一括条例の中で、第 2 条として一部改正を行っていくものであります。

それではそれぞれのことについて説明させていただきます。新旧対照表のほうをお願いしたいと思います。目次であります。これはあと本則のほうで一部改正がありますので、それぞれの章における該当条文とか、章名の改正であります。第 1 条のこの条例の目的ですが、今回の改正で個人情報の定義がより先ほど言いましたように、番号法に基づく特定個人情報ということで、さらに明確にするということでもあります。非常にわかりにくい表現だと思いますので、若干の例を加えて説明しますが、今回の改正は個人情報の中に、「個人情報に該当しない特定個人情報を含む」、こういう表現でありますので、私も最初何のことかよくわかりませんでした。たとえば、これから皆さんに送られていきます個人番号が含まれますと、すべて特定個人情報となるというのが基本であります。たとえば、性別だけでは特定の個人を認識することはできないと思います。この条例の中で、個人情報というのは生年月日とか、住所とか、その他の情報によって、特定の個人を認識するというのが個人情報という定義づけをされています。したがって、たとえば性別だけでは特定の個人を認識できないので、個人情報としてはなり得

ませんが、その性別にマイナンバー、個人番号がくっつくと、それはここでいう個人情報に該当しない特定個人情報という定義づけになるわけです。非常にわかりにくいですが、とにかく個人を断定できない、識別できないような場合だけでは個人情報になりませんが、番号がくっつくとすべて個人情報になるということから、より厳格に、この個人情報の保護を定義づけるための条例であります。それが第2条で、今回、特定個人情報と情報提供等記録、それから特定個人情報をファイリングしたファイル、この3つの定義を第2条のほうで規定をさせていただいています。続きまして裏面の第7条ですが、第7条は、特定個人情報の利用及び提供の制限については、その下の、第7条の2と次の第7条の3で新たに特定個人情報の利用とか提供の制限については追加規定でありますので、第7条においてはその特定個人情報を除いた個人情報という形で括弧書きの中で（特定個人情報を除く）ということで、第7条は従来の個人情報保護条例の適用であります。7条の2と7条の3で、特定個人情報の取り扱いを規定しています。7条の2ですが、番号法の第29条においては、特定個人情報の目的外利用を非常に厳格に制限していますので、その中でこの下記の場合に限り、利用できるものを限定しているということで、その下記のものというのは、この本文の中にありますように、人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、目的外利用も制限されないということで、特にこの今言った人の生命等に限定した制限がかかってくるということです。第7条の3も特定個人情報を提供できる場合、番号法の第19条で限定されていますので、新たに特定個人情報の提供の制限にかかる規定を追加しています。第8条は、先ほどの主旨で申しました内容であります。第9条は字句の整理であります。第10条、この条例の第3条の実施機関の責務において、個人情報に該当しない特定個人情報を含むと規定してありますので、この条文においても同様に改めるものであります。第13条の2は、特定個人情報保護評価の規定でありまして、番号法の27条では特定個人情報を保有しようとするときは、特定個人情報ファイルを保有する前に、特定個人情報保護委員会規則に基づきまして特定個人情報保護評価書を作成、交付することとなっており、その規則の規定により情報審査会の意見を聞くというのが番号法の中に規定がありません。設楽町の場合は、全ての特定個人情報ファイルを保有する事務がこの規則で定める基準以下、人口の問題もあります。10,000人以下ですので、そういった基準以下の基礎項目評価の対象であったために、この番号法に基づくこの保護評価書において、審査会の意見を聞くという必要はありませんでした。聞かずに国のほうにこの評価書のほうを提出しホームページ等ですでに公表しています。ただし今後、必要とする場合が生じた場合の対応として、今回、条例の中においては規定したものであります。第4章ですけど、これは改正内容に基づいて章名を改正するものであります。第14条の第2項、第3項、第15条第2項については同一ですが、番号法によりますと、特定個人情報を開示請求できるものに本人の委

任による代理人、いわゆる任意代理人を加えていますので、法律との同様の改正をして、法定代理人を代理人に改めまして、この第2項に第1号で法定代理人、第2号で委任による代理人という形で、これらを総称しまして代理人とした規定に改めるものであります。14条の第4項については、個人番号の保護措置におきまして、死者に、死亡した方ですね、に関するものも含めて対象としていますので、第4項に死者の個人番号が含まれる個人情報の開示請求に係る規定を、ただし書きとして追加しているものであります。第21条ですけど、開示決定等の期限の改正であります。22条がその延長であります。個人情報保護法、第19条と20条の規定に基づきまして、特定個人情報に係る開示決定の期限及び延長の規定を、従来の個人情報の開示決定の期限より延ばして、30日以内と60日以内に改めるものであります。32条は字句の整理で、第32条の2は個人情報の提供先への通知ということで、番号法では、情報提供等記録を訂正したときには総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者に書面で通知することが規定されていますので、この条例においても同様に規定するものであります。第33条の第2項であります。これは情報提供等記録を除く特定個人情報の利用の停止、消去等の請求をすることができる理由とし、条例第7条の2の目的外利用の規定に違反したとき、それから番号法20条の特定個人情報の収集や保管、28条の特定個人情報ファイルの作成、提供の制限の規定に違反したというものが追加されています。33条の第2項は利用停止等を請求する者を利用停止等請求者に改める者で、第2項から第5項については、第2項を加えたことによる繰り下げであります。第34条ですが、設楽町情報審査会条例に基づく設楽町情報審査会については、従来、条例第13条のほうで規定されていましたが、今回条例第13条の2の追加規定の中で、審査会という規定を加えていますので、ここでは短くしまして、審査会に改める規定であります。第36条は第33条の条項ずれに対応する改正です。第37条第5項は第34条の改正事項と同様です。第38条第3項の改正は、設楽町情報公開条例の条例番号が誤っていたので、それを訂正するものであります。続きまして、一括条例の第2条ですが、設楽町情報審査会条例の一部改正ですが、第1条は設楽町個人情報保護条例と同様で、情報公開条例の条例番号の訂正であります。第2条は審査会の所掌事項として、特定個人情報保護評価書の作成において、先ほど申しましたような人口要件等の基礎項目評価以外の評価書の作成を要するようになった場合には、学識経験者の意見徴収の場としてこの条例に基づく情報審査会を位置づけるため、改正するものであります。最後、附則ですが、この条例は、行政手続きにおけるいわゆる番号法のことですが、附則第1条第4号に掲げる日というのが、これは平成28年1月1日とするものであります。ただし書きとして、第1号第2号が定めていますが、第1号については見ていただきますように、字句の修正等も含めてありますが、これは今回の設楽町個人情報保護条例の一部改正条例の公布の日とするもので、第2号は番号法の附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日ということですが、

これについてはまだ施行の制令が出ていませんので、日にちははっきりしてないですけど、情報では平成 29 年 1 月 1 日と見込まれていることでありまして、条例上の規定としては施行の日という形にさせていただいています。

次に議案第 65 号の手数料条例の一部改正であります。基本的なことを申し上げますと、10 月 5 日に全国一斉に国民一人ひとりに順次交付される個人番号の通知カード及びその後申請に基づきまして、平成 28 年 1 月から交付される個人番号カードの紛失等における再交付に関する手数料を条例で定めるものであります。もう 1 点は、個人番号カードの交付によりまして、平成 28 年 1 月から従来の住民基本台帳カードの新規交付が廃止されますので、手数料条例から削除するものであります。では、改正条文のほうでお願いいたします。これも手数料条例を施行記述で第 1 条と第 2 条に分けていますので、まず第 1 条ですけど、別表 9 の次に次の 1 表を加えるということで、これは先ほどいいました通知カードを紛失等でなくした場合に再交付を要するものであります。個人番号カードを申請する際には、この通知カードがないと申請ができませんので、持っていて番号カードがほしいなと思ったときに、通知カードがなかった場合、まず最初にこの通知カードの再交付をしていただくというものです。それにおいては、1 件 500 円の再交付手数料を条例で定めるものであります。第 2 条ですけど、これは住民基本台帳の閲覧手数料とカード交付手数料という形で 2 段書きでありましたのを、住民基本台帳カード交付手数料の部分削除した改正の内容ですが、先ほど申しましたように 28 年 1 月 1 日から住基カードの新規の交付がございませんので、この手数料条例から削除するものであります。次に別表第 10 に次の 1 項を加えるという改正ですが、第 1 条のほうで通知カードの別表を規定していますので、これに、今度は個人番号カードの紛失等によって再交付が必要となった場合に、再交付手数料は 800 円ですよというのを規定するものであります。附則としましては、10 月 5 日から施行しますが、第 2 条の住基カードとこの個人番号カードの再交付手数料については、平成 28 年 1 月 1 日から施行するという規定であります。非常にわかりにくい説明で、大変申し訳ないですけど、こんなような内容でありますので、よろしくお願ひします。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑は、1 件ごとに行います。議案第 64 号「設楽町個人情報保護条例及び設楽町情報審査会条例の一部を改正する条例について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

10 田中 マイナンバー法でもらうマイナンバーの情報がありますね。今回のこの町の個人情報の保護の条例がありますよね。それでマイナンバーの法律を町が扱うときに、個人の情報を保護しなければいけない。そのためのいろいろな条例の規定だと思うのですが、そういう解釈でよろしいでしょうか。

総務課長 冒頭で言いましたように、従来単体では個人情報になり得ないものが、今回、個人番号がくつついた場合は、従来該当しない情報も全て個人情報となるということです。今までの個人情報より番号法はより強く個人情報保護を規定

するために、今回、個人情報保護条例の中に特定個人情報という形で強く規定していくものであります。

- 10 田中 マイナンバーは個人のいろいろな情報がもれるという心配があるという指摘があるのですけれども、要するに個人情報保護法で保護しなければならないということは、そういう危険が実際にあるということで、こういう条例制定になるのでしょうか。

総務課長 番号法を制度化して、個人情報を取り扱っていくわけですが、その取り扱いも限定された部署で、限定された事務だけということではあります。当然ながら個人カードでもありますように、個人カードにおいては氏名、住所、生年月日、性別、個人番号が含まれたものが個人番号カードとなりますので、先ほども言いましたように、やはり国民とか皆さんの個人的な情報を取り扱うわけですので、より厳しく取り扱いをしていく中で、皆さんの個人情報を守っていくという責務が課せられる条例だと思っておりますので、従来よりも厳しい内容だと思っております。ただもれるからとか、もれないとかというものではなくて、もれないのが当たり前の話であって、個人の情報を扱うということにおいて、もれる、もれないではなく、取り扱う側としての姿勢というか、そういうものが求められるということです。

- 10 田中 もう1点だけお聞きしますが、そこまでやって、メリットは。住民やこの地方公共団体のメリットはどうなのでしょう。

総務課長 巷ではいろいろ言われているわけですが、現実的にたとえば我々が日常生活において、マイナンバーが入ったことによって、明らかなメリットが出てくるとは思っておりません。ただ住基カードも当初は非常に多くカード作られたけど、年々作るカードの方も減ってきましたが、あれの一番のメリットは自分を証明するという、身分証明においては、これ以上のものはないと思っております。通知カードですと写真がついてないので、その通知カードだけでは身分証明をすることはできませんが、個人番号カードではこれだけで本人の自分を証することになりますので、そういう面ではメリットといえばメリットですけど、いろいろなケースが想定されてきて、よそから転入されたときに、この前の一般質問でも答弁しましたが、転入されたときに所得を照会しなければいけない所得証明書を持ってきてくださいとか、たとえば会社を辞めて国保に入るときに離職証明を持ってきてくださいとか、そういった事務手続きの中で、添付書類等が求められる場合が今まではありましたが、これからはそういう該当の面においてはその手間が省けるということでのメリットはあると思っておりますけど、日々の日常生活の中で、すごくメリットがあるようなバラ色なものではないというふうに、私は認識しています。

議長 ほかに。

- 4 夏目 新旧対照表の11の5、これは開示請求権の第14条その4項ですけども、「死亡した者に係る個人情報については、相続人その他当該死亡した者の法的地位を

継承した者を当該個人情報の本人とみなして、第1項の規定を適用する。」これはこれでいいのですが、ただし、そのただし書きの中で、「当該死者の個人情報に個人番号が含まれる場合にあっては、この限りでない。」ということは開示できませんので、そういう場合というのは、今のところどういふものを想定されているのですか。

総務課長 死者の個人情報を取り扱われるというのは、さっと頭に浮かんでできませんけれども、固定資産とかそういうのが絡んでくるのかなという気がしますが、明確にはイメージできていません。

4 夏目 たとえば個人情報そのものは福祉関係と、それから災害、それから税関係、3つに利用されます。そうしますと、福祉関係のほうでは、手当の請求だとか、いろいろな福祉の給付を受ける場合に、当該本人の番号を申請しなければならない。申請すればほかの今まで添付書類がたくさんあったものが省略されるということが想定されますが、そうしますとそういうものの請求の際に、当該個人の12桁の番号を示した場合は、役場のほうの台帳なり、申請受付簿のほうに当該12桁の番号が転記されるということが想定されて、こういうこと書いたのかなという想定をしたのですが、そういうことが想定されるのかどうか。そこらへんをちょっとお聞きします。

総務課長 すみません。勉強不足ですが、まだ事務が始まってないものですから、ちょっと今の段階ではわかりません。

議長 ほかにありませんか。

1 今泉 今言った個人情報カードですが、このカードというのは住民等に交付されると思いますが、大きさだとか材質、もし無くした場合、その情報によって悪用されるようなことはないですか。

総務課長 大きさはですね、資料を持ってないが、先ほど言いましたが、氏名と住所と生年月日、性別、個人番号と写真がついていて、イメージ的にはこのくらいのものだと思いますが、カードの中にICチップで情報が搭載されておるので、なくすといけないのは当然のことだと思います。先ほど言いましたのは、紛失した場合には再交付はできますが、無くされたという場合はすぐに届出をしていただかないといけないと思っています。

1 今泉 無くした場合ですね、そのカードを悪用されて今言ったように振り込み詐欺だとか、そういうものに利用されることはないですか。

総務課長 このカードに限らず、たとえばキャッシュカードとかいろいろなカードを持っておるとは思いますけど、当然ながらその心配が一番あります。したがって無くされたらすぐに届出をするということが、まず必要だと思います。使う側がどういう形でそれを使うかということもありますので、無くされたらすぐに届けていただくしかないと思います。

議長 ほかに。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。議案第 64 号を総務建設委員会に付託することに御異議  
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 64 号を総務建設委員会に付託します。

---

議長 議案第 65 号「設楽町手数料条例の一部を改正する条例について」の質疑を行  
います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。議案第 65 号を、総務建設委員会に付託することに御異  
議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 65 号を総務建設委員会に付託します。

お諮りをします。休憩をとりたいと思いますが御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 15 時 45 分まで休憩としたいと思います。

休憩 午後 3 時 35 分

再開 午後 3 時 45 分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。日程第 14、議案第 66 号「平成 27 年度設楽  
町一般会計補正予算 (第 3 号)」から日程第 20、議案第 72 号「平成 27 年度設楽  
町情報ネットワーク特別会計補正予算 (第 2 号)」までを一括して議題とします。  
本案についての提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 66 号「平成 27 年度設楽町一般会計補正予算 (第 3 号)」、平成 27 年  
度設楽町一般会計補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。歳入歳出予  
算の補正、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 230,981 千円を  
追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,283,681 千円とする。2 歳入  
歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予  
算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。繰越明許費、第 2 条地方自治法  
第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、  
「第 2 表繰越明許費」による。平成 27 年 9 月 1 日提出、設楽町長横山光明。4 ペ  
ージをお開きください。第 2 表繰越明許費でございます。先日、議会全員協議会  
で説明をいたしました清崎地区に計画しております歴史民俗資料館、仮称でござ  
います。及び直売・食材供給施設につきましては、基本設計の委託を開始してまい  
りますが、特に物販レストラン施設につきましては、地元の方々や参加してい  
ただく方々との協議をしっかりと重ねていきたいと思っておりますので、年度をまた  
いでの実施を考えております。歴史民俗資料館についても、同一敷地内に建設し  
てまいりますので、意匠等も両施設ともマッチしたものとしていきたいと思っ  
ておりますので、両事業の基本設計委託につきましては、繰越明許の手続きをとり

たいと思っております。

それでは補正の詳細について、歳出から説明をさせていただきます。各款におきまして、人件費の補正がございますが、人事異動等による補正でございますので、説明を省略させていただきます。それでは補正予算に関する説明書の7ページをお開きください。第2款第1項第1目11節需用費の食糧費でございます。当初、合併10周年記念式典に設楽、津具中の3年生の合唱を予定しておりましたけれども、中学校との調整過程で全生徒に参加をしていただくということになりましたので、昼食代等の増額をいたします。2目財産管理費18節備品購入費でございます。総合支所のシュレッダーの故障によりまして、買い換えをいたします。5目企画開発費1節報酬で総合戦略策定委員が部会にも出席をしていただくということで増額をいたします。9節旅費についても同様でございます。地域おこし協力隊につきましては、当初3名を予定しておりましたが、現在2名でございますので、減額をさせていただきます。19節では元気な愛知の市町村づくり交付金を受けまして、東三河広域連合で広域行政推進事業として、東三河アンテナショップ実現可能性調査を立ち上げますので、負担金を計上いたします。6目定住促進費では、しあわせまちづくり修学資金貸付金について2名の追加要望がありましたので、増額補正をいたします。8ページをお開きください。23節償還金利子及び割引料で設楽ダム水源地域整備計画事業負担金について、事業の進捗状況から還付金が生じたので補正をいたします。28節繰出金につきましては、情報ネットワーク特別会計の決算に基づき構成3町村の負担金の再算定した結果、繰出金の減額補正をいたします。9ページ第2項1目徴税総務費23節償還金利子及び割引料で、税の修正申告などの追加によりまして、当初見込みを上回る状況でございますので、今後の還付を勘案し増額をいたします。10ページ第3款第1項1目社会福祉総務費28節繰出金でございます。国民健康保険、介護保険特別会計繰出金の補正をいたします。11ページ第3款第2項1目児童福祉総務費23節償還金利子及び割引料で、子育て臨時給付金事務費につきまして、交付額の確定がありましたので、国庫への償還金の補正をいたします。2目保育園費では障害児対応を含め9月から嘱託員を採用することとし、報酬と賃金の増額を行います。12ページ第4款第1項1目保健衛生総務費28節繰出金では、つぐ診療所で9月から新城市民病院の1日の医師派遣が困難となったため、足助病院と愛知病院から半日ずつの医師派遣を依頼することとし、不足分の繰り出しをいたします。13ページ3目地域活動支援センター費では、嘱託員の採用に伴い報酬等を増額いたします。4目環境衛生費28節繰出金では、簡易水道等特別会計で緊急修繕事案が増加したため、繰り出しの増額をいたします。14ページ第5款第1項2目農業振興費では、歴史民俗資料館建設予定地の一角に物販レストラン施設の建設を計画いたしますので、基本設計委託料を計上いたします。19節負担金、補助及び交付金では、トマトハウスの井戸掘削、暖房施設への助成、経営体育成支援事業で溶液栽培施設への助成の経費を増額いたします。また名倉社協地区へ多面的機能交付金

の新規計上をいたします。第2項3目林道事業費13節委託料で、国のインフラ長寿命化計画の改定により当初予定していた団体への計画策定委託ができなくなったことで、経費の増大が予想されるため、委託料を増額いたします。14節使用料及び賃借料では、7月の大雨により林道路面など大きく損傷し、復旧に大きな経費がかかったため、今後の台風シーズンに備え維持管理に支障を来すおそれがあることから、重機借上料を増額いたします。17ページをお開きください。第7款第2項1目道路橋りょう総務費13節委託料では、国県道から町道への移管に伴う道路台帳整備の橋りょうの塗装にPCBが含まれていないかの調査、橋りょう点検の折の足場の変更による委託料の増額をいたします。3目15節工事請負費では、谷合知生線について27年度で事業完了をしたいと思っておりますので、工事費の増額補正をいたします。18ページ第4項1目住宅費では、杉平南住宅で汚水処理の緊急修繕が発生いたしましたので、修繕費の増額をいたします。第8款消防費では、元気な愛知の市町村交付金の通常額が決定されてきましたので、財源更正をいたします。19ページをお開きください。第9款第1項2目7賃金では、職員減に伴いまして代替事務員の賃金を補正いたします。18節備品購入費では、当初名倉線に導入予定のスクールバスを二輪駆動で予算計上いたしましたが、つい最近購入予定の車種に4WD仕様の車両が追加発売されるとの情報が入りまして、冬期の安全性を考慮し4WD仕様の車両に変更することとし、増額補正をいたします。20ページをお開きください。第9款第2項1目小学校管理費では、津具小学校の防犯警報機につきまして異常時に学校管理関係者へ通報されるシステムではないため、関係者に直接通報されるよう改修をいたします。第3項の中学校費につきましても、津具中学校での防犯警報機を同様に改修いたします。21ページ第4項5目町民図書館費18節備品購入費で、奥三河ロータリークラブから寄付をいただきましたので、奥三河ロータリークラブ文庫を設置することとし、図書を購入いたします。第5項1目保健体育総務費11需用費で、愛知駅伝の練習参加者の増に伴いまして、弁当代、スポーツタオル、ウインドブレーカー購入費を増額いたします。2目社会体育施設管理費11節需用費で、津具グリーンプラザ児童室の壁の修繕あるいはホールの電動いすの不具合の発生から修繕費を増額いたします。22ページ第12款積立金で、繰越金等の収入から諸支出金を引いた額を、財政調整基金に積立をいたします。

歳入の説明をいたします。戻っていただきまして、3ページをお開きください。第9款地方特例交付金、第10款地方交付税は、額が確定してまいりましたので、増額の補正をいたします。第14款第1項1目1節社会福祉総務費負担金の介護保険低所得者保険料軽減事業につきましては、当初予算編成時には直接特別会計に歳入するよう国から指示がありましたが、本年度に入り一般会計を経由するよう変更の指示がありましたので補正をいたします。4ページ第2項6目1節教育総務費補助金では、スクールバス経費の増額に伴い国庫補助金も増額となります。第15款第1項2目民生費県負担金1節社会福祉総務費負担金につきましては、国

庫負担金で説明した内容と同じであります。第2項1目総務費県補助金3節元気な愛知の市町村づくり補助金につきましては、通常枠、チャレンジ枠の額が確定してまいりましたので補正をいたします。4目2節農業振興費補助金につきましては、歳出で説明いたしました経営体育成支援事業及び多面的機能支払交付金事業に対する県補助金を増額補正いたしました。5ページ第19款繰越金は、前年度繰越金額を補正いたします。

議案第67号「平成27年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、平成27年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出予算それぞれ3,706千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ674,813千円とする。2歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。平成27年9月1日提出、設楽町長横山光明。それでは補正の詳細について歳出から説明をしていきます。補正予算に関する説明書4ページをお開きください。人件費の補正につきましては、人事異動等による補正でございます。第3款第1項1目後期高齢者支援金及び次ページの第4款第1項1目前期高齢者納付金につきましては、支払額の確定による補正でございます。第9款第1項4目償還金については、国庫支出金等過年度分について額の確定により増額をいたします。

次に歳入でございます。戻っていただいて、3ページをお開きください。第9款第1項1目一般会計繰入金につきましては、職員異動等による繰入金の減額補正をいたします。第2項1目基金繰入金については、国庫償還金に対応するため必要額を繰り入れいたします。第10款繰越金につきましては、前年度繰越金の額の確定により増額補正をいたします。

議案第68号でございます。議案第68号「平成27年度設楽町介護保険特別会計補正予算（第2号）」、平成27年度設楽町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,959千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ935,896千円とする。2歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。平成27年9月1日提出、設楽町長横山光明。それでは補正の詳細について、歳出から説明をしていきます。補正予算に関する説明書の5ページをお開きください。人件費の補正につきましては、人事異動等による補正でございます。第3款第1項1目介護サービス給付費については、財源組み替えをいたします。6ページ第4款第1項2目23節償還金利子及び割引料については、国庫支出金等過年度分について額の確定がありましたので増額をいたします。

3ページに戻っていただきまして、歳入でございます。第4款国庫支出金及び第6款県支出金につきましては、一般会計の補正で説明したように、一般会計で繰り入れまして一般会計から繰り出す措置をとることとしたため減額し、第7款

第1項1目一般会計繰入金で、人件費に係る経費とともに受け入れることとし、増額の補正をいたします。

続きまして議案第69号でございます。議案第69号「平成27年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算(第2号)」、平成27年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,141千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ548,064千円とする。2歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。平成27年9月1日提出、設楽町長横山光明。それでは補正の詳細について、歳出から説明をしていきます。補正予算に関する説明書の4ページをお開きください。人件費の補正は先ほど申し上げましたように、人事異動等による補正でございます。第1款第1項1目総務管理費13節委託料については、公共施設等総合管理計画策定に際し簡易水道の台帳整備が必要となってまいりますので、作成業務の委託をする経費を補正いたします。第2款第1項施設管理費では、田口簡易水道で浄水場の残量計、流量計。清嶺・豊邦簡水で豊邦浄水場次亜ポンプ、名倉・津具簡水の東納庫配水池で流入弁の緊急修繕が必要となってまいりましたので、修繕費の増額補正をいたします。

3ページ歳入でございます。第5款第1項1目一般会計繰入金については、人件費及び修繕費等の増額を踏まえ、増額分を受入いたします。第6款繰越金につきましては、前年度繰越金の額の確定により増額補正をいたします。第7款第1項の1目雑入は、田口配水池流量計の落雷による建物共済金の受入分を増額補正いたします。

続きまして議案第70号でございます。議案第70号「平成27年度設楽町農業排水特別会計補正予算(第1号)」、平成27年度設楽町農業排水特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ541千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ173,868千円とする。2歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。平成27年9月1日提出、設楽町長横山光明。それでは補正の詳細について、歳出から説明をしていきます。補正予算に関する説明書の4ページをお開きください。人件費の補正でございます。人事異動等による補正でございます。

戻っていただきまして3ページ、繰越金の額の確定による補正と歳出の不足額を一般会計から繰り入れる補正を行います。

続きまして議案第71号「平成27年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算(第1号)」、平成27年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,082千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

78,028千円とする。2歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。平成27年9月1日提出、設楽町長横山光明。それでは補正の詳細について、歳出から説明をしていきます。補正予算に関する説明書の4ページをお開きください。人件費の補正につきましては、人事異動等による補正でございます。第1款第1項1目一般管理費19節負担金、補助及び交付金については、先ほど申し上げましたけど、9月から新城市民病院に替わって愛知病院と足助病院にから半日ずつ派遣医師を受ける体制に変わります。半日派遣のため、合算した1日単価が高くなるため、派遣医師負担金の増額補正をいたします。診療日が月、火、木から月、水、木に変更になります。歳出が増えた分を一般会計から繰り入れる補正をいたします。以上でございます。

議案第72号「平成27年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算(第2号)」、平成27年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ476千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ275,075千円とする。2歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。平成27年9月1日提出、設楽町長横山光明。歳出から説明をさせていただきます。4ページのほうをお開きいただきたいと思います。第1款第1項1目総務管理費でございます。これについては、職員の異動に伴い減額をさせていただきます。それから2目のネットワーク維持管理費につきましては、財源の更正をいたすものでございます。

戻っていただきまして、歳入でございます。3ページ第5款第1項1目一般会計繰入金につきましては6,006千円の減額をいたします。第6款繰越金でございます。繰越金につきましては、前年度からの繰越額の額の決定がございましたので、11,119千円の増額をさせていただきます。第7款諸収入第1項雑入でございます。第1節のネットワーク運営事務受託金、前年度の繰越金等が決まってまいりましたので、東栄町と豊根村からの情報ネットワークの運営事務費の受託金の減額をさせていただく内容でございます。以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑は、1件ごとに行います。議案第66号「平成27年度設楽町一般会計補正予算(第3号)」の質疑を行います。質疑はありませんか。

5金田 15ページの5款2項3目林業事業費の13節委託料のことについて、先ほど委託を予定していた先ができなくなったので、他の所になったため増加というふうに聞き取れたのですが、このことについて詳しくお願いします。それからもう1点、21ページ9款4項5目18節備品購入費の図書についてですが、奥三河ロータリークラブからの寄付をいただいたという大変ありがたいことですが、奥三河ロータリー文庫を創設するみたいなふうにお話が聞けたのですが、文庫の創設

ということについては、これからもほかからも寄付とかがあるかもしれませんが、文庫の創設についての決めごとみたいなことについてお伺いします。

建設課長 林業事業費の委託料につきましては、一応今まで予定をさせていただいたところですが、橋梁の修繕に関し劣化判定等に関しまして、パッケージがあつてそこへ委託すると安くできるということで予定をさせていただいたのですが、パッケージの内容がずれてきまして、それがパッケージの中に入らなくなったということで、個別の業者に委託をしなければいけないというような状況になりましたので、補正をお願いさせていただきたいと思っています。

教育課長 奥三河ロータリークラブ解散に伴いまして、残余金を各町村に寄付してくれるということで、図書の購入に充ててくださいということで、寄付の申し出がありましたので、図書の購入ということで寄付をいただきましたので、ロータリー文庫ということで設置していきたいと考えております。特に決めごとといったのはありませんけれども、図書の購入に充ててくれということでしたので、他の本とわかるように、これは寄付で購入した図書だよという文庫というか、コーナーを作るということであります。

5 金田 コーナーを作るのもいいのですが、それはおおよそ何年間くらいそこに表示されるっていうか、その固定の位置があるのでしょうか。

教育課長 年度を決めてはいませんので、おそらく購入した図書がもう使用に耐えなくなつたらなくなるということになると思います。予定では3年間、70万いただきましたので、今年30万円、来年20万、確約できませんけども、20、20というふうに購入していく予定であります。

議長 ほかに。

(なし)

議長 よろしいですか。質疑なしと認めます。議案第66号は所管ごとに分けて総務建設委員会と文教厚生委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第66号を所管ごとに総務建設委員会と文教厚生委員会に付託をします。

---

議長 議案第67号「平成27年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。議案第67号を文教厚生委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第67号を文教厚生委員会に付託をします。

---

議長 議案第 68 号「平成 27 年度設楽町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。議案第 68 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 68 号を文教厚生委員会に付託をします。

---

議長 議案第 69 号「平成 27 年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算（第 2 号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。議案第 69 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 69 号を文教厚生委員会に付託をします。

---

議長 議案第 70 号「平成 27 年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。議案第 70 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 70 号を文教厚生委員会に付託します。

---

議長 議案第 71 号「平成 27 年度設楽町つく診療所特別会計補正予算（第 1 号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。議案第 71 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 71 号を文教厚生委員会に付託します。

ここで、議案第 72 号「平成 27 年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算（第 2 号）」の鏡の日付が違っておりますので、訂正をしたいと思います。暫時休憩としたいと思います。

休憩 午後 4 時 18 分

再開 午後 4 時 23 分

議長 それでは休憩前に引き続き会議を開きます。議案第 72 号「平成 27 年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算（第 2 号）」の質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。議案第 72 号を総務建設委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 72 号を総務建設委員会に付託をします。

議長 日程第 21、認定第 1 号「平成 26 年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第 34、認定第 14 号「平成 26 年度設楽町神田平山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」の 14 議案を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。なお、すでに決算書が配布されており、議員各位におかれましては十分に精査されていると思いますので、要点を簡潔に説明願います。

副町長 それでは平成 26 年度一般会計及び各特別会計の決算概要について説明をさせていただきます。まず一般会計からでございます。認定第 1 号「平成 26 年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について」、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 26 年度設楽町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成 27 年 9 月 1 日提出、設楽町長横山光明。一般会計につきまして、歳入総額につきましては 5,768,142,493 円でございます。25 年度比 950,934,303 円、14.2%の減額となっております。町税等の不納欠損額につきましては 768,471 円。町税、負担金、使用料の収納未済額につきましては 13,107,104 円となっております。27 年度への繰越事業に伴う国県補助金の収入未済額は 74,659,000 円でございます。歳入の全体に占める割合でいきますと、地方交付税が 44.6%でトップでございます。以下、県支出金の 11.3%、町税の 11%、繰越金の 5.6%、諸収入の 5.2%、町債の 5.2%となっております。歳入のうち国等の意思により交付価格額が決定される依存財源につきましては、約 4,098,000,000 円で歳入全体の 71.0%を占めております。歳入の特徴といたしまして、国庫支出金で地域の元気臨時交付金などがなくなったものの、社会資本整備総合交付金あるいは道路整備交付金事業が大きく伸びたことによりまして増額になったこと。また県支出金で子育て支援対策基金事業、子育て支援減税手当事業、経営体育成支援事業の増額がございましたが、新庁舎の完成によりまして、庁舎建設基金の繰り入れが大きく減額したこと。普通交付税において、地域経済雇用対策費の減、雑入でダム対策費収入の生活再建資金支給事業の助成金の減、ダム関連行政事業

費負担金の減などによって、大きく減額となっております。

次に歳出でございますが、歳出総額は5,287,204,012円となりました。その特徴を款別に簡略に説明をいたします。議会費は76,364,973円で、歳出総額の1.4%で、主に人件費が占めております。映像配信システムの機器設置工事が増となりました。総務費は1,008,155,529円で、歳出総額の19.1%を占め、他の款で支出する職員及び特別職の人件費、庁舎や他の款でみる町有施設以外の施設及び庁用車の維持管理費の関する経費、電算システム経費や企画ダム対策費など幅広い内容の支出でございます。新庁舎の建設の終了やダム対策費での生活再建資金交付金の大幅な減額などによりまして860,520,000円ほどの減額となりました。民生費は876,324,897円で歳出総額の16.6%を占めており、福祉全般の支出をしております。臨時福祉給付金や社会福祉協議会補助金、これらの増。名倉保育園の基本設計、実質設計の実施によりまして92,630,000円余の増額となりました。衛生費は670,429,478円で歳出総額の12.7%を占め、住民の方々の健康増進や環境衛生などの経費を支出しております。田口地区公共下水道事業の計画策定や処理場の用地測量などの経費の計上、あるいは簡易水道特別会計、北設広域事務組合への負担金の増に伴い、大きく増額となりました。農林水産業費につきましては442,500,165円で、歳出総額の8.4%を占め、農林業の振興、農林道整備等の経費を支出しております。アグリステーションなぐらトイレ新設工事や経営体育成事業補助金、林道開設工事などの経費が増加しましたので、前年度比35,000,000円弱の増額となっております。商工費につきましては154,876,546円で、歳出総額の2.9%を占め、商工観光に要する経費を支出しました。特産品ブランド化推進調査事業あるいはまちづくり商店街安心安全向上事業補助金などの実施によりまして、前年度比14,000,000円余の増額となっております。土木費につきましては568,245,639円で、歳出総額の10.7%を占め、主に町道、町営住宅の維持管理等の経費の支出をしております。ダム関連事業の町道整備等を順次整備しておりますが、町道上原荒尾線道路設計事業、町道谷合知生線改良工事、町道八橋天堤線改良工事などについて、繰越明許の措置をとったこともあり前年度比37,000,000円余の減額となっております。消防費につきましては265,480,414円で、歳出総額の5.0%を占め、消防防災対策全般に係る経費の支出をしておりますが、設楽分署増築工事、広域消防事務費負担金の増など前年度比23,000,000円余の増額となっております。教育費につきましては390,217,703円で、歳出総額の7.4%を占め、学校教育や社会教育に関する経費を支出しております。歴史民俗資料館、仮称でございます。敷地造成工事や津具スポーツ広場の夜間照明の柱の補強工事などで、前年度比16.2%の増額となりました。災害復旧費は5,202,432円で、歳出総額の0.1%を占めましたが、幸い26年度は大きな災害がなかったため、前年度比21,000,000円余の減額となっております。公債費は702,925,832円で、歳出総額の13.3%を占め前年度比9,310,000円余の減額となりました。諸支出金は126,480,404円余で、歳出総額の2.4%を占め、財政調整

基金への積立が主なものでございます。歳入総額から歳出総額を差し引いた額につきましては 480,938,481 円でございますが、次年度に繰り越す財源として 185,929,000 円がありますので、実質収支額は 295,009,481 円となります。

次に特別会計でございます。認定第 2 号「平成 26 年度設楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 26 年度設楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成 27 年 9 月 1 日提出、設楽町長横山光明。国民健康保険特別会計につきましては、歳入総額 649,759,587 円、歳出総額 629,621,283 円、歳入歳出差引額は 20,138,304 円となります。

次に認定第 3 号「平成 26 年度設楽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 26 年度設楽町介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成 27 年 9 月 1 日提出、設楽町長横山光明。歳入総額につきましては 843,742,390 円、歳出総額 834,143,970 円でございます。歳入歳出差引額 9,598,420 円でございます。

続きまして認定第 4 号「平成 26 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 26 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成 27 年 9 月 1 日提出、設楽町長横山光明。歳入総額につきましては 204,975,138 円、歳出総額は 204,934,338 円、歳入歳出差引額 40,800 円でございます。

続きまして認定第 5 号「平成 26 年度設楽町簡易水道等特別会計歳入歳出決算の認定について」、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 26 年度設楽町簡易水道等特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成 27 年 9 月 1 日提出、設楽町長横山光明。歳入総額につきましては 535,257,773 円、歳出総額 535,207,643 円、歳入歳出差引額 50,130 円でございます。

続きまして認定第 6 号「平成 26 年度設楽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について」、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 26 年度設楽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成 27 年 9 月 1 日提出、設楽町長横山光明。歳入総額につきましては 129,879,076 円、歳出総額が 129,876,376 円、歳入歳出差引額 2,700 円でございます。

続きまして認定第 7 号「平成 26 年度設楽町町営バス特別会計歳入歳出決算の認定について」、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 26 年度設楽町町営バス特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成 27 年 9 月 1 日提出、設楽町長横山光明。歳入総額につきましては 49,242,294 千円、歳出総額 49,242,294 円、歳入歳出差引額 0 円でございます。

続きまして認定第8号「平成26年度設楽町つぐ診療所特別会計歳入歳出決算の認定について」、地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度設楽町つぐ診療所特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成27年9月1日提出、設楽町長横山光明。歳入総額につきまして74,390,974円、歳出総額74,390,974円、歳入歳出差引額は0円でございます。

次に認定第9号「平成26年度設楽町情報ネットワーク特別会計歳入歳出決算の認定について」、地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度設楽町情報ネットワーク特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成27年9月1日提出、設楽町長横山光明。歳入総額につきましては284,904,802円、歳出総額273,685,742円、歳入歳出差引額11,219,060円でございます。

認定第10号、それから認定第11号、認定第12号、認定第13号、認定第14号につきましては、田口、段嶺、名倉、津具、神田平山の各財産区の特別会計の決算でございますけれども、その状況については決算書をご覧いただくことで説明を省かせていただきます。以上、決算の説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。次に、監査委員の決算審査の御意見を、後藤代表監査委員にお願いをします。

代表監査委員 それでは監査の結果を報告します。地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により決算審査に付された、平成26年度設楽町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに各基金の運用状況等について、意見書により説明します。審査は平成27年8月4日と6日、7日、12日の4日間で熊谷監査委員と実施しました。審査の対象は平成26年度設楽町一般会計及び各特別会計並びに各基金です。一般会計及び13特別会計の歳入歳出に係る決算総額は、歳入総額8,546,056,164円、歳出総額8,023,047,836円、差引額523,008,328円で、その内訳は表1（一般会計）及び表2（特別会計）のとおりです。また一般会計13及び特別会計14の計27基金に係る決算年度中の増減高及び決算年度末の現在高の合計額は、前年度末現在高4,202,508,684円、決算年度中の増減高91,637,253円の減です。決算年度末現在高4,110,871,431円であり、その内訳は表3（各基金の総括表）のとおりです。審査にあたっては、決算書附表、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況調書を対象として、計数上の誤りの有無、財産運営の健全性、財産管理の的確性、さらに予算の執行については関係法令に従い正確かつ効率的に実施されたか等に主眼をおき、例月出納検査及び定例監査の結果も参考にして、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類との照合、その他必要と認める審査手続きを実施しました。

審査の結果として、審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに各基金の運用状況調書の計数は、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類との照合の結

果、事務処理で検査・監査体制の不備により、納税通知書等の誤発送、過誤納還付金と件数の多さや還付処理の遅延などがあり、今後は関係法令に則り適正かつ早期に処理すること。計数については適正と認められました。

財政状況として、平成 26 年度の決算規模は、一般会計では歳入総額 5,768,142,493 円、歳出総額 5,287,204,012 円、差引額 480,938,481 円となっており、特別会計では歳入総額 2,777,913,671 円、歳出総額 2,735,843,824 円、差引額 42,069,847 円となっています。一般会計の歳出面での決算規模は、平成 25 年度との比較において新庁舎工事請負費等の歳出が終わり、約 17.2%減少した。歳入面では約 14.1%の減少となりました。町税の不納欠損額が対前年比 33.7%の増加で、収入未済額も 29.6%と大きく増加しており、滞納者に対して、きめ細かい納付指導を行うなど、不納欠損額と収入未済額を少なくするよう努力されたいです。特別会計の決算規模は、平成 25 年度との比較において、国民健康保険特別会計、簡易水道等特別会計及びつぐ診療所特別会計において減少したことにより、歳入面で約 1.2%、歳出面で約 1.1%との減少となりました。財政全体として、歳入及び歳出に係る予算と執行は、概ね効率的かつ効果的に配分され、適正に執行されたものと認められます。

財政運営について、国及び地方ともに財政状況が厳しい中、当町においては引き続き、ダム対策事業等の大型事業が計画、執行されていくことから、今後とも健全で、適切かつ確な、将来を見据えた財政運営を望みます。また財政基盤の弱い当町にあっては、歳入面での収入未済額の減少に努力することはもちろんですが、事務及び事業内容について、企業性、採算性も十分考慮した上で、行財政の健全性を常に念頭に置き、積極的に見直しを行うなど適正化を図りつつ、有効な予算執行がなされることを望みます。例月出納検査の際に、休日等の公金の保管について指導した結果、簡易金庫の設置と授受方法を明確にするなど、早期に是正されました。決算審査の結果は以上です。

議長 提案理由の説明と監査委員の審査意見の報告がありました。監査委員の審査意見について質疑を行います。質疑はありませんか。

4 夏目 決算意見書の中の第 2 審査の結果、1 決算計数についてお伺いします。下から 4 段目のほうにございますように、「事務処理で検査・監査体制の不備により、納税通知書等の誤発送、過誤納還付金と件数の多さや還付処理の遅延があり」というところがございますが、これについては何税でこういうことがおき、その理由は明確になっているのでしょうか。ちょっとお聞きします。

代表監査委員 情報ネットワーク特別会計において過誤納還付金の処理で、25 年度分を返すのに、26 年 6 月から 27 年 3 月、1 年後に還付処理をしている。それともう 1 点、財政課において固定資産税督促状の誤発送と、町民税県民税を年金より引き落とす税額の誤計算をして訂正の納税通知書を再送しております。そして町民課では、保険料過誤の還付金数 266 件、還付金額 2,075,100 円と非常に多いということがありました。以上です。

議長 ほかに。

4 夏目 この辺の理由については何か探求されているのか。わかっているか。そのへんちょっとお聞きしたいです。

代表監査委員 それについては担当課のほうから説明を受けていただきたいと思いますけど。

財政課長 財政課のほうの固定資産税の督促状の誤発送ですが、この件につきまして、基幹システムを使用しているのですが、そちらのほうの消し込み処理を忘れたために、実際は入金があった人に対して督促状を発送してしまったということです。以上です。

町民課長 町民課からお答えいたします。過誤納の件数の多さについてお答えします。過誤納は保険料等に多く発生しますが、算定の仕方を変えた相手方の加入の状況が変わったということで、過誤納が発生いたします。それを還付することについて、多くの件数が発生しておりますが、それについて、監査委員からは時期の遅延等について御指摘をいただいたところでございます。

津具総合支所長 ネットワークの関係につきましては、加入者が脱退したときに脱退届の提出が引越したときが本来でございますけれども、それが遅れまして後日になってネットワークの担当でわかったのが、ちょっと時間的に過ぎましたけれども還付させていただいたという形になっております。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 それではお諮りをします。認定第1号から認定第14号までの14議案については、慎重審査の必要があると認められますので、議長を除く11名で構成する決算特別委員会を設置して審査したいと思いますのですが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。認定第1号から認定第14号までの14議案については、11名による決算特別委員会を設置し、付託して審査することに決定しました。お諮りします。決算特別委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、今泉吉人君、河野清君、金田敏行君、夏目忠昭君、金田文子君、高森陽一郎君、熊谷勝君、伊藤武君、山口伸彦君、田中邦利君、松下好延君を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。決算特別委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。決算特別委員会の方は次の休憩中に委員会を開催し、正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。5時になっても会議がどうも終わりそうもありません。お諮りします。会議規則第9条で会議時間は午後5時までとなっておりますが、午後5時を過ぎてもこのまま会議を続けたいと思いますが御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、午後5時を過ぎてもこのまま会議を続けます。それではお諮りします。ここで、暫時休憩とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。暫時休憩とします。

休憩 午後4時52分

再開 午後4時59分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。決算特別委員会の正副委員長の互選について報告がありました。委員長に11番松下好延君、副委員長に3番金田敏行君が選任されましたので御承知おきください。なお、決算特別委員会は、9月3日午前9時から総務建設委員会所管、9月7日午前9時から文教厚生委員会所管です。よろしくお願いをします。

以上で本日の日程は全て終了しました。本日はこれで散会とします。御苦労さまでした。

散会 午後5時00分